

鴻巣市環境審議会委員委嘱式・第1回会議次第

日 時：令和5年10月27日（金）

午後1時30分～

場 所：理事者控室（本庁舎5階）

I 鴻巣市環境審議会委員委嘱式

- 1 開会
- 2 委員委嘱
- 3 市長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 会長、副会長選出
- 6 閉会

II 第1回鴻巣市環境審議会

- 1 開会
- 2 環境審議会について
- 3 審議会の公開について
- 4 鴻巣市の主な計画書等について

————— 休憩 —————

- 5 講演 気候変動の緩和と適応について
- 6 その他
- 7 閉会

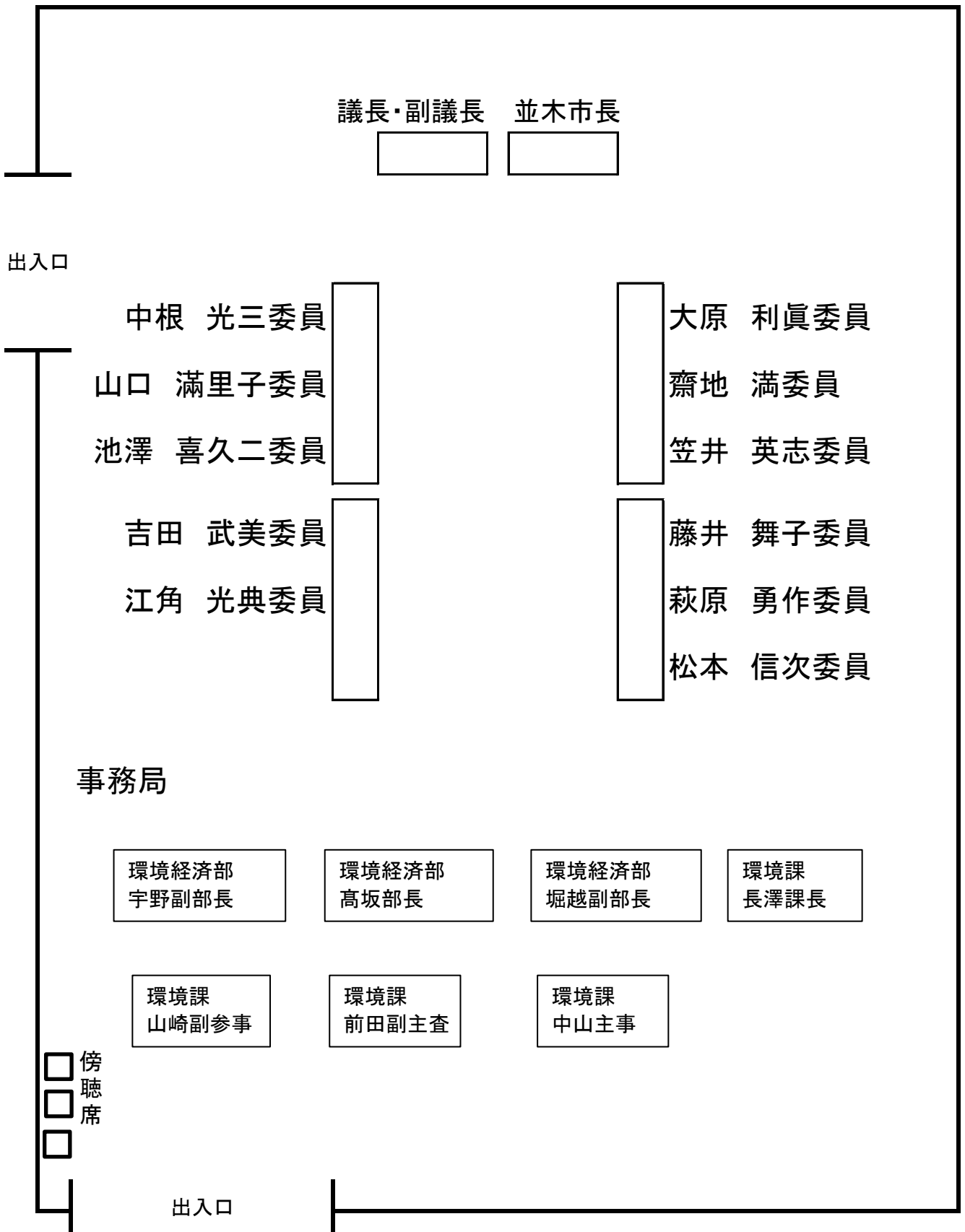
鴻巣市環境審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

選出区分	団体等名称	氏名	ふりがな
識見者	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	大原 利真	おおはら としまさ
	鴻巣市立小・中学校長研究協議会 鴻巣市立馬室小学校長	齋 地 満	さいち みつる
	学校法人ものづくり大学 教授	田 尻 要	たじり かなめ
行政関係機関	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所 河川環境課長	笠井 英志	かさい ひでゆき
	埼玉県環境部中央環境管理事務所 所長	成尾 耕治	なりお こうじ
関係団体	一般社団法人鴻巣市商工会 女性部常任委員	藤井 舞子	ふじい まいこ
	鴻巣市環境衛生連合会 役員	萩原 勇作	はぎわら ゆうさく
	鴻巣市農業委員会 農業委員	松本 信次	まつもと のぶじ
公募委員	公募委員	江角 光典	えずみ みつのり
	公募委員	吉田 武美	よしだ たけみ
	公募委員	池澤 喜久二	いけざわ きくじ
	公募委員	山口 満里子	やまぐち まりこ
	公募委員	中根 光三	なかね みつぞう

任期：令和5年10月27日から令和7年10月26日まで

鴻巣市環境審議会 座席表



○鴻巣市環境審議会条例

平成6年12月22日条例第35号

改正

平成15年3月14日条例第1号

平成17年9月22日条例第137号

平成21年3月13日条例第1号

平成25年3月28日条例第19号

平成27年3月27日条例第1号

鴻巣市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、鴻巣市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境保全の基本的事項に関すること。
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制及び一般廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理に関すること。
- (3) その他前2号で必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。

2 鴻巣市公害対策委員会条例（昭和44年鴻巣市条例第25号）は、廃止する。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第137号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第19号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

環境基本法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

鴻巣市附属機関等の設置及び運営に関する基本方針

平成22年11月12日 市長決裁
平成23年 8月30日 改 正
平成24年12月17日 改 正
平成26年 7月15日 改 正
令和 2年10月 2日 改 正

1 目的

本方針では、附属機関及び懇話会等の設置・運営の適正化を図り、それによって行政の公正を確保し透明性を向上させるとともに、市民の市政への参画の機会を拡充するために必要な事項を定めるものとする。

2 定義

1 附属機関

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提として必要な調停、審査、審議又は調査を行うことを職務として設置される機関をいう。

附属機関の構成員は、地方自治法第202条の3第2項により非常勤職員とされ、報酬及び費用弁償を支給するものとする。

2 懇話会等

調停、審査、審議又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として市民や有識者等の参集を求めるもので、規則・要綱によって設けられる会合をいう。

懇話会等の構成員は非常勤職員には当たらないため、役務の提供に対する対価は報償費により支給するものとする。

3 その他(上記の附属機関及び懇話会等に含まれないもの)

- (1) 市民が主体となって運営する市民組織的なもので、事務局が市の内部に置かれている組織
- (2) 市職員のみで構成する内部組織としての委員会等
- (3) 他の地方公共団体又は関係団体により構成され、当該構成員である団体の負担金等により運営される協議会等
- (4) イベントその他特定の事業を実施するために組織された実行委員会等

3 附属機関及び懇話会等の設置及び運営

- 1 附属機関及び懇話会等の設置及び運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 設置は、行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から、真に必要なものに限ること。
 - (2) 設置目的又は審議事項が類似することを防ぐため、所掌事務については重複を避け、できる限り広範囲のものとし、さらに分科会や部会を設ける等弾力的かつ機能的な運営に努めること。
 - (3) 委員の数は、20人以内とすること。ただし、法令に定めがある場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
 - (4) 設置目的が臨時的なものについては、設置期限を明示すること。
 - (5) 懇話会等の構成員に支給する報償費については、予算の範囲内で所管課が設定する。支給する場合は、会合の性質、他の自治体における類似会合等の金額との整合を図り、設置要綱等に金額を明記すること。
- 2 特に、懇話会等の設置及び運営に当たっては、附属機関との差異を明確にするため、次に掲げる事項に十分に留意するものとする。
 - (1) 懇話会等の名称は、「審査会」「審議会」「調査会」「検討委員会」その他附属機関と誤って受け取られるような表現を用いないこと。
 - (2) 懇話会等の所掌事務として、「審査」「審議」「調査」その他附属機関と誤って受け取られるような事務を所管させないこと。
 - (3) 懇話会等においては、附属機関と誤って受け取られるような、組織としての意思を決定するための手続き(定足数、採決等)による運営を行わないこと。
 - (4) 懇話会等において聴取した意見等については、附属機関の審議結果と誤って受け取られるような「答申」「建議」「提言」等の表現を用いないこと。
 - (5) 懇話会等の委員に対し、辞令又は委嘱状を交付しないこと。

4 委員の選任

附属機関及び懇話会等の委員の選任に当たっては、法令等に特別な定めのある場合を除き、その設置目的又は所掌事務に照らして、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見を反映させるとともに公正性の確保を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 的確かつ効率的に目的を達成できるよう、各界各層及び幅広い年齢層のうちからふさわしい人材を選任すること。
- (2) 女性の選任に当たっては、「鴻巣市審議会等の委員への女性登用推進要綱」(平成15年2月24日市長決裁)によること。
- (3) 市職員は、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合を除き、原則、委員に選任しないこと。
- (4) 市議会議員は、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合を除き、原則、委員に選任しないこと。

- (5) 委員の在任期間は、一の附属機関等において連続して2期を超えないこと。ただし、当該委員が他に代え難い専門知識・資格等を有するなど、特別な事情がある場合はこの限りでない。
- (6) 同一人を委員として選任できる附属機関等の数は、原則として3機関までとすること。

5 委員の公募

1 附属機関及び懇話会等の委員の選任に当たっては、市民の市政への参画意識高揚及び機会拡充を図るとともに、生活者としての市民の意見を行政に反映させるため、公募による選任を積極的に行うこととする。

公募を実施する場合における当該附属機関等の委員定数に占める公募委員の割合は、30パーセント以上を目標とする。ただし、公募委員の枠を設定した場合において、応募がなかったとき、又は選考の結果公募委員の枠に満たなかったときは、指名その他の方法により委員を選任することができることとする。

また、次に掲げる事項に該当する場合には公募による選任を行わないことができる。

- (1) 法令等の定めにより委員が規定されている場合
- (2) 行政処分に係る審議等を行う場合
- (3) 市民の権利を制限する内容に係る審議等を行う場合
- (4) プライバシーの保護、中立・公平性の確保を要する場合
- (5) 高度な専門知識や資格・免許等を必要とする場合
- (6) その他附属機関等の設置目的、所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと思われる場合

2 公募により委員を選任するときは、公募に関する基準を定め、選任予定日の概ね2箇月前までに、市広報紙等に次に掲げる事項を掲載することにより、広く周知を図るものとする。

- (1) 附属機関等の名称、設置目的及び所掌事務（活動内容）
- (2) 選任の時期及び任期
- (3) 募集人数
- (4) 応募資格
- (5) 応募方法
- (6) 募集期間
- (7) 選考方法及び選考結果の通知方法
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他の必要事項

6 会議の公開

1 附属機関及び懇話会等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合

- (2) 鴻巣市情報公開条例(平成13年鴻巣市条例第4号)第7条各号に規定する情報について審議等を行う場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生ずるおそれがある場合
- 2 附属機関及び懇話会等の会議の公開又は非公開については、前項の基準に基づき当該附属機関及び懇話会等が決定するものとする。
 - 3 附属機関及び懇話会等は、公開する会議を開催するに当たっては、事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
 - 4 附属機関及び懇話会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
 - 5 附属機関及び懇話会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴者に対し会場からの退出を求めることができる。
 - 6 附属機関及び懇話会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する資料(鴻巣市情報公開条例第7条各号に規定する情報が記載されているものを除く。)を傍聴者の閲覧に供するものとする。
 - 7 附属機関及び懇話会等は、公開する会議を開催したときは、審議会等の会議録の作成及び公表に関する基準に基づき、会議録を作成し、公表するものとする。

7 見直し

既に設置されている附属機関等が次の各号のいずれかに該当したときは、廃止又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢等の変化により、著しく必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発であり、成果に乏しいもの
- (4) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、行政の簡素・効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの

8 調整事項

- 1 各課長は、附属機関及び懇話会等を設置及び統廃合する際には、総合政策課長へ報告するものとする。

また、所管する附属機関等の運営状況についても、必要に応じて適宜、総合政策課長へ報告するものとする。

鴻巣市環境審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市環境審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会場の都合により定めるものとする。

(傍聴の手續)

第3条 鴻巣市環境審議会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 傍聴希望者が第2条で定める定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する

(傍聴席への入場禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 前号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙を行うこと。

(5) 帽子をかぶること。

(6) 携帯電話を使用すること。

(7) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。

ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、平成29年10月4日から施行する。

鴻巣市の環境



令和4年度
(令和3年度実績)

鴻 巣 市

本書の発行目的

本市では、環境の保全及び創造を推進し、自然と人間が共生できる環境にやさしいまち鴻巣市をつくるため、平成12年6月30日に「鴻巣市環境基本条例」を制定し、同年10月1日から施行いたしました。

条例では、環境の保全及び創造について、基本理念を定めるほか、市、市民、事業者及び民間団体の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することとなっており「鴻巣市環境基本計画」を策定して取組を進めております。

「鴻巣市の環境」は、基本計画で定めた環境の保全及び創造に関する施策について、本市が講じた取組の結果を取りまとめたものです。

本書により、多くの市民、事業者及び民間団体の方々の環境問題に対する理解が深まるとともに、本市における環境の保全及び創造の一助となることを目指しています。

● 鴻巣市環境基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間で組織する団体（以下「民間団体」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（報告書）

第8条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を鴻巣市議会及び鴻巣市環境審議会に提出するとともに、これを公表するものとする。

目 次

第 1 章 環境基本計画の概要

1	計画の基本的事項	1
	(1) 計画の目的と位置付け	
	(2) 計画期間	
2	計画の進行管理	1

第 2 章 環境の現状と令和 3 年度に講じた施策

第 1 節	自然共生社会	2
1	自然に親しむ取組	3
	(1) 自然環境調査・野鳥観察会の実施	
	(2) 環境教育の実施	
	(3) 元荒川の水辺空間の整備	
	(4) 川や田園のある風景に親しむ散策コースの設定	
	(5) 市民農園の設置	
2	生物多様性の維持・保全	9
	(1) 特定外来生物への対応	
	(2) 人にも生きものにもやさしい農業の推進	
	(3) 農地が持つ多面的な機能の保全	
	(4) 地産地消の推進	
第 2 節	低炭素社会	16
1	市民等の温室効果ガスの排出抑制の支援	17
	(1) 住宅用省エネルギー設備設置の補助	
	(2) EV 急速充電器の導入による電気自動車の普及促進	
	(3) 市有施設の屋根貸しによる太陽光発電の普及促進	
	(4) サイクリングロードの設定・管理	

2	市の温室効果ガスの排出抑制の取組	20
	(1) 鴻巣市地球温暖化対策実行計画の取組	
	(2) 蛍光灯型 LED ランプの導入	
	(3) 緑のカーテンの実施	
	(4) 次世代自動車の導入	
	(5) 鴻巣市節電対策	
第3節	循環型社会	23
1	一般廃棄物処理の現況	24
	(1) 一般廃棄物処理量の現況	
	(2) 資源化物処理量の現況	
	(3) 資源化率の現況	
2	ごみ減量化に向けた取組	26
	(1) 生ごみ処理機器購入の補助	
	(2) 廃食油の回収と再資源化	
3	リサイクルの推進	27
	(1) 資源回収	
	(2) 集団回収	
4	環境美化の取組	28
	(1) 荒川河川敷の不法投棄の防止（埼玉県央域荒川クリーン協議会）	
	(2) 路上喫煙とポイ捨ての禁止	
第4節	安全・安心が確保される社会（生活環境の保全）	29
1	身近な環境を知る取組	30
	(1) 公害苦情	
	(2) 大気	
	(3) 水環境	
	(4) 騒音・振動	
	(5) 悪臭	
	(6) ダイオキシン類	

2	環境負荷を減少・改善する取組	48
	(1) 大気汚染の防止対策	
	(2) 水質汚濁の防止対策	
	(3) ダイオキシン類の発生抑制対策	
	(4) 土地埋立てに関する指導	
	(5) あき地雑草に関する指導	

第5節 協働社会 53

1	市民の参加を促す取組	54
	(1) エコチェンジポイント	
	(2) エコチェックサマー・ウインターの実施	
	(3) 緑のカーテンコンテストの開催	
	(4) 環境衛生連合会との連携	
	(5) 3010 運動の展開	
	(6) 鴻巣市民大学講座「こうのとりアカデミー」の公開講座	
2	取組を継続させる仕組みづくり	59
	(1) 環境にやさしいまちづくり基金	
	(2) コウノトリの里づくり基金	

第3章 環境基本計画における指標の進捗状況一覧

1	指標の進捗状況一覧	60
---	-----------	----

資料

1	鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言	61
2	環境大臣メッセージ	62

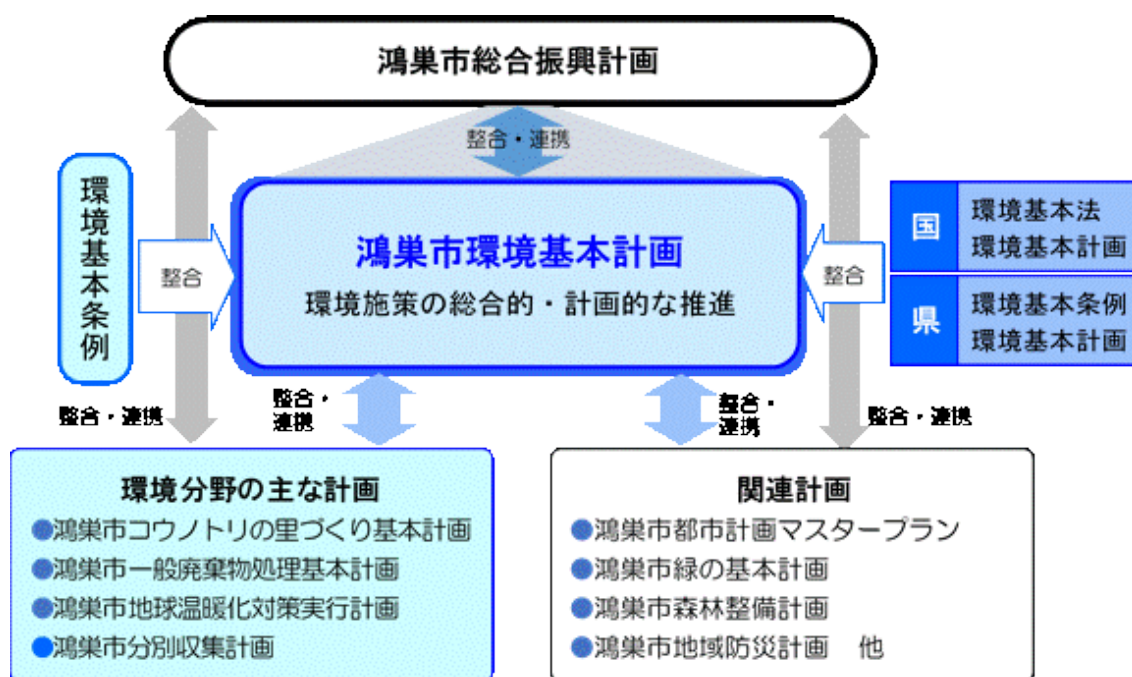
第1章 環境基本計画の概要

1 計画の基本的事項

(1) 計画の目的と位置付け

「鴻巣市環境基本計画」は、市政運営の指針を定めた鴻巣市総合振興計画の環境政策における個別計画として位置付けられ、市が市民や事業者との協働のもとで環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定されています。

そのため、総合振興計画はもちろん、環境分野の計画や都市計画マスタープランなどの関連計画、環境に影響を及ぼすと認められる全ての施策の策定・実施において、本計画との整合・連携が図られている必要があります。



環境基本計画の位置付け

(2) 計画期間

環境基本計画は、計画期間を平成30年度から令和9年度の10年とし、施策・事業等の進捗状況、本市を取り巻く社会情勢・経済情勢の変化や、国・県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 計画の進行管理

環境基本計画では、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、計画に基づく取組がどれだけ進んでいるのかを明らかにするための客観的な「モノサシ」となる指標を設定し、その点検・評価、見直し、次年度の事業実施への反映といったマネジメントサイクルの中で進行管理を行うことにより計画の実効性を高めています。

第2章 環境の現状と令和3年度に講じた施策

第1節 自然共生社会

自然共生社会とは、人間と地球に生きる全ての生物が共に暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会です。

私たちは、自然からの恵みを受けながら生活していますが、ライフスタイルの変化、自然への関心の低下、過剰な開発行為、外来種の侵入等により、自然や生物の多様性が損なわれてきており、このままでは将来にわたって、自然の恵みを受け続けることができなくなってしまいます。

ここからもう一度、自然と共生した暮らしについて考え、生物多様性の保全や自然とのふれあいを深めていくことにより、自然共生社会の実現に向けた取組を行い、自然と共生する持続的な魅力のあるまちづくりを推進していく必要があります。



【環境基本計画で定める自然共生社会関連指標】

項目	基準	R3 実績値	中間目標 (R4)
生物多様性が保たれていると思う市民の割合	73.7% (H27)	81%	79.7%
自然環境イベント実施回数	4回 (H28)	2回	5回
自然環境イベント参加人数	117人 (H28)	47人	153人

1 自然に親しむ取組

(1) 自然環境調査・野鳥観察会の実施【環境課】

市民と協働で野鳥観察会を行い、身近な自然に触れることにより市民の環境に対する意識を高めるとともに、地域の自然環境の重要性を知る機会を提供することを目的として、平成23年度から実施しています。

観察会は、身近に残されている自然環境の一端を垣間見ることができる大切な機会となりますが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、観察会を中止し、調査のみを行いました。

○ 自然環境調査の実施状況

日程・場所：令和4年2月19日（土）

上谷総合公園周辺

榎戸堰公園周辺

確認野鳥種：36種類

キジ、マガモ、カルガモ、コガモ、カイツブリ、キジバト、カワウ、アオサギ、ダイサギ、バン、オオバン、トビ、ノスリ、カワセミ、チョウゲンボウ、モズ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、シジュウカラ、ヒバリ、ヒヨドリ、メジロ、ムクドリ、ツグミ、ジョウビタキ、スズメ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、カワラヒワ、シメ、ホオジロ、カシラダカ、アオジ、オオジュリン、カワラバト（ドバト） 等



観察されたオオバン（左）とカワセミ（右）

(2) 環境教育の実施【環境課】

環境の保全及び創造に対する理解を深めるとともに、活動を行う意欲の増進を図るための啓発活動として、環境教育を実施しています。

一言で「環境」といっても、取り扱う対象範囲が幅広く、かつ内容も複雑であることから、対象者を小・中学生向けと一般向けとに分けることで、知識や経験に応じた事業内容で実施しています。

① 元荒川カヌー環境教室・親子カヌー体験環境教室

市民団体（元荒川カップの会）との共催により、小・中学生を対象として実施する環境教室で、元荒川の榎戸堰周辺において、カヌーに乗船しながら行う川の清掃や元荒川に棲む生きもの探しなどを体験します。

カヌーの乗船といった普段することのない体験を通じ、ふるさと鴻巣の豊かな自然を心と体で感じるとともに、自らが住む地域の環境の現状とその大切さについて理解を深めることをねらいとしています。

令和3年度は親子で一緒に体験できるよう「親子カヌー環境教室」も開催しました。

「元荒川カヌー環境教室」

令和3年度における実施状況

日程・場所：令和3年5月16日（日）

榎戸堰公園周辺（鴻巣市榎戸2丁目6）

参加者数：32名

回収したごみ：燃やせないゴミ約10袋

「親子カヌー体験環境教室」

日程・場所：令和3年6月20日（日）

榎戸堰公園周辺（鴻巣市榎戸2丁目6）

参加者数：15名

回収したごみ：燃やせないゴミ約12袋



川の清掃活動（左）と生きもの探し（右）

② コウノトリ野生復帰センター「天空の里」

本市では、市名の由来ともいわれ、市民になじみが深いコウノトリをシンボルに、人にも生きものにもやさしい「コウノトリの里」の実現に取り組んでいます。

令和3年度は、コウノトリ野生復帰センター「天空の里」で、つがいのコウノトリの飼育・一般公開を開始しました。

天空の里は、つがいのコウノトリを飼育し、生まれたヒナを放鳥することでコウノトリの野生復帰に貢献します。また当施設は、環境学習の拠点としてコウノトリを間近で観察できるほか、時季に合わせた展示やイベントを随時行っています。



(左)天空の里 外観、(右)飼育しているコウノトリ2羽 (左：オスの空、右：メスの花)

③ コウノトリの里づくりの普及・啓発

コウノトリの里づくり事業を多くの方に知っていただき、将来の担い手につなげていくため、天空の里の飼育員を講師とし市内の学校に出向き、コウノトリの生態や、多様な生きものが生息できる自然環境の大切さなどを学ぶゲストティーチャー授業や、市民団体等を対象とした出前講座などを実施しています。



ゲストティーチャー授業

(参考) 令和3年度におけるゲストティーチャー授業の実施状況

日程、場所：令和4年1月20日(木) 鴻巣北小学校

人数：57名(4年生・2クラス)

④ 田んぼの生きもの観察会

「なつみずたんぼ」において、生きものを捕まえたり、観察を行うことを通じて、身近な生きものの生態や、コウノトリの餌となる生きものの量を調べる方法について学ぶ事業を実施しています。

「なつみずたんぼ」は、7月～9月の間、耕作しない田んぼに水を張り管理することで、地力を維持しつつ農地が荒れてしまうのを防ぐために行っています。また、無農薬で管理し土用干しなども行わないため、多くの生きものすみかとなり、レッドデータブックに掲載されているようなトウキョウダルマガエルやコガネムシなど希少な生物も多く確認することができます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止としました。

(参考) 令和元年度における実施状況

日程・場所：令和元年8月17日（土） 明用地区なつみずたんぼ

参加者数：12名



なつみずたんぼ（左）と生きもの探し（右）

(3) 元荒川の水辺空間の整備【総合政策課・都市計画課】

水辺空間の整備・地域の振興・観光資源の充実を目的に、県と市と市民の3者が協働して、平成28年度より「川の国埼玉 はつらつプロジェクト」に取り組んでいます。

地元住民や関係団体などから広く意見を聴くため「鴻巣市吹上地域元荒川はつらつプロジェクト懇話会」を設置し、懇話会で取りまとめられた事業の中から、これまでに県による散策路や親水施設（テラス）等の整備のほか、市では案内看板の設置を行っています。

令和3年度には、新たに榎戸堰公園に案内看板を設置するとともに、遊歩道4か所に距離表示板の設置を行いました。

○実施状況

整備内容：案内看板（榎戸堰公園）、距離表示板（佐賀橋～新宿橋区間の遊歩道）



榎戸堰公園の案内看板（左）と遊歩道の距離表示板（右）

(4) 川や田園のある風景に親しむ散策コースの設定【スポーツ課】

「人もまちも健康」を掲げる本市では、ウォーキングによる健康増進のため市内に6つのウォーキング推奨コースを設定しています。

コースについては、どこからでもスタート・ゴールできる周回コースとなっているほか、ウォーキングにプラスして、地域の再発見や運動増進につながるようにも工夫されており、コースを紹介するために作成したマップには、ウォーキング指導、食事指導、名所・史跡、健康器具設置公園が掲載されています。

6つのコースは、荒川や元荒川、田園地域などを巡るルートとなっており、豊かな自然環境や季節の移ろいに親しむことができます。

(5) 市民農園の設置【農政課】

自然とふれあうことのできる農作業の体験や地域の農家等との交流を通じて、生活のリフレッシュの増進や地域コミュニティの活性化に資するとともに、農業に対する理解を深めることのできる憩いの場として、市民農園を設置しています。

また、区画の貸し出しだけでなく、小学生による田植え・稲刈り体験を開催するなど、市民が土や農業に親しむ場となっています。

○市民農園の概要

所 在：鴻巣市寺谷736

敷地面積：17,692㎡

農園區画数：255区画（50㎡=40区画、30㎡=215区画）

利 用 料：年25,000円（50㎡）、年15,000円（30㎡）

利 用 期 間：1年間

施 設 概 要：一般区画255区画、福祉農園8区画、体験学習農園（果樹園・水田）、管理棟、休憩所など

貸出区画数：212区画【令和4年3月31日現在】

2 生物多様性の維持・保全

(1) 特定外来生物への対応【環境課】

アライグマは北米や中南米が原産で、ペットとして輸入され飼われていたものが逃げたり、捨てられたことにより国内各地で野生化しています。

また、天敵が少なく、雑食性で強い繁殖力を持っていることから、生息密度の高い地域では、在来の野生動物や生態系に悪影響が出ているのではないかと懸念されているところです。



県では、野生化したアライグマによる農作物の食害や人家に棲みつく等の生活被害が平成 18 年度から急速に増加しており、急激な個体数の増加に伴って被害が拡大し、生息分布も県全域に拡大するおそれがあるため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき平成 19 年 3 月「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、計画的な防除対策を実施しています。

本市では、平成 22 年度から県の計画に参画してアライグマの捕獲を行っており、令和 3 年度は 193 頭を捕獲しました。

年度別アライグマ捕獲頭数

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
埼玉県	5,047 頭	5,455 頭	7,180 頭	8,080 頭	8,652 頭
鴻巣市	79 頭	60 頭	82 頭	153 頭	193 頭

(埼玉県アライグマ生息状況等調査業務報告書より作成)

(2) 人にも生きものにもやさしい農業の推進【環境課】

市における貴重な自然環境であり、市域のおよそ4分の1を占める水田に着目し、慣行農法よりも減農薬・減化学肥料で栽培され、本市のブランド米に位置付けられている「こうのとり伝説米」の普及・拡大を進めることで、人にも生きものにもやさしい農業の推進を図っています。

① 学校給食での活用

市内全ての小・中学校の学校給食にて、減農薬・減化学肥料により栽培され、健康にも自然環境にもやさしいお米である「こうのとり伝説米」の活用を進めています。

給食での活用により、学校現場における食育や環境教育の面の相乗効果への波及も図っています。

年度別活用状況

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
実施回数	11回	11回	10回	33回	33回
使用量	8,271kg	8,182kg	7,337kg	10,878kg	11,213kg

② 3歳児健康診査での配付

環境にやさしい農業の普及と地域の活性化を推進するとともに、健康診査受診率の向上による「健康こうのす」の実現と子育て支援策の充実を図るため、3歳児健康診査を受診した幼児とその保護者に、こうのとり伝説米を配付しています。

また令和2年度からは鴻巣市に婚姻届・出産届を提出した方へ記念品としても配布を開始しています。

年度別活用状況

(1) 3歳児健康診査

年度	R 1 (1人/2kg)	R 2 (1人/2kg)	R 3 (1人/900g)
配付者数	755人	885人	811人
配付量	1,510kg	1,770kg	729.9kg

(2) 結婚祝

年度	R 2 (1人/2kg)	R 3 (1人/900g)
配付者数	288人	247人
配付量	576kg	222.3kg

(3)出産祝

年度	R 2 (1人/2kg)	R 3 (1人/900g)
配付者数	650 人	644 人
配付量	1300 kg	579.6 kg

(3) 農地が持つ多面的な機能の保全【農政課】

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を有し、その利益は広く多くの方が享受していますが、集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられているこれら機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、国・県とともに、多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しています。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革も後押ししています。

○多面的機能支払交付金の概要

構成：

(1) 農地維持支払交付金 ⇒ 多面的機能を支える共同活動を支援

支援対象の例・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成

(2) 資源向上支払交付金 ⇒ 地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象の例・水路、農道、ため池の軽微な補修
・植栽による景観形成、ビオトープづくり
・施設の長寿命化のための活動

負担割合：国1/2、県1/4、市1/4 ※取り組む活動ごとに交付単価は異なる。

活動期間：5年間 ※期間満了後、更新可能。

多面的機能支払交付金活動組織

組織名	活動地区	対象農用地面積(ha)	
		田	畑
北根田んぼ環境保全会	北根	45.19	19.13
グリーンねっと星の川	新井	47.26	16.51
したで地域資源保全会	笠原	18.23	3.80
市場環境保全管理会	屈巢	24.71	6.58
明用・三町免環境保全会	明用・三町免	49.68	23.71
中郷グリーンサポート	屈巢	19.71	5.63
糠田地区農業環境保全会	糠田	55.81	2.38
箕田農地環境保全会	箕田	121.07	16.47
大芦農業者有志の会	大芦	30.37	10.92
前砂環境保全会	前砂	25.16	7.92
笠原農地環境保全広域協定運営委員会	笠原・郷地・安養寺	339.49	22.99
常光農業環境保全会	常光	43.64	15.60
上新田地域資源保全会	小谷	12.51	4.19

令和4年3月31日現在

(4) 地産地消の推進【農政課】

本市では市域のおよそ半分を農地が占め、広大な米麦生産地を形成して本市の重要な産業基盤になるとともに、屋敷林と一体となった美しい田園景観を呈し、様々な生きものが生息するための環境基盤ともなっています。また、新鮮で安全な地元産の農産物を手に入れられることは、消費者としての市民にとっても大きなメリットがあります。

これらのことから、地産地消の推進や生産者と消費者の交流促進を図り、頑張る農家を応援することで、農地の保全に取り組んでいます。

① 鴻巣市産業祭の開催

幅広い相互交流の場を設けることにより、本市の農業及び商工業を市民に周知するとともに、産業の発展を図ることを目的に、鴻巣市産業祭を開催しています。

このうち、農業部門としては、市内で生産された農産物の展示品評会を開催し、優秀な農産物の生産者を表彰することにより生産意欲の高揚を図るとともに、即売等を通じて地元農産物の普及を図っています。

第37回鴻巣市産業祭（令和3年度）につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止としました。

（参考）令和元年度における実施状況

実施期日：令和元年11月16日（土）9時30分～15時30分

令和元年11月17日（日）9時30分～15時30分

会 場：鴻巣市立総合体育館

主な内容：農産物品評会、農産物生産団体等による農産物の即売、JAさいたまによる農産物等の即売、JAさいたま女性部による加工品の販売

来場者数：18,000人

主 催：鴻巣市産業祭運営委員会



第35回鴻巣市産業祭 農産物品評会表彰式（左）及び品評会出品物の即売会（右）

② こうのす地産地消推進協議会

地域の生産者と消費者、販売業者、行政機関等が、地域で生産された安全で安心な農産物を安定的に地域内流通させる方法や体制等を協議・検討しつつ、相互の理解を深め、生産者の顔が見える流通機能の充実と消費拡大を実現することを目的に、市、市教育委員会、市農業委員会のほか、さいたま農林振興センター、さいたま農業協同組合、鴻巣農産物直売所、市内小・中学校、鴻巣市くらしの会、鴻巣市食生活改善推進員協議会、鴻巣市商工会、ふるさとの味伝承士、生産者の機関及び団体で構成される「こうのす地産地消推進協議会」を設置しています。

協議会では、学校給食への鴻巣市産農産物等の活用推進や地産地消に関する啓発等に取り組んでいます。

○取組実績

- ・ 学校給食への鴻巣市産農産物等の提供

〈特色ある献立〉

名称	内容
ゆめちからツイストパン	地場産小麦粉を使用
ごはん	年間を通して地場産米「彩のかがやき」を使用。また、減農薬「こうのとりの伝説米」を小学校で月1回、中学校で月2回程度使用
肉汁うどん、呉汁、豚汁	地場産ねぎを使用
スープ	地場産にんじん、白菜を使用
梨	地場産の常光梨を提供

〈学校給食で使用した地場産農産物〉

主穀	米、小麦粉
野菜	長ねぎ、玉ねぎ、ほうれん草、小松菜、白菜、じゃがいも、なす、さといも、キャベツ、大根、しょうが、きゅうり、にんにく、にんじん、ずいき、さつまいも、ブロッコリー、冬瓜、トマト
果樹	梨
畜産	豚肉

- ・ 鴻巣市くらしの会地産地消料理教室

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止としました。

(参考) 令和元年度における実施状況

8月28日(水) 笠原公民館

地元の食材を使用したアイデア料理

- ・ 鴻巣市産業祭

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止としました。

(参考) 令和元年度における実施状況

11月16日(土)・17日(日) 総合体育館

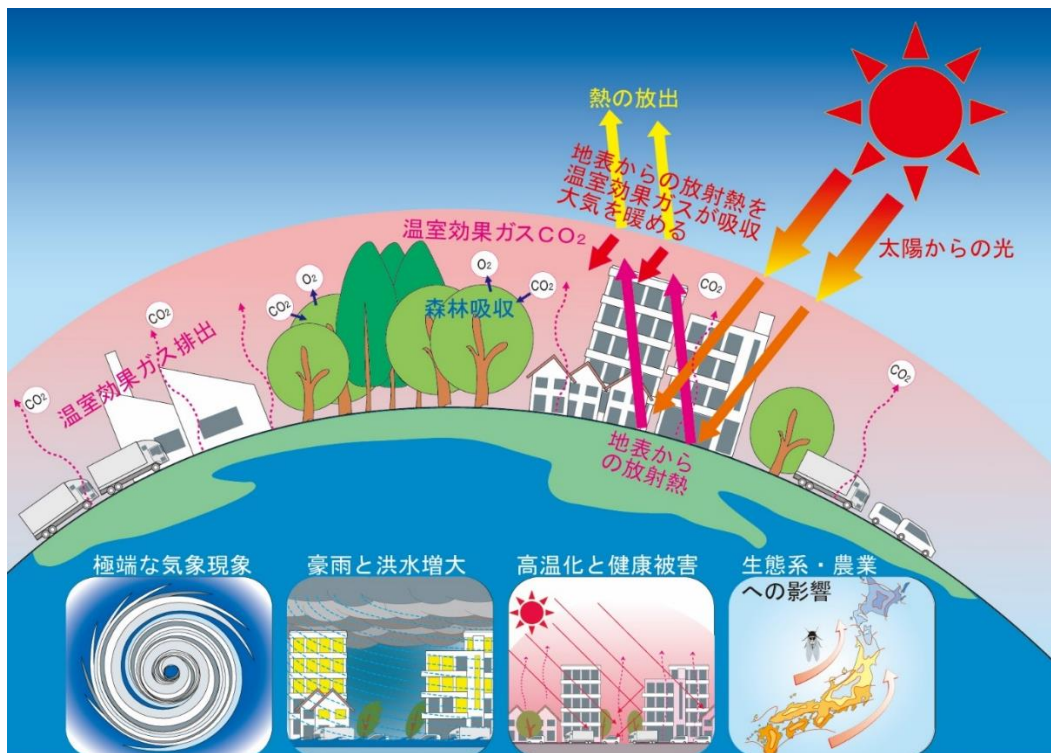
地元農産物の展示販売、地産地消農産物のPR・アンケート

- ・ 地産地消支援事業 (地場産農産物を使用した公民館講座に対する補助)

月日 (曜日)	公民館名	事業名
5月6日 (木)	川里生涯学習センター	「地産地消 多肉植物と草花の寄せ植え教室」
11月28日 (日)	箕田公民館	「地産地消 肉食女子 豚肉食べて健康長寿」
11月30日 (火)	田間宮生涯学習センター	「地産地消の寄せ植え教室」
12月11日 (土)	常光公民館	「地産地消 春まで楽しむ寄せ植え作り教室」
12月12日 (日)	中央公民館	「地産地消 ハンギングバスケット講座」
1月20日 (木)	笠原公民館	「地産地消 デザートづくり教室」
1月23日 (日)	あたご公民館	「地産地消 プロに学ぶいちご和菓子教室」
2月5日 (土)	笠原公民館	「地産地消 子どもクッキング教室」
3月10日 (木)	北新宿生涯学習センター	「地産地消 多肉植物の寄せ植え教室」

第2節 低炭素社会

地球温暖化による気温の上昇は世界中で影響をもたらしていますが、集中豪雨、動植物の生息域の変化、農作物への影響や熱中症などの健康被害など、私たちの身近な生活においても影響を及ぼしています。このような地球温暖化の影響を抑えるために、国から、2050年までに「カーボンニュートラル」を目指すことが表明され、官民を挙げた実現への取組が本格化に向かう中、市内においても様々な地球温暖化対策が進められています。深刻化する地球温暖化にストップをかけることは、子どもや孫など将来世代の安全を守る、現代を生きる私たちの責務です。



【環境基本計画で定める低炭素社会関連指標】

項目	基準	R3 実績値	中間目標 (R4)
市域からの CO2 排出量 (エネルギー起源の CO2)	627.0 千 t-CO ₂ (H25)	518.2 千 t-CO ₂ (R1)	544.0 千 t-CO ₂
低炭素社会を意識して生活している 市民平均実践項目数	4.58 個 (H27)	4.17 個	4.58 個
エコチェックサマー・ウィンターへの 参加者数	(H29 より実施)	98 人	200 人
市の事務事業からの CO2 排出削減 (エネルギー消費量 (原油換算) の削減)	4,846kL (H28)	4,846kL	4,497kL
コミュニティバスの年間利用者数	522,753 人 (H27)	386,173 人	617,623 人

1 市民等の温室効果ガスの排出抑制の支援

(1) 住宅用省エネルギー設備設置の補助【環境課】

再生可能エネルギー等の利用を積極的に支援し、先進技術を活用した持続可能な環境都市を構築することを目的として、家庭用燃料電池や蓄電システム等の省エネルギー設備を設置される市民の皆さんに、対象設備に応じた補助金を交付しています。

令和3年度住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付実績

対象機器	補助額	申請件数	年間CO2削減量 (kg-CO2)
家庭用燃料電池（エネファーム）	5万円	14件	約2,240
太陽熱利用システム（強制循環型）	5万円	1件	—
蓄電システム	5万円	44件	—
V2H充電設備	5万円	0件	—
V2H充電設備及び当該設備対応車両の購入	10万円	0件	—
合計		59件	約2,240

年間CO2削減量は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算出手法編）」（令和4年3月）により算出しています。

(2) EV 急速充電器の導入による電気自動車の普及促進【環境課】

C02 排出量が少ない電気自動車の普及を後押しするため、鴻巣駅東口第1駐車場内（4階）にEV急速充電器を設置しています。この充電器は、無料で使用することができ、普通充電に比べて大幅に短い時間で充電できることから、鴻巣駅への送迎等での立ち寄りなどでも、気軽に利用することが可能です。

市が設置したEV急速充電器の利用状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3
利用件数	1,702件	2,110件	2,437件	2,699件	3,199件



鴻巣駅東口第1駐車場設置のEV急速充電器

(3) 市有施設の屋根貸しによる太陽光発電の普及促進【環境課】

地産地消・低炭素型のエネルギー構造の実現に向けて、市有施設屋根貸し太陽光発電事業に取り組んでいます。この事業は、市有施設の屋根を太陽光発電事業者に貸し出し、発電事業者は再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した発電事業を約20年間にわたって実施するものです。

○対象施設

① 箕田公民館

貸付額：年66,200円(200円/㎡ × 331㎡)

面積：330.6㎡(公民館部：183.3㎡、児童センター部：147.3㎡)

貸付期間：平成26年7月22日～令和17年3月31日【約20年間】

設置機器：太陽光パネル(202枚) ※発電出力：47.3kW

② 総合体育館

貸付額：年129,490円(230円/㎡ × 563㎡)

面積：563㎡

貸付期間：平成28年7月29日～令和19年3月31日【約20年間】

設置機器：太陽光パネル(224枚) ※発電出力：40.0kW

(4) サイクリングロードの設定・管理【都市計画課】

市民の健康増進やコスモスなどを活かしたまちづくりを進めるため、荒川堤防の天端をサイクリングロードとして活用しています。

活用にあたっては、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から占用の許可を受けた上で、安全に通行できるようアスファルト舗装やサイン等を設置しているほか、除草などの必要な維持管理を行っています。

○実施状況

場 所：鴻巣市荊原地先から鴻巣市滝馬室地先

道路延長：約9.2km（令和4年3月31日現在）



サイクリングロードの様子

2 市の温室効果ガスの排出抑制の取組

(1) 鴻巣市地球温暖化対策実行計画の取組【環境課】

平成 31 年 3 月に従前の計画を見直して「鴻巣市地球温暖化実行計画」を改定しました。第 4 期（計画期間：平成 31～令和 4 年度）となる本計画は、鴻巣市役所を一事業者として捉え、市が行う全ての事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制のため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

また、市役所による取組成果等を、本書などを通じて PR していくことで、市民や事業者等の地球温暖化防止に向けた取組のさらなる実践を促していきます。

① 温室効果ガスの排出削減目標（中間見直し）

- ・ 令和 4 年度までに、市役所をはじめ出先機関を含めた全ての公共施設からのエネルギー消費量（原油換算）を、平成 28 年度を基準として 7.2%以上削減すること。
- ・ 電気使用量、燃料使用量、用紙使用量、ごみ排出量、水道使用量といった個別の取組項目についても、平成 28 年度を基準に 7.2%以上削減すること。

② 温室効果ガス排出量の内訳

項目	エネルギー使用量		温室効果ガス排出量 (kg-CO2)		
	H28 (基準年度)	R3	H28 (基準年度)	R3	比較増減 (%)
電気 (kWh)	16,083,847	16,420,572	8,234,929	6,992,227	▲15.1%
ガソリン (ℓ)	86,524	66,263	200,879	153,731	▲23.5%
A重油 (ℓ)	104,000	0	281,802	0	▲100.0%
軽油 (ℓ)	14,309	12,070	36,989	31,141	▲15.8%
灯油 (ℓ)	116,076	84,956	289,970	211,539	▲27.0%
都市ガス (m ³)	307,492	380,351	690,012	821,558	19.1%
LPG (m ³)	15,883	16,225	103,998	106,280	2.2%
合計			9,837,579	8,316,477	▲15.5%

※数値は、小数点以下を含めて算定し四捨五入していることから、合計は一致しない。

③ 年度別温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO2)

区分	H28(基準年度)	R1	R2	R3
温室効果ガス排出量	9,837,579	9,156,163	8,709,238	8,316,477
対 H28 年度比	—	▲6.93%	▲11.47%	▲15.46%

(2) 蛍光灯型 LED ランプの導入【環境課】

公共施設で利用している直管型蛍光灯(40w)について、大幅に消費電力が削減できる蛍光灯型 LED ランプへの交換を行っています。

蛍光灯型 LED ランプの導入により消費電力を減らすことで温暖化の要因とされる CO₂ 排出量を削減するほか、通常の蛍光灯よりも長寿命化が図られることから、ごみの排出削減にもつながります。



○実施状況

あしたば第一作業所	74本	川里ポプラ館	78本
つつみ学園	123本	こどもデイサービスセンター	68本
産業観光館「ひなの里」	59本	花と音楽の館かわさと「花久の里」	19本
市民農園	71本	放課後児童クラブ(10箇所)	536本
あしたば第2作業所	123本	鎌塚保育所	105本
北新宿第二土地区画整理事務所(吹上支所第二棟)			13本

(3) 緑のカーテンの実施【環境課】

緑のカーテンには、室内に入り込む直射日光を遮ることや葉の蒸散作用により、室内温度の上昇を抑える効果があり、エアコンの使用を抑制するなど、夏期の省エネルギー対策として有効な手段となります。市では、省エネルギー対策はもちろん、市民への啓発活動の一環として、平成20年度からこの取組を開始したところです。



公共施設に設置された緑のカーテン

(4) 次世代自動車の導入【資産管理課、環境課】

市では、環境にやさしい次世代自動車(ハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)及び天然ガス車

(CNG)等)の導入・活用を進めており、令和3年度ではハイブリッド自動車1台増、電気自動車1台増、全体として計12台運用しています。このうち電気自動車「e-NV200」は、よりよいまちづくりや行政課題の解決等の一助となる電気自動車の活用方法を考案した自治体に対して電気自動車を3年間無償貸与する日産自動車株式会社の「電気自動車活用事例創発事業」によるもので、平成28年2月に導入しました。市では、日常業務に「e-NV200」を活用することで、自動車利用による温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、市民等に向けたPRを行っています。

○次世代自動車の導入状況 12台 (内訳) ハイブリッド自動車 8台
電気自動車 4台



電気自動車引き渡し式

(5) 鴻巣市節電対策【職員課、環境課】

市では、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から「鴻巣市地球温暖化対策実行計画」の考えに基づいて、次に掲げる事項等を職員へ周知し、市内全ての公共施設で着実に実施することとしています。

主な取組事項

① 照明設備

- ・ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図っています。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底しています。

② 空調設備

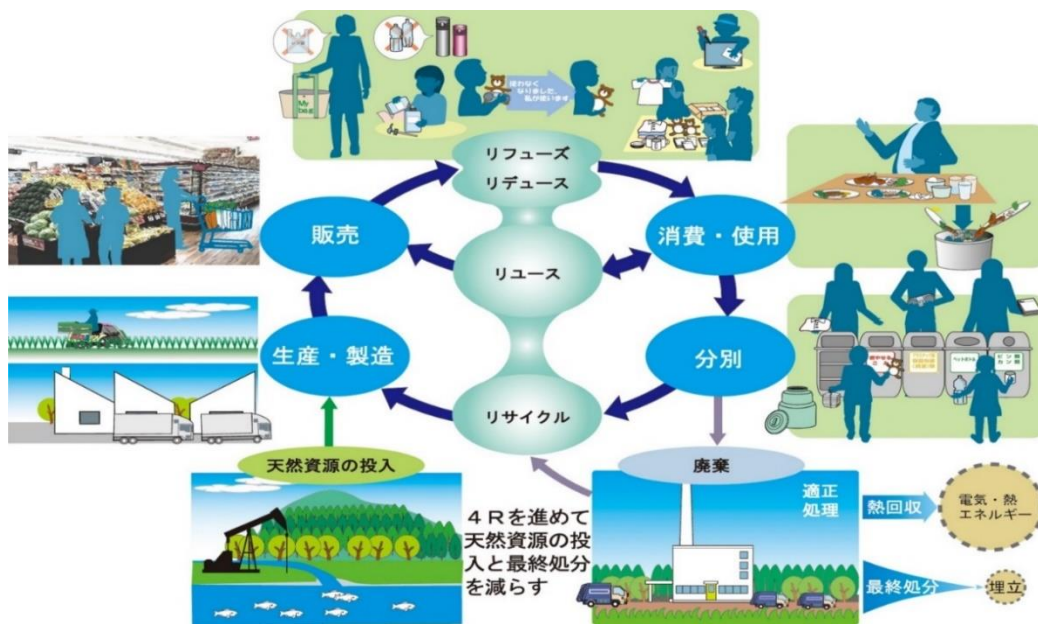
- ・ 使用する場合は健康に十分配慮した上で、冷暖房の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図っています。
- ・ SDGs推進の一環として、令和2年11月からノーネクタイ等の働きやすい服装での勤務「Smile Biz KONOSU STYLE」を実施しています。また、夏季及び冬季の執務室の服装について「クールビズ」及び「ウォームビズ」を励行しています。

第3節 循環型社会

循環型社会とは、ごみをなるべく出さず、使えるものはできるだけ資源として再利用し、使えないものは適正に処分することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らしていく社会のことです。

現在、私たちは、大量生産・大量消費の社会の中でたくさんのモノにあふれた大変便利で豊かな生活を送ってきました。しかし、その一方で地球上の限りある資源やエネルギーの大量消費、大量のごみの排出などにより、天然資源の枯渇、環境破壊、ごみの埋立地の不足など様々な問題を引き起こしています。

これらの問題を解決するためには、ライフスタイルや経済活動を根本的に見直し、ごみがなるべく出ないようにする、ごみになりそうなものは断る、使えるものは捨てずに再利用する、きちんと分別し再資源化をするなど、4Rへの取組を進め、人や環境にもやさしい循環型社会づくりを進めていかなければなりません。



【環境基本計画で定める循環型社会関連指標】

項目	基準	R3 実績値	中間目標 (R4)
一人1日あたりのごみ総排出量	823 g (H26)	811 g	796 g
資源化率 I	20.0% (H26)	16.8%	20.1%
ごみゼロ運動月間(春・秋)・ひろえば街が好きになる運動参加者数(直近3年間平均)	22,086 人 (H28)	12,982 人	23,190 人
廃食油の回収量	6,776ℓ (H28)	6,405ℓ	7,115ℓ

1 一般廃棄物処理の現況【環境課】

(1) 一般廃棄物処理量の現況

一般廃棄物の処理量は、環境基本計画で定める循環型社会関連指標の項目「一人1日あたりのごみ総排出量」に該当します。令和4年度の間目標は、796gとなります。

この指標は、数値が小さいほど良い指標となります。

一般廃棄物処理量実績表

年度		H29	H30	R 1	R 2	R 3
人口（当該年度10月1日）		119,047	118,933	118,524	118,042	117,679
ごみ 排出量 (t)	燃やせるごみ	24,839	25,063	25,934	24,278	25,461
	燃やせないごみ	2,775	2,752	2,856	3,032	2,778
	資源類	5,380	5,137	5,222	5,583	5,532
	粗大ごみ	633	671	835	961	916
	集団回収	843	801	743	326	151
	合計	34,470	34,424	35,590	34,180	34,836
g/人・日		793	793	823	793	811

※ 「一般廃棄物処理業実態調査」数値

一人1日当たりごみ排出量実績表

単位：g

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
燃やせるごみ	572	577	599	563	593
燃やせないごみ	64	63	66	70	65
資源類	124	118	121	130	128
粗大ごみ	14	16	19	22	21
集団回収	19	19	17	8	4
一人1日あたりの総排出量	793	793	823	793	811

※ 一人1日あたりの総排出量は、排出量÷10月1日人口÷年間日数（365・366日）で算出

(2) 資源化物処理量の現況

資源化物処理量は、資源類として資源回収ステーションに出された量等の集計で、年々減少傾向にあります。

資源物処理量実績表

単位：t

資源物	H29	H30	R1	R2	R3
ビン類	697	652	569	603	636
カン類	432	435	479	515	478
ペットボトル	250	266	246	264	259
紙類	3,133	2,921	2,921	2,750	2,476
布類	359	358	392	431	428
プラスチック製容器包装(資源)類	1,448	1,407	1,501	1,517	1,547
セメント原料	2,604	2,650	2,764	2,702	2,836
その他	101	103	125	141	113
合計	9,024	8,792	8,997	8,923	8,773

※ 「一般廃棄物処理業実態調査」数値

(3) 資源化率の現況

資源化率は、環境基本計画で定める循環型社会関連指標の項目「資源化率Ⅰ」に該当します。令和4年度の間目標は、20.1%となります。

この指標は、数値が大きいほど良い指標となります。

資源化率Ⅰ実績表

	H29	H30	R1	R2	R3
資源化率Ⅰ ^{注1}	18.1%	17.2%	15.2%	18.1%	16.8%
資源物量 ^{注2} (t)	6,223	5,938	5,398	6,197	5,841
ごみ総排出量 (t)	34,470	34,424	35,590	34,180	34,836

※ 「一般廃棄物処理業実態調査」数値

注1 資源化率Ⅰ：資源物量÷ごみ総排出量

注2 資源物量：集団回収量+直接資源化量

2 ごみ減量化に向けた取組【環境課】

(1) 生ごみ処理機器購入の補助

平成 11 年度から家庭用生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機器の購入者に対し、補助金を交付することにより、家庭から排出される生ごみの減量化を推進しています。

○補助実績 補助金額：計 580,000 円 (内訳) 電気式処理機 547,300 円
 コンポスト容器 28,500 円
 EMぼかし容器 4,200 円

生ごみ処理機器補助金交付件数 (過去 5 か年度分) 単位：件

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
電気式処理機	17	26	17	35	33
コンポスト容器	4	13	11	4	11
EMぼかし容器	2	1	0	0	3
計	23	40	28	39	47

(2) 廃食油の回収と再資源化

地球温暖化の防止やごみの減量、河川の水質汚濁防止、市民の環境意識の向上、下水処理施設の負荷軽減等を目的に、家庭から出される廃食油を市役所や両支所、公民館、コミュニティセンター等において回収し、バイオディーゼル燃料 (BDF) に精製した上で、令和 2 年度まで、旧・中学校給食センターにて化石燃料の代替燃料として投入していました。

令和 3 年度からは回収した廃食油を再資源化し、各用途で利用されています。

廃食油回収及び BDF 精製の実績 単位：ℓ

年度	H29	H30	H31	R2	R3
廃食油回収量	7,502	6,955	7,256	6,360	6,405
BDF 精製量	6,480	6,600	6,660	6,480	—

3 リサイクルの推進【環境課】

自治会等による資源回収や地域住民団体による集団回収事業の実施により、回収実績に応じた報奨金を支給することで、ごみの減量化及び資源の有効利用を推進しています。

(1) 資源回収

資源回収の推移

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
資源回収カゴ数	118,133	121,085	120,939	108,014	122,390
報奨金額（円）	5,628,586	5,706,310	5,672,730	5,578,800	5,724,620

(2) 集団回収

集団回収の推移

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
集団回収量（t）	843	801	743	326	151
報奨金額（円）	2,540,730	2,417,360	2,229,810	978,550	517,840

資源・集団回収量は、この数年減少傾向にあります。

特に、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集団回収の実施回数が減少したことが要因として考えられます。

また、近年では、スーパーなどの食品販売店における資源回収が普及してきたことも回収量の減少している要因のひとつと考えられています。

4 環境美化の取組【環境課】

(1) 荒川河川敷の不法投棄の防止（埼玉県央域荒川クリーン協議会）

荒川河川敷の不法投棄を防止するため、国土交通省、県、埼玉県警察、北本市、桶川市、吉見町、川島町、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会及び本市の構成により埼玉県央域荒川クリーン協議会を設置し、荒川河川敷の不法投棄防止パトロールや不法投棄物一斉撤去作業に取り組んでいます。

(2) 路上喫煙とポイ捨ての禁止

環境美化の促進を図り、安全・安心できれいなまちづくりを推進するため、平成20年1月1日から鴻巣駅自由通路から中山道までの区間を「路上喫煙禁止区域」、鴻巣駅自由通路から運転免許センターまでの区間を「環境美化重点区域」に指定しました。また、平成29年4月1日から鴻巣駅西口、北鴻巣駅東口・西口、吹上駅南口・北口を「路上喫煙禁止区域」及び「環境美化重点区域」に指定しました。

更に、令和2年4月1日に、各駅前に設置されていた喫煙所の撤去を行いました。

鴻巣駅前ポイ捨て及び指導件数（東口・西口）

単位：件

年度	空き缶・ペットボトル	吸いがら	紙くず	注意指導
H30	1,841	15,306	7,268	529
R1	2,048	14,874	11,033	431
R2	1,414	17,172	11,487	400
R3	1,458	16,012	10,314	351

北鴻巣駅前ポイ捨て及び指導件数（東口・西口）

単位：件

年度	空き缶・ペットボトル	吸いがら	紙くず	注意指導
H30	934	11,321	12,507	26
R1	1,072	11,860	12,390	10
R2	1,160	12,404	12,751	18
R3	1,182	12,384	13,021	12

吹上駅前ポイ捨て及び指導件数（北口・南口）

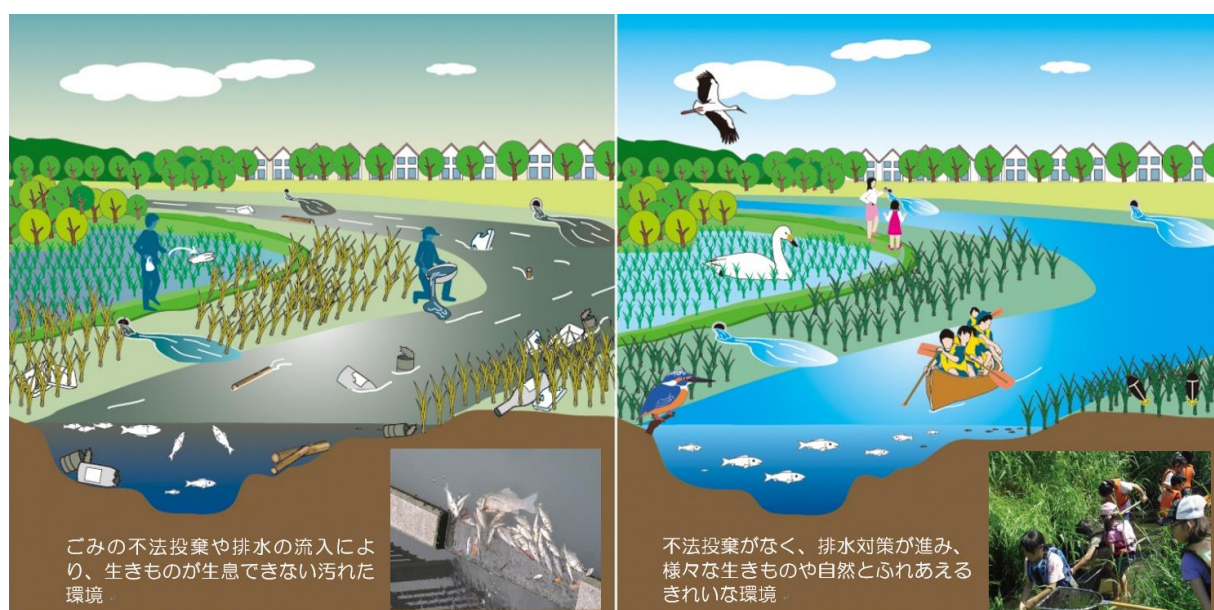
単位：件

年度	空き缶・ペットボトル	吸いがら	紙くず	注意指導
H30	2,620	7,723	8,899	128
R1	3,627	7,663	8,041	159
R2	2,055	7,544	6,781	158
R3	2,250	7,259	5,838	170

第4節 安全・安心が確保される社会（生活環境の保全）

空気や水、土がきれいに保たれていることは、私たちが安全で安心して暮らしていくための基本的な条件です。しかし、急激な経済成長や様々な人間の活動量の増加に伴い、人間だけではなく、多くの生きものにも影響を与え、これらの基本的な条件が人間の手によって脅かされている状況です。このようなことから、日々の生活から発生する環境汚染物質を減らし、安全・安心に暮らせる快適な生活環境を保全していかなくてはなりません。

このためには、身近な環境について知り、自らの生活が与える影響について考え、改善に向けて行動する必要があります。



【環境基本計画で定める安全・安心社会関連指標】

項目	基準	R3 数値	中間目標 (R4)
生活環境について、快適で安全に住めると思う市民の割合	73.4% (H27)	75.6%	73.4%
汚水処理人口普及率	86.7% (H27)	89.4%	93.7%
河川の水質値 (BOD、過去 5 年平均)	3.5mg/L (H27)	8.9mg/L	3.5mg/L
個人に起因する公害苦情件数	310 件 (H27)	154 件	310 件

1 身近な環境を知る取組【環境課】

(1) 公害苦情

人の健康の保護と生活環境を保全するため、法令等に基づき、公害防止に積極的に取り組んでいます。特に市民から寄せられる苦情には迅速に対応し、解決に努めています。

令和3年度の公害苦情は、典型7公害以外に関するものが全体の約7割を占めています。

本市では、これらの苦情処理について、公害関係各種法律や埼玉県生活環境保全条例に基づき、埼玉県中央環境管理事務所や鴻巣保健所等、関係行政機関との連携により指導を行っています。

年度別公害苦情受理件数

(単位：件)

項目 年度	典型7公害								典型7公害以外							合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計	埋立て	空地雑草	動物	電波障害	害虫駆除相談	その他	計	
H29	76	14	0	19	0	0	1	110	0	249	47	0	31	7	334	444
H30	52	8	0	10	1	0	4	75	0	171	14	1	11	1	198	273
R1	23	4	0	15	1	0	2	45	0	149	9	0	11	7	176	221
R2	34	5	0	17	2	0	6	64	1	109	19	1	6	6	142	206
R3	22	6	0	10	2	0	12	52	0	95	38	1	11	6	151	203

(2) 大気

① 大気汚染調査結果

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン・ダイオキシン類について、全国一律に定められています。市内にある大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局として鴻巣測定局（県設置：鴻巣市役所 中央1-1）、自動車排出ガス測定局として鴻巣天神自動車排出ガス測定局（県設置：県央広域消防本部鴻巣天神分署 天神1-1-28）の計2局です。

常時監視測定局では、自動測定器を設置して常時測定を行っています。また、一般環境測定局である鴻巣測定局では非メタン炭化水素の測定も行っています。

令和3年度は、光化学オキシダント以外の項目で、環境基準を満たしました。

常時監視測定局の測定項目と環境基準達成状況（令和3年度） ○：達成 ×：非達成

区分	項目と評価方法 局名	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
一般環境	鴻巣測定局	○	○	○	○	×
自動車排出ガス	鴻巣天神自排測定局	○	○	○	○	—

ア 二酸化硫黄

大気中の硫黄酸化物は、主として、石油や石炭に含まれる硫黄が燃焼に伴い酸化され、排出されたものです。二酸化硫黄は、呼吸器系に対して影響を及ぼすことがあり、浮遊粒子状物質や窒素酸化物と共存することによりその影響が強められると言われています。主な発生源は、工場・事業場のボイラー等の重油の燃焼等ですが、自然界では火山ガスがあります。

二酸化硫黄濃度の推移（埼玉県大気汚染常時監視測定結果報告書より）

単位：ppm

区分	年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
一般環境	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	日平均値の2%除外値	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
自動車排出ガス	年平均値	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	日平均値の2%除外値	0.004	0.002	0.001	0.002	0.002

二酸化硫黄に係る環境基準は「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること」と定められています。

市内の測定局においては基準を満たしています。

県全体では、有効一般環境測定局全局（27局）、有効自動車排出ガス測定局（3局）とも近年良好な状態が続いており、環境基準を満たしました。

イ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ ：1,000分の1mm）以下のものをいい、特にディーゼル車からの排気微粒子です。粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は沈降速度が遅いため、大気中に比較的長期間対流します。浮遊粒子状物質の量が多くなると、肺や気管支などに沈着し、呼吸器系に影響を与えるといわれています。

浮遊粒子状物質濃度の推移（埼玉県大気汚染常時監視測定結果報告書より）

単位：mg/m³

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3
一般環境	年平均値	0.016	0.016	0.015	0.014	0.012
	日平均値の2%除外値	0.038	0.041	0.036	0.039	0.027
自動車 排出ガス	年平均値	0.017	0.017	0.015	0.014	0.013
	日平均値の2%除外値	0.037	0.040	0.036	0.040	0.027

浮遊粒子状物質に係る環境基準は「1時間値の1日平均が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下」と定められています。

市内の測定局においては環境基準を満たしております。

県全体では、有効一般環境測定局全局（56局）、有効自動車排出ガス測定局（26局）で環境基準を満たしました。

ウ 微小粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質で、主に粒径が2.5μm（1μm：1,000分の1mm）以下の微細な粒子の総称です。構成物質としては、ディーゼル自動車、工場・事業場での燃料燃焼などから一次生成物質と、ガス状で排出されたものが大気中で反応した二次生成物質があります。

濃度の日平均値が70μg（1m³当たり）を超えると予測された場合、健康への影響が懸念されています。

微小粒子状物質の測定結果（埼玉県大気汚染常時監視測定結果報告書より）

単位：μg/m³

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3
一般環境	年平均値	11.5	12.1	10.4	10.8	9.2
	日平均値の年間98%値	27.3	26.8	22.7	28.3	20.9
自動車 排出ガス	年平均値	12.1	12.6	10.9	10.5	9.2
	日平均値の年間98%値	26.8	27.3	23.5	28.8	20.3

微小粒子状物質に係る環境基準は、「1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること」と定められています。

市内の測定局では、環境基準を満たしました。

県全体では、有効一般環境測定局全局（48局）、有効自動車排出ガス測定局全局（18局）で環境基準値を満たしました。

エ 二酸化窒素

二酸化窒素は、物を燃やしたときに発生する物質で、工場・事業場のボイラー等や自動車の排出ガスが主な発生源です。ほとんどが一酸化窒素ですが、大気中で酸化されて二酸化窒素になり、光化学スモッグの原因物質となるほか、鼻や喉に刺激を与える等人体に悪影響を及ぼします。また、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質と共存することによりその影響が強められるといわれています。

二酸化窒素濃度の推移（埼玉県大気汚染常時監視測定結果報告書より）

単位：ppm

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3
一般環境	年平均値	0.011	0.009	0.009	0.008	0.009
	日平均値の年間98%値	0.024	0.024	0.020	0.022	0.023
自動車 排出ガス	年平均値	0.019	0.017	0.016	0.014	0.014
	日平均値の2%除外値	0.035	0.032	0.030	0.030	0.026

二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること」と定められています。

市内の測定局では、環境基準値を満たしています。

県内の調査では、有効一般環境測定局全局（54局）、有効自動車排出ガス測定局全局（26局）で環境基準値を満たしました。

オ 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、工場・事業場や自動車等から大気中に放出された窒素酸化物や炭化水素が太陽光線中の紫外線のエネルギーで起こる光化学反応により、二次的に生成されたオゾンを中心とした酸化力の強い物質のことです。

このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日差しの強い夏に多く発生し、光化学オキシダントが高濃度になると、目がチカチカしたり、呼吸器系器官への影響を及ぼすことがあります。また、植物の葉の組織にも被害を与えます。

光化学オキシダントの推移（埼玉県大気汚染常時監視測定結果報告書より）

区分	年度	H29	H30	R1	R2	R3
一般環境	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数（日）	7	4	5	4	1
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数（時間）	532	575	476	309	403

光化学オキシダントに係る環境基準は「1時間値が0.06ppm以下であること」と定められています。

県では大気汚染緊急時対策要綱により、光化学オキシダント濃度が一定基準に達した場合には、市町村へ通報するとともに、一定規模以上のばい煙を排出する事業者への使用燃料の削減要請を行っています。

また、注意報は県内を8地区に分けた各地区内の基準測定局の光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象状況からみてその状態が継続すると認められるときに発令することになっています。

鴻巣測定局における令和3年度の昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数は403時間であり、令和3年度についても環境基準を達成できませんでした。

県全体では、有効一般環境測定局(56局)全てで環境基準を達成できず、過去にも環境基準を達成した測定局はありません。

なお、健康被害の届出はありませんでした。

カ 非メタン炭化水素

炭化水素は、炭素と水素からなる化合物で、自動車、石油貯蔵タンク、塗装工場等から排出されており、メタンと非メタン炭化水素に分けられます。

非メタン炭化水素は、窒素酸化物と共に光化学反応によりオキシダントを生成するといわれています。環境基準は定められていませんが、大気環境指針が定められています。

非メタン炭化水素濃度の推移 (埼玉県の大気状況・常時監視測定データより)

単位：ppmC

区分	年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
一般環境	年平均値	0.15	0.13	0.13	0.14	0.13
	6～9時における年平均値	0.17	0.15	0.13	0.15	0.13
	6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	35	27	12	15	2

非メタン炭化水素については、中央公害審議会大気部会炭化水素に係る環境基準専門委員会(昭和51年7月30日)の大気環境指針で「午前6時から午前9時の平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲」となっています。

令和3年度の鴻巣測定局の午前6時から午前9時における年間平均値は0.13ppmCでほぼ横ばいです。

② 酸性雨

酸性雨とは、pH5.6以下の雨のことをいいます。工場や自動車から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸等に変化し、これらが雨水等に吸収された結果、酸性を示すと考えられています。

酸性雨は、湖沼や森林に降りそそぎ、生態系を破壊するほか、建造物が腐食してしまう等の被害を及ぼします。

県では、「埼玉県酸性雨緊急時対策実施要領」（平成22年4月改訂）に基づき、県内の3地点で降水等を測定しているほか、埼玉県環境科学国際センターでは、降水中の成分分析や気象との関係等発生メカニズム解明や長期的な影響を見るため、調査を実施しています。

市内では「鴻巣市くらしの会」が、環境問題についても積極的に取り組んでおり、平成2年から毎年、酸性雨の調査を行っています。調査結果は次のとおりです。

酸性雨の調査結果（氷川町地内）

（鴻巣市くらしの会調査資料より作成）

年度	H29		H30	R1	R2	R3
調査日	8月11日	8月12日	7月19日	7月19日	9月25日	9月24日
酸性度(pH)	3.7	3.6	3.9	3.9	3.9	4.5

（3）水環境

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭等から排出される污水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

昭和40年代までの水質汚濁の主な原因は事業系の排水でしたが、排水規制等の対策が強化された結果、現在では、私たちの家庭から排出される日常生活に係る排水（生活排水）が水質を汚濁する一番の要因となっています。

河川等は本来、自ら汚れをきれいにする働き（自浄作用）を持っています。しかし、この働きを超える量の汚濁物質が流入してしまうために水質汚濁が進みます。水質汚濁を防止するためには、各家庭での行動が水環境の保全につながります。

① 水環境の調査

県では、公共用水域の水質測定計画に基づいて、県内河川の水質測定を実施しています。

市域では、A類型に指定されている荒川の御成橋（測定機関：国土交通省）とC類型に指定されている元荒川の渋井橋、類型指定の無い忍川の前屋敷橋（測定機関：埼玉県）の3箇所の測定地点があります。御成橋では年6回（隔月）、渋井橋、前屋敷橋では年12回（毎月）の測定が行われています。

また、本市では、独自に市内17箇所において水質調査を行っています。

② 調査結果の概要

ア 国や県による河川水質調査結果

県、国土交通省及び関係市等では、公共用水域の水質汚濁の状況を監視するため、水質汚濁法に基づき、県内の主な河川等に係る水質測定計画を策定し、水質調査を行っています。

令和3年度は、公共用水域水質測定計画に基づき、県内の44河川94地点、3湖沼3地点において水質測定を実施しました。BODを例としてみると、34河川44水域の環境基準達成率は86%であり、近年は概ね80%以上で推移しています。

このうち、荒川・御成橋(A類型環境基準2mg/L以下)及び元荒川渋井橋(C類型環境基準5mg/L以下)では、ともに環境基準を満たしています。

御成橋及び渋井橋における生物化学的酸素要求量 (BOD) の推移 単位：mg/L

調査地点 \ 年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
御成橋(年平均値)	1.8	1.4	1.2	0.6	1.1
渋井橋(年平均値)	2.4	2.4	2.2	1.8	2.0

(埼玉県公共用水域水質測定結果より)

(a) 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康に関する環境基準はカドミウムなど27項目が指定されています。

令和3年度の県、国土交通省及び関係市等の調査では、44河川93地点及び3湖沼3地点で水質測定を行い、測定を行った全ての地点で環境基準を満たしました。

(b) 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数の5項目が基準値として選定されています。

イ 市による水質調査結果

本市では、河川等の環境基準適合状況を把握するため、独自に水質調査を実施しています。

調査地点は市内を流れる元荒川流域4地点とその落とし口7地点、野通川流域2地点とその落とし口2地点、荒川流域1地点とその落とし口1地点の合計17地点で令和4年1月25日に実施しました。

地点別調査項目

(○は、調査を実施している項目)

河川名		地点名	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	全リン	大腸菌群数	流量観測	類型指定
			pH	BOD	SS	DO	T-P			
元荒川		榎戸堰	○	○	○	○			○	C
		三ツ木堰	○	○	○	○				C
		三谷橋	○	○	○	○				C
		四郎兵衛橋	○	○	○	○			○	C
元荒川 落し口	前谷落排水路	水鳥橋	○	○	○					注1
	新忍川	新忍川	○	○	○					注1
	百日堀	総合福祉センター裏	○	○	○		○			注1
	箕田都市下水路	鈴木橋	○	○	○					注1
	新谷田用水	仙石屋自動車前	○	○	○					注1
	東部都市下水路	入の上橋	○	○	○					注1
	赤堀川	新鯉沼橋	○	○	○	○				注1
野通川		三段地野橋	○	○	○	○			○	注1
		大田切橋	○	○	○	○			○	注1
野通川 落し口	四号落堀悪水路	四号排水路上流	○	○	○	○				注1
		上郷橋	○	○	○					注1
荒川		大芦橋下流	○	○	○	○		○		A
荒川 落し口	足立北部排水路	中野橋	○	○	○					注2

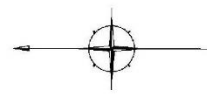
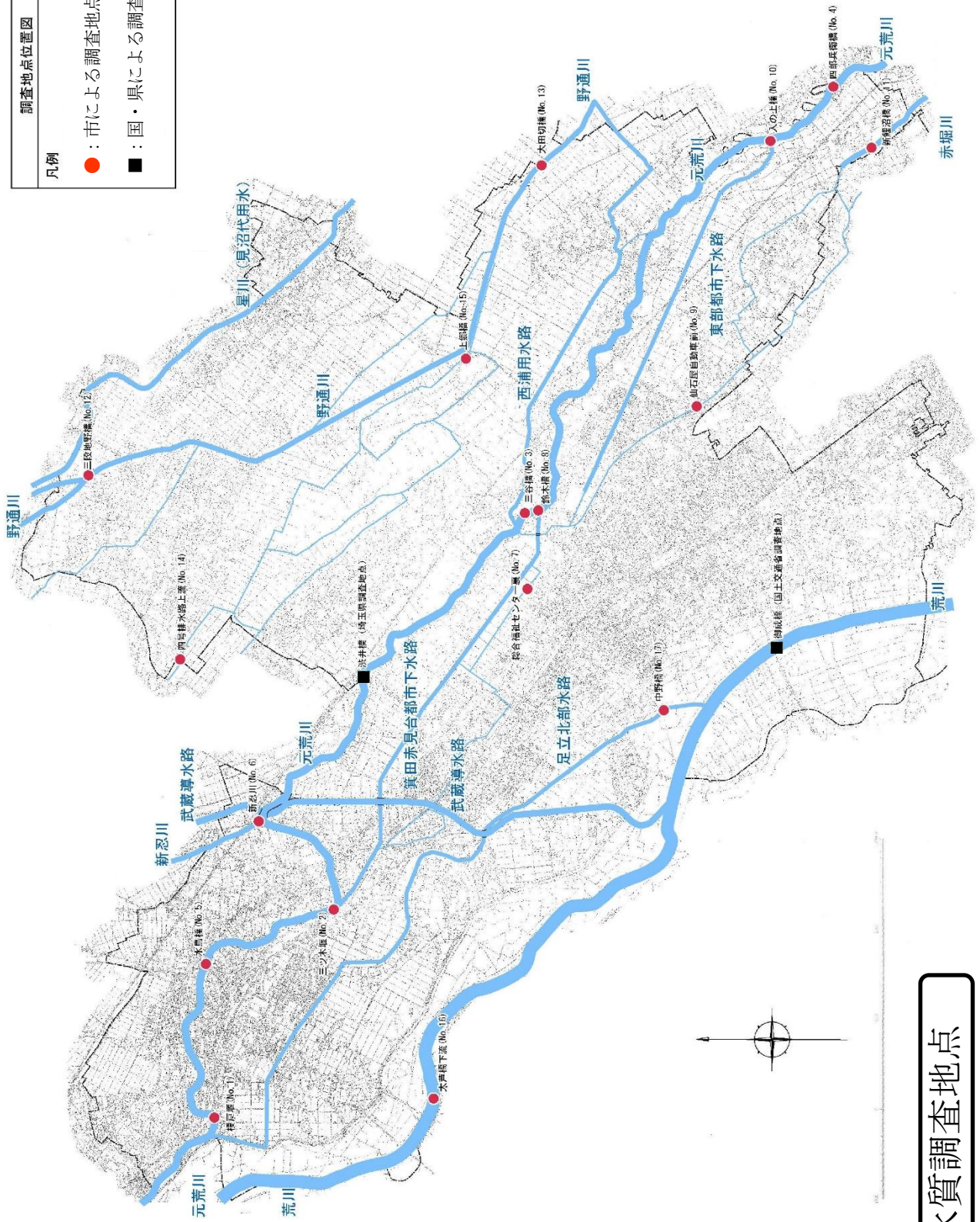
注1 類型指定がされていないため、C類型環境基準を準用

注2 類型指定がされていないため、A類型環境基準を準用

調査地点位置図

凡例

- : 市による調査地点
- : 国・県による調査地点



水質調査地点

(a) 元荒川流域

元荒川流域の4地点は、全ての項目、調査地点において、基準を達しています。5年間の推移についても、経年的に各地点とも大差なく、全ての地点で基準を満たしています。

調査結果については次のとおりです。

各地点の水質状況の推移（元荒川流域）

項目	調査地点	単位	H29	H30	R1	R2	R3	基準値
pH	榎戸堰	—	7.7	7.7	7.5	7.6	7.7	6.5以上 8.5以下
	三ツ木堰		7.9	7.8	7.6	7.8	7.9	
	三谷橋		7.8	7.7	7.6	7.9	7.9	
	四郎兵衛橋		7.8	7.7	7.5	7.8	7.7	
BOD	榎戸堰	mg/L	0.7	1.1	2.0	1.6	1.2	5以下
	三ツ木堰		1.3	2.1	2.4	4.0	2.4	
	三谷橋		1.2	2.1	2.6	2.6	1.8	
	四郎兵衛橋		1.5	1.7	1.4	4.0	1.5	
SS	榎戸堰	mg/L	2	5	7	9	2	50以下
	三ツ木堰		5	12	5	15	3	
	三谷橋		10	10	7	20	6	
	四郎兵衛橋		3	12	5	21	5	
DO	榎戸堰	mg/L	12.1	11.1	10.2	10.7	11.2	5以上
	三ツ木堰		13.1	11.8	9.5	9.4	10.7	
	三谷橋		12.7	10.7	9.1	9.5	12.0	
	四郎兵衛橋		12.2	10.9	9.4	9.1	11.4	

(b) 元荒川落し口

元荒川落し口の7地点については、水素イオン濃度 (pH)、浮遊物質量 (SS) の2項目が、調査地点において、基準を達しています。

なお、生物化学的酸素要求量 (BOD) は、総合福祉センターで基準を超過しました。

溶存酸素量(DO)は、令和3年度では、新鯉沼橋地点のみ測定しており、基準を満たしました。全リン(T-P)についても、総合福祉センター裏地点のみ測定しています。

調査結果は次のとおりです。

各地点の水質状況の推移（元荒川落し口）

項目	調査地点	単位	H29	H30	R1	R2	R3	基準値
pH	水鳥橋	—	7.7	7.6	7.7	7.8	7.8	6.5以上 8.5以下
	新忍川		7.8	7.6	7.4	7.8	7.7	
	総合福祉センター		7.0	7.0	6.8	7.6	7.1	
	鈴木橋		7.6	7.5	7.2	7.9	7.7	
	仙石屋自動車前		7.5	7.5	7.6	7.8	7.6	
	入の上橋		7.8	7.5	7.2	7.8	7.9	
	新鯉沼橋		7.5	7.4	7.1	7.8	7.5	
BOD	水鳥橋	mg/L	2.9	5.4	6.1	6.6	3.8	5以下
	新忍川		1.2	2.5	7.3	2.5	0.7	
	総合福祉センター		77.0	358.0	3.9	12.0	6.4	
	鈴木橋		15.0	4.1	2.5	6.7	3.0	
	仙石屋自動車前		8.9	1.4	1.4	0.9	<0.5	
	入の上橋		1.0	2.0	1.7	2.5	2.1	
	新鯉沼橋		1.7	4.2	1.6	4.5	2.9	
SS	水鳥橋	mg/L	5	8	12	14	4	50以下
	新忍川		4	8	11	13	6	
	総合福祉センター		14	81	4	15	2	
	鈴木橋		6	8	5	21	4	
	仙石屋自動車前		7	4	1	11	7	
	入の上橋		4	8	22	13	10	
	新鯉沼橋		2	4	2	7	5	
DO	水鳥橋	mg/L						5以上
	新忍川							
	総合福祉センター							
	鈴木橋							
	仙石屋自動車前							
	入の上橋							
	新鯉沼橋		11.5	8.2	9.4	6.9	11.1	
T-P	水鳥橋	mg/L						—
	新忍川							
	総合福祉センター		3.8	6.16	0.51	3.4	2.0	
	鈴木橋							
	仙石屋自動車前							
	入の上橋							
	新鯉沼橋							

注 斜線は未実施又はデータ無

注 河川への落し口に関しては基準値が無いため参考として河川のC類型と比較

(c) 野通川流域及び野通川落し口

野通川流域及び野通川落し口の4地点については、水素イオン濃度 (pH)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO) の3項目が、調査地点において、基準を達しています。

なお、生物化学的酸素要求量 (BOD) は、三段地野橋、大田切橋で基準を超過しました。

調査結果は次のとおりです。

各地点の水質状況の推移 (野通川流域及び野通川落し口)

項目	調査地点	単位	H29	H30	R1	R2	R3	基準値
pH	三段地野橋	—	7.9	7.9	7.4	7.8	7.9	6.5以上 8.5以下
	大田切橋		7.7	7.8	7.3	7.8	7.8	
	四号排水路上流		7.0	7.6	6.7	7.8	7.6	
	上郷橋		8.1	7.7	7.2	7.8	7.6	
BOD	三段地野橋	mg/L	11.0	6.3	3.8	5.5	10	5以下
	大田切橋		14.0	13.4	2.7	8.3	5.8	
	四号排水路上流		1.3	3.3	0.9	2.0	2.2	
	上郷橋		2.7	7.5	1.3	1.8	2.4	
SS	三段地野橋	mg/L	6	5	7	17	12	50以下
	大田切橋		6	21	4	21	6	
	四号排水路上流		3	4	7	3	2	
	上郷橋		4	7	2	5	3	
DO	三段地野橋	mg/L	10.0	10.3	7.4	7.0	10.0	5以上
	大田切橋		8.3	9.2	9.3	6.1	10.3	
	四号排水路上流		9.6	14.2	8.5	8.2	7.6	
	上郷橋							

注 斜線は未実施又はデータ無

注 河川への落し口に関しては基準値が無いため参考として河川のC類型と比較

(d) 荒川流域及び荒川落し口

荒川流域である大芦橋下流及び中野橋については、全ての項目において、基準を達しています。

また、平成20年度より大腸菌群数を大芦橋下流地点（A類型）で調査しており、令和3年度の調査結果は220MPN/100mLであり、基準値（1,000MPN/100mL）を下回りました。

なお、元荒川や野通川（C類型）には大腸菌群数の環境基準はありません。調査結果は次のとおりです。

各地点の水質状況の推移（荒川流域及び荒川落し口）

項目	調査地点	単位	H29	H30	R1	R2	R3	基準値
pH	大芦橋下流	—	8.0	7.6	7.8	7.6	7.7	6.5以上 8.5以下
	中野橋		7.8	7.8	7.6	7.8	7.9	
BOD	大芦橋下流	mg/L	<0.5	0.9	0.8	0.9	1.4	2以下
	中野橋		4.1	5.4	3.1	4.8	1.3	
SS	大芦橋下流	mg/L	1	1	4	2	1	25以下
	中野橋		4	7	3	14	13	
DO	大芦橋下流		13.7	10.7	11.9	11.2	11.8	7.5以上

注 河川への落し口に関しては基準値が無いため参考として河川のA類型と比較

注 平成21年3月31日に環境基準がB類型からA類型に指定変更されました。

(e) 汚濁負荷量

一般的に汚濁負荷量は、主としてBOD、COD、SSの汚濁物質の時間あるいは日排出量で表し、1日当たりのキログラムで表されます（汚濁負荷量＝汚濁濃度×流量）。

たとえ、濃度が小さくても流量が大きければ環境に与える影響が大きくなるため、通常環境への影響を推定する場合は汚濁負荷量を多く用います。

そこで、調査日に個々の地点で1回の流量観測と採水を実施し、その調査結果の積で算出した汚濁負荷量は次のとおりです。

汚濁負荷量総括表

河川名	地点名	生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質 (SS)		河川流量 (m ³ /s)
		濃度 (mg/L)	負荷量 (kg/day)	濃度 (mg/L)	負荷量 (kg/day)	
元荒川	榎戸堰	1.2	35	2	59	0.34
	四郎兵衛橋	1.5	192	5	639	1.48
野通川	三段地野橋	10	86	12	104	0.10
	大田切橋	5.8	120	6	124	0.24

注 汚濁負荷量の算定は、各調査日に個々の地点で1回の流量観測と採水を実施し、その調査結果の積で算出した値。

BOD負荷量について上下流2地点を比較した場合、元荒川の榎戸堰から四郎兵衛橋では約5.5倍増加し、野通川の三段地野橋から大田切橋では、約1.4倍に増加しています。同様に、SS負荷量については、元荒川の榎戸堰から四郎兵衛橋では約10.8倍、野通川の三段地野橋から大田切橋では約1.2倍に増加しています。

元荒川では経年的に下流におけるBOD、SS濃度が高い傾向にあり、流域における負荷の流入による負荷量への影響が示唆されます。

(4) 騒音・振動

騒音は、各種公害のなかでも日常生活に関係の深い問題であり、また、その発生源も多種多様であることから、例年、その苦情件数は公害に関する苦情件数のうちの多くを占めているという現状があります。

① 騒音・振動の現状

ア 監視体制

本市では、平成23年度まで国道17号線鴻巣消防署鴻巣天神分署前（鴻巣市天神1-1-28：準住居地域）測定点において自動車交通騒音及び振動並びに交通量の調査を行っていましたが、平成24年度より都道府県知事及び市が行う法定受託事務とされ、騒音規制法第18条に基づき、自動車騒音の常時監視を実施しました。

自動車騒音については、環境基準（環境基本法）と要請限度（騒音規制法）が定められています。

② 調査結果の概要

ア 自動車騒音

令和3年度の測定結果は、次の表のとおりです。

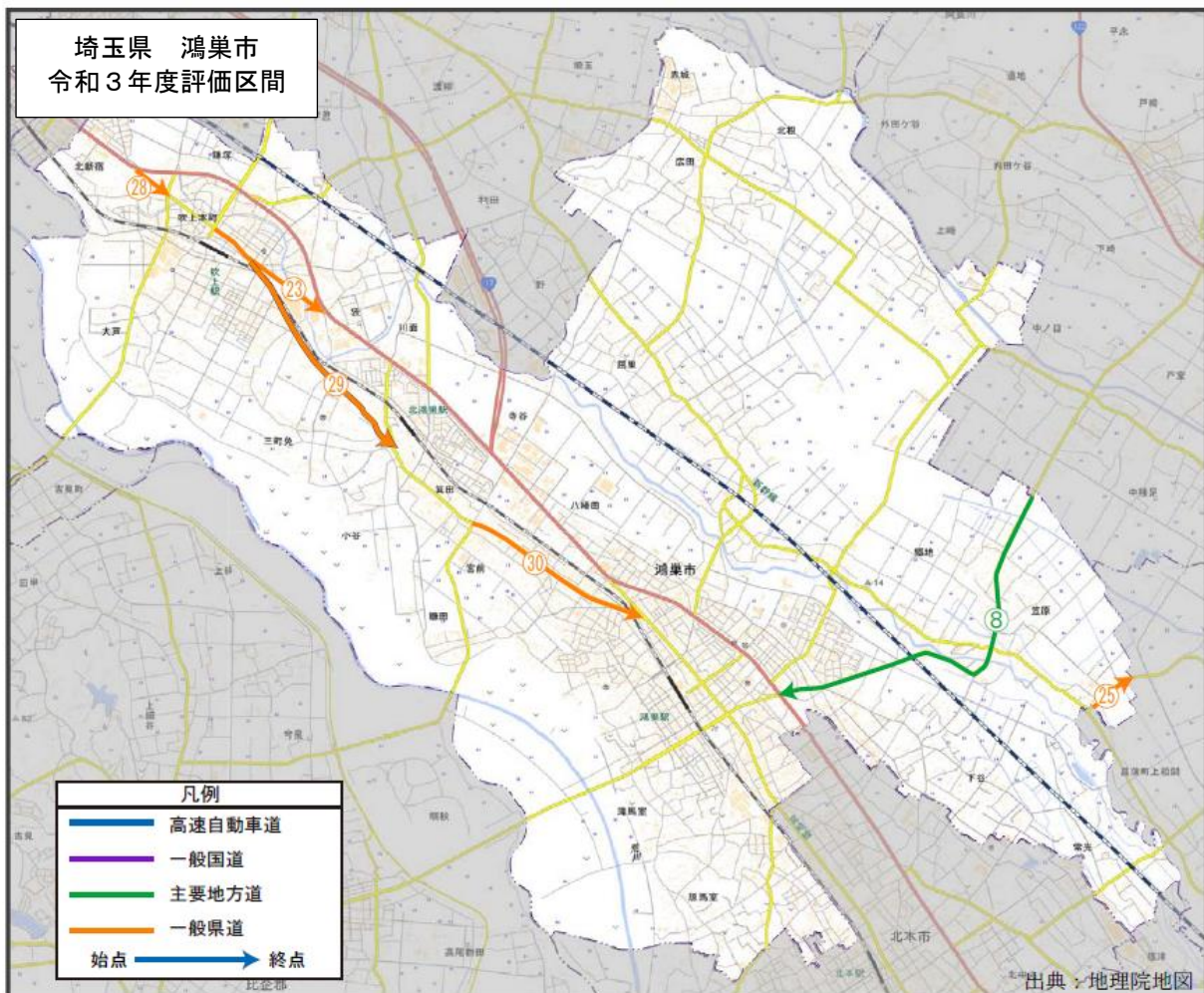
測定地点番号8の加須鴻巣線は昼間・夜間で環境基準を超過していました。

その他3地点においては環境基準・要請限度ともに昼間・夜間で基準値を満たしました。

騒音測定結果

単位：dB

測定地点番号	一連番号	測定地点	測定結果		環境基準の適合状況		環境基準		要請限度の適合状況		要請限度	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	8	加須鴻巣線 鴻巣市笠原 2493-3	73	70	×	×	70	65	○	○	75	70
2	23	福田鴻巣線 鴻巣市筑波 2丁目 4-46 付近	65	56	○	○	65	70	○	○	75	70
3	29	鎌塚鴻巣線 鴻巣市中井 23-2 付近	60	53	○	○	70	65	○	○	75	70
4	30	鎌塚鴻巣線 鴻巣市宮前 409-1	65	59	○	○	70	65	○	○	75	70



路線別評価計画表

一連番号	路線名	路線延長 (km)	評価実施年度（5年ローテーション）				
			H29	H30	R1	R2	R3
			(km)	(km)	(km)	(km)	(km)
			計画	計画	計画	計画	計画
1	一般国道17号線（一連番号2準用）	0.4	0.4				
2	一般国道17号線	4.4	4.4				
3	一般国道17号線（一連番号4準用）	1.0		1.0			
4	一般国道17号線	5.8		5.8			
5	東松山鴻巣線	3.1			3.1		
6	鴻巣羽生線	3.7				3.7	
7	鴻巣羽生線	4.2				4.2	
8	加須鴻巣線	4.4					4.4
9	さいたま鴻巣線	2.8	2.8				
10	行田東松山線（一連番号11準用）	0.9		0.9			
11	行田東松山線	3.1		3.1			
12	行田東松山線	1.1		1.1			
13	鴻巣川島線	2.2				2.2	
14	鴻巣川島線（一連番号13準用）	2.0				2.0	
15	鴻巣川島線	0.7				0.7	
16	行田蓮田線（一連番号17準用）	1.0			1.0		
17	行田蓮田線	4.5			4.5		
18	鴻巣停車場線	0.7	0.7				
19	騎西鴻巣線	0.7			0.7		
20	騎西鴻巣線（一連番号19準用）	1.0			1.0		
21	鴻巣桶川さいたま線	1.9		1.9			
22	上中森鴻巣線	1.7			1.7		
23	福田鴻巣線	1.5					1.5
24	内田ヶ谷鴻巣線	5.7	5.7				
25	笠原菖蒲線（一連番号23準用）	0.5					0.5
26	下石戸上菖蒲線（一連番号6準用）	0.9				0.9	
27	北根菖蒲線（一連番号24準用）	4.0	4.0				
28	鎌塚鴻巣線（一連番号8準用）	0.4					0.4
29	鎌塚鴻巣線	2.7					2.7
30	鎌塚鴻巣線	2.1					2.1
	計	69.1	18.0	13.8	12.0	13.7	11.6

イ 新幹線の騒音・振動

県では、平成6年から鴻巣市常光（大宮駅起点 18.3km）地点において上越新幹線の騒音・振動調査を行っています。新幹線鉄道については、昭和50年7月29日の環境庁告示第46号で環境基準が定められています。

令和3年度の測定結果は次のとおりです。

上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果（25m地点）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
騒音(dB)	73	72	73	73	72	71
振動(dB)	63	62	62	62	60	60

騒音については、環境基準値（70dB）と比較すると、令和3年度の結果も環境基準を超過しました。

振動については、振動指針値（70dB）と比較すると、令和3年度も振動指針値内にあり、過去5年間の推移については、ほぼ横ばいの状況です。

ウ 工場・事業場の騒音・振動防止対策

工場等の騒音及び振動については、騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例によって規制されています。平成24年度より規制地域の指定や規制基準の設定等の事務について市町村の自治事務になりました。

また、本市は、騒音規制法と埼玉県生活環境保全条例により工場・事業場騒音と建設作業騒音の規制地域、振動規制法による規制地域として指定されています。

本市では、騒音規制法と振動規制法に基づき、工場・事業場の騒音・振動発生施設についての届出や特定建設作業についての届出を受理しています。また、騒音・振動に対する苦情が市民から寄せられた場合に、測定機器を用いて環境基準に適合しているか測定を行う等の対応をしています。

(5) 悪臭

悪臭は、人に不快感を与えるにおいの原因となる悪臭原因物質が大気中に放出されることで発生します。悪臭は騒音・振動と同様に感覚公害と呼ばれる、生活に密着した問題です。現在、主に悪臭防止法により規制が行われています。

全国の悪臭苦情件数は、令和3年度は12,950件でした。令和2年度の15,438件と比較し、2,488件（約16.1%）減少しました。

本市における悪臭苦情受理件数は、令和3年度は12件で、令和2年度の6件に対して増加しました。

近年、都市化の進展等に伴い、私達の生活環境は様々なおにさらされるようになってきています。悪臭は感覚公害であるため、一度気になると、規制基準値を下まわっても苦情が続くことが考えられます。そのために苦情があった場合は、早期に対応することが重要です。

(6) ダイオキシン類

① 市の調査結果

本市では、市内4箇所（常光公民館、赤見台第二小学校、下忍小学校、あかぎ公園）にてダイオキシン類の大気調査を実施しています。

大気中のダイオキシン類濃度の基準値は、0.6pg-TEQ/m³以下（年平均値）で、過去5年間とも環境基準値を満たしています。

調査結果は次のとおりです。

大気中のダイオキシン類濃度調査結果

単位：pg-TEQ/m³

年度	常光公民館	赤見台第二小学校	下忍小学校	あかぎ公園
H29	0.037	0.043	0.034	0.047
H30	0.074	0.056	0.046	0.080
R1	0.028	0.020	0.022	0.029
R2	0.035	0.038	0.032	0.044
R3	0.023	0.019	0.017	0.025

② 県の調査結果

県では鴻巣局（鴻巣市役所敷地内）でダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき、ダイオキシン類の大気常時監視を実施しています。

調査結果は次のとおりです。

なお、調査結果は、過去5年間とも環境基準値を満たしております。

ダイオキシン類大気常時監視調査結果（鴻巣局）

単位：pg-TEQ/m³

年度	H29	H30	R1	R2	R3
平均値	0.042	0.044	0.025	0.028	0.013

（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気常時監視結果・埼玉県より）

2 環境負荷を減少・改善する取組

(1) 大気汚染の防止対策【環境課】

本市では、県と合同で大気汚染防止法に基づく工場や事業場への立入検査や、自動車排ガス低減対策等を行っています。

立入調査の状況は、次のとおりです。

なお、立入検査を行った結果、基準を超過したところはありませんでした。

工場及び事業場の立入検査結果（埼玉県中央環境管理事務所資料より作成）

年度	区分	大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例					公害防止組織	
		ばい煙	揮発性有機化合物	粉じん	指定ばい煙	指定粉じん	煙道測定	緊急時稼働	炭化水素	法律	条例
H29		1	0	10	13	0	0	0	4	1	0
H30		0	0	5	3	0	1	0	0	0	0
R 1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 2		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
R 3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 「粉じん」には一般粉じんと特定粉じんを含む。

化学物質管理促進法（PRTR法）関係立入検査件数（埼玉県中央環境管理事務所資料より作成）

年度	業種	製造業	下水道業	燃料小売業	洗濯業	自動車整備業	一般廃棄物処理業	計
H29		0	0	0	0	0	0	0
H30		1	0	0	0	0	0	1
R 1		0	0	0	0	0	0	0
R 2		0	0	0	0	0	0	0
R 3		0	0	0	0	0	0	0

フロン関係立入検査件数（埼玉県中央環境管理事務所資料より作成）

年度	業種	フロン排出抑制法	自動車リサイクル法		計
		第1種充填回収	引取業	回収業	
H29		0	0	0	0
H30		0	0	0	0
R 1		0	0	0	0
R 2		0	0	0	0
R 3		0	0	0	0

(2) 水質汚濁の防止対策【下水道課、環境課】

① 公共下水道の整備

公共下水道は、汚水と雨水を別々に流し処理する分流式を採用しています。公共下水道（汚水）は、し尿と生活雑排水を併せて流し処理するため、都市基盤整備の中で住民の日常生活に欠くことのできないものです。また、公共下水道（雨水）は浸水の防止の役割をしています。共に、公共用水域の水質の保全のために重要な施設となっています。

本市では、昭和 48 年から公共下水道事業に着手し、事業を推進しています。

公共下水道汚水整備の進捗状況 (各年度末現在)

年度	人口 (人)	処理区域 面積(ha)	処理区域内 人口(人)	普及率 (%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
H29	118,974	1,446.7	91,646	77.0	86,669	94.6
H30	118,512	1,462.6	91,934	77.6	87,006	94.6
R 1	118,170	1,480.0	92,064	77.9	87,422	95.0
R 2	117,895	1,490.8	92,009	78.0	87,171	94.7
R 3	117,578	1,495.6	91,957	78.2	87,249	94.9

普及率 = (処理区域内人口) / (人口)

水洗化人口 = 下水道に接続して汚水処理をしている人口

水洗化率 = (水洗化人口) / (処理区域内人口)

公共下水道整備状況 (単位：%)

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
鴻巣市	77.0	77.6	77.9	78.0	78.2
埼玉県	80.8	81.2	81.9	82.4	82.9
全国	78.8	79.3	79.7	80.1	80.6

注 処理人口普及率 = (処理人口) / (行政人口) (埼玉県・公共下水道整備状況一覧より)

本市の公共下水道整備状況を見ると緩やかに増加している状況です。

公共下水道では、下水管の布設工事が完了した区域内では、各施設が速やかに下水道に接続することが必要です。本市では、公共下水道整備完了区域での汚水管の接続率を高めるため、広報紙や市ホームページで啓発を行っています。

令和 3 年度における公共下水道の普及率は、全国平均が 80.6%、埼玉県は 82.9% となっています。

今後とも一層の整備促進に努めるとともに、処理区域内における家庭からの汚水管の接続及び適正接続について、住民の協力を求めることに努めます。

② 農業集落排水事業

市内4地区において、農業集落排水への接続が促進され、水洗化が進んでいます。

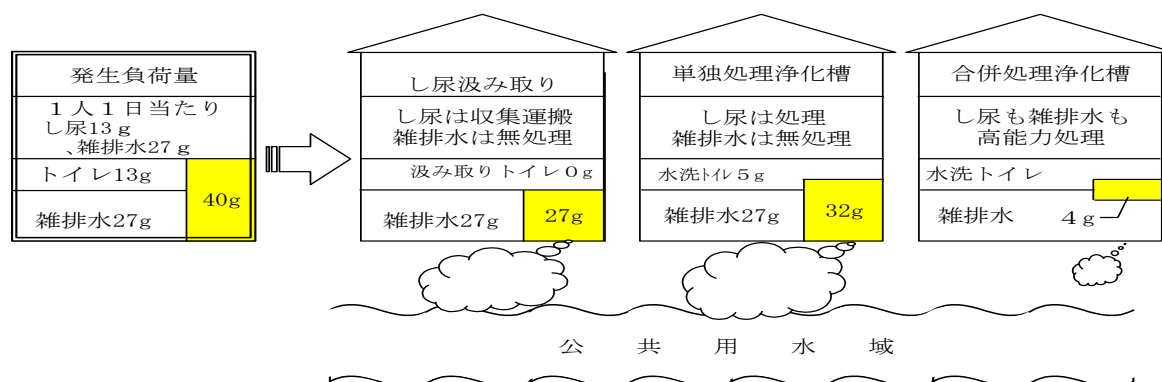
農業集落排水事業の状況

(令和3年度末現在)

名称	供用開始年度	処理区域面積(ha)	処理区域内人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)
笠原地区	H2	71.0	898	818	91.1
笠原第2地区	H7	60.0	804	775	96.4
郷地安養寺地区	H14	37.0	695	682	98.1
上会下地区	H15	8.3	249	201	80.7
合計		176.3	2,646	2,476	93.6

③ 合併処理浄化槽の設置

公共用水域の水質悪化の原因としては、下図のようなことが考えられます。個別処理にあたっては、より良い水質を確保するため、平成13年度より合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。



汚水個別処理方法によるBOD汚濁負荷量模式図

● 合併処理浄化槽設置補助金事業

下水道未整備区域において、既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換をする市民に補助金を交付し、河川の水質浄化を推進しています。

合併浄化槽設置補助金交付実績

	H29	H30	R1	R2	R3	合併浄化槽設置補助金交付実績	
						平均工事費	補助額
5人槽	16件	14件	17件	21件	19件	1,083千円	573千円
7人槽	20件	22件	20件	14件	17件	1,271千円	655千円
10人槽	1件	1件	0件	0件	0件	—	789千円
合計	37件	37件	37件	35件	36件		

注 平均工事費は令和3年度実績に基づく。(工事費総額)/(補助件数)(千円未満四捨五入)

④ 工場・事業場に対する排水の規制・指導

公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法により特定事業場から公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準が設定されております。県は必要に応じて報告を求めたり、立入調査を実施しています。

立入調査の結果は、次のとおりです。

工場及び事業場の立入調査結果

単位：件

区分 年度	立入検査 件数	採水件数	基準超過 件数	超過率 (%)	行政措置			
					注意	改善勧告	改善命令	その他
H29	41	20	3	15.0	2	1	0	0
H30	29	14	2	14.0	1	1	0	0
R 1	8	10	0	0	0	0	0	0
R 2	9	10	0	0	0	0	0	0
R 3	4	4	1	25	1	0	0	0

注 超過率＝基準超過件数／採水件数

(埼玉県中央環境管理事務所資料より作成)

(3) ダイオキシン類の発生抑制対策【環境課】

埼玉県中央環境管理事務所では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、焼却施設を設置している工場や事業場の立入検査を行い、施設の適正な維持管理を始め、ダイオキシン類の発生の抑制の指導をしています。

立入件数は、次のとおりです。

ダイオキシン類規制関係立入件数

区分 年度	大気関係		水質関係	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数
H29	1	1	0	0
H30	0	0	0	0
R 1	0	0	0	0
R 2	0	0	0	0
R 3	0	0	0	0

(埼玉県中央環境管理事務所資料より作成)

(4) 土地埋立てに関する指導【環境課】

市民の良好な生活環境を保全するため、事業主と市の関係担当課で埋立て等の計画を事前に協議し、要綱の規定に基づいて、搬入される土砂に違法なものが含まれていないか、また、法令に違反する行為がないように指導しています。

年度別土地埋立て指導実績

年度	面積別届出件数			合計
	1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	
H29	2	1	2	5
H30	2	1	1	4
R 1	0	1	1	2
R 2	0	2	1	3
R 3	0	3	2	5

(5) あき地雑草に関する指導【環境課】

ごみの不法投棄の防止や火災等を未然に防ぐために、あき地の雑草処理の指導を土地の所有者に対して行っています。平成29年度から令和3年度までのあき地雑草に関する業務の取扱いについては下記のとおりです。

令和3年度に寄せられた苦情等により、土地の所有者及び管理者にあき地雑草の措置依頼を行った件数は95件でした。また、市へ雑草刈取措置を依頼した所有者等は18件となっています。

市では、迅速な苦情対応を心掛けていますが、土地の所有者等が対応をしない場合もあり、苦情の処理が難しくなっています。

年度別あき地雑草措置事業実績

年度	措置依頼件数	委託件数	委託面積(㎡)
H29	249	46	11,207.00
H30	171	32	7,693.92
R 1	149	14	3,146.68
R 2	109	18	4,492.99
R 3	95	18	4,302.00

第5節 協働社会

今日、少子高齢化社会が進行し、国から地方分権への流れなどにより市民のニーズは、年々、多様化及び複雑化しております。今までの行政主導のやり方ではこのようなニーズに対応することが困難になっているのが現状です。今後、直面する地域問題に迅速に対応するためにも、「自分たちのまちは自分たちで作っていく」という意識のもと、多様な担い手が協働しながらまちづくりを進めていく必要があります。環境問題においても同じように私たち自身の将来に深く関係する問題であると認識した上で、全市民が協働しながら解決に向けて行動しなければなりません。

こうした観点から、環境について関心を持ち、身近な環境活動に参加することで環境に対する理解や交流を深めていく必要があると考えますので、市民が積極的に参加できる環境づくりを進めていきます。



【環境基本計画で定める協働社会関連指標】

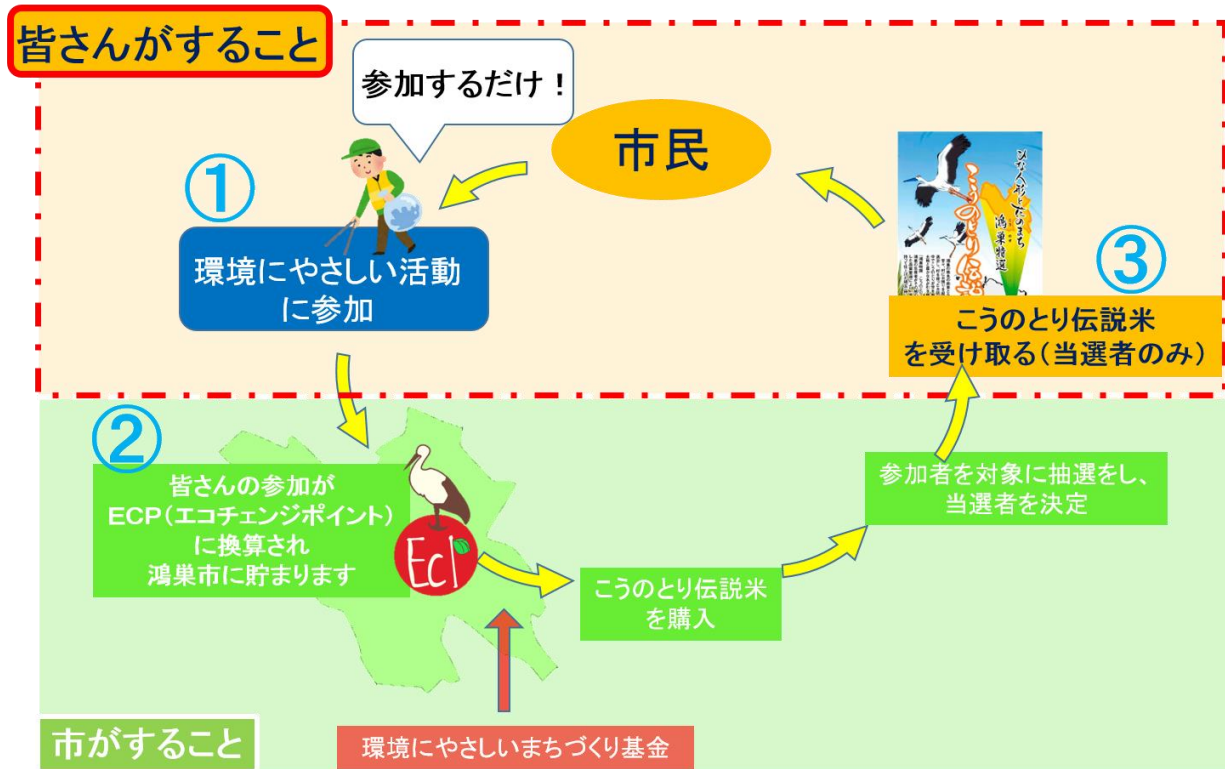
項目	基準	R3実績値	中間目標 (R4)
環境イベント参加者数	172人 (H28)	345人	441人
エコチェンジポイント数	(H29より実施)	13,145ポイント	13,190ポイント

1 市民の参加を促す取組

(1) エコチェンジポイント【環境課】

市民による環境にやさしい活動への参加意欲の向上と環境保全活動の持続的な推進を図るため、市が指定する環境保全活動への参加者数に応じてエコチェンジポイントを付与し、ポイントに応じて記念品（こうのとり伝説米【2kg】）を、活動への参加者から抽選で配付しました。

エコチェンジポイントは、市民（市内在住、在勤、在学の方）が活動に参加することでポイントが市に貯まり、約 200 P ごとに記念品を配布することになっており（1 P = 5 円換算）、参加する人が増えるほどポイントが貯まり、記念品の当選者が増える仕組みとなっています。



エコチェンジポイントの取組イメージ

○ 実施状況

対象事業数：11事業

年間獲得ポイント：13,145ポイント

年間抽選対象者数：345名（上半期：216名、下半期：129名）

記念品配布数：70名（上半期：55名、下半期：15名）

(2) エコチェックサマー・ウインターの実施【環境課】

エコチェックサマー・ウインターでは、電気使用量にスポットを当てて、空調機使用等により電気の需要が増える夏季(7～9月)及び冬季(12～2月)に関して、家庭の電気使用量を前年同月比で比較し、市へ報告をすることで、家庭の電気使用量の「見える化」を図ります。「見える化」により、日々のエネルギー使用のムダやムラの発見、省エネ設備に交換した場合の効果の実感など、多くのメリットがあります。

○ 実施状況

参加者数：98名

削減できた人数：68名

削減電力量：6,333.2kWh

(3) 緑のカーテンコンテストの開催【環境課】

地球温暖化防止及び夏季の省エネルギー対策として有効な緑のカーテンを普及啓発することを目的に、特定非営利活動法人フラワーピースとの共催により、緑のカーテンコンテストを開催しています。

コンテストでは、家庭や事業所などで育てた緑のカーテンの生育状況の写真を募集する【生育部門】に6作品の応募がありました。応募作品の中から各部門の優秀賞を選出し、受賞者に対して表彰状の授与及び記念品の贈呈を行いました。



【生育部門】の受賞作品

(4) 環境衛生連合会との連携【環境課】

環境衛生や廃棄物の減量化に対する市民の関心を高め、環境にやさしいまちづくりを協働で行っていただける方々を環境衛生委員として委嘱しています。

環境衛生委員によって組織されている「鴻巣市環境衛生連合会」では、次の事業を実施しています。

① ごみゼロ運動月間の実施

鴻巣市自治会連合会と鴻巣市環境衛生連合会が主体となり、市内全域で清掃活動を行っています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止ため、中止としましたが、令和3年度よりごみゼロ運動月間と称し、約1ヶ月間に渡り春と秋の2度、お住まいの地域の清掃活動を実施しました。令和3年5月30日から約1ヶ月実施した「春のごみゼロ運動月間」では、6,212人の方に参加いただきました。令和3年10月31日に実施した「秋のごみゼロ運動月間」は、6,655人の方に参加いただきました。

② 市民への啓発活動

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止ため、中止となりましたが、例年9月に、鴻巣駅・北鴻巣駅・吹上駅の駅前で、通勤通学の約700人に啓発用ポケットティッシュを配布し、ポイ捨て禁止の啓発を行いました。

10月中旬には、おおとりまつり会場において、ごみ拾いと分別体験を行う「ひろえば街が好きになる運動」を実施しています。これは、ごみを拾う体験を通じてごみのポイ捨てをしないマナーを広めていくことを目的に、JTとの共催で行ったものです。

例年11月開催のかわさとフェスティバルでは、ブースを設け、ごみ分別クイズ、啓発用のポケットティッシュによる啓発、小中学生の環境に関するポスターの展示等を行い、約700人にごみ分別・減量のPRを行っています。



イベントでの啓発活動（左）とかわさとフェスティバルでの啓発活動（右）

③ 研修会・講演会の開催

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止ため、開催中止としましたが、例年7月中旬にクレアこうのす小ホールにて、「鴻巣市環境衛生連合会ごみ分別研修会」を開催しています。

ごみの分別方法やごみ出しのルールなどを知っていただき、地域での環境保全活動や環境配慮の啓発に役立てていただくことを目的とし、令和2年度からは新たな取組として、自宅でもご覧になれるよう YouTube で啓発動画を配信しています。



(YouTube「鴻巣市チャンネル」より)



令和元年度ごみ分別研修会（左）と YouTube「鴻巣市ごみの出し方」（右）

④ 功労者への表彰

例年12月にクレアこうのす小ホールにて「鴻巣市環境衛生連合会功労者表彰式」及び講演会を開催していますが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止としました。

功労者表彰式は、地域の環境保全及び環境美化活動に長年にわたり尽力された方の功績をたたえ、感謝の気持ちを伝えることを目的とするもので、令和3年度は、各地区連絡会から推薦していただいた1名に感謝状と記念品を贈呈しています。



令和元年度功労者表彰式（左）と表彰式後の講演会（右）

さんまるいちまる
(5) 3010運動の展開【環境課】

「3010 運動」とは、宴会等で乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き 10 分前に自席に戻り料理を食べ切る運動です。日本では、まだ食べられるのに捨てられている食べ物（いわゆる食品ロス）が年間約 643 万トンも発生しています。食品ロスの削減は、廃棄物の削減だけでなく、温室効果ガスの削減等、環境負荷の低減にもつながることから啓発活動を行ったものです。

市のイベント時にポスターを掲示して周知を図りました。



PR ポップ（左）とポスター（右）を飲食店に設置

(6) 鴻巣市民大学講座「こうのとリアカデミー」の公開講座【生涯学習課】

生涯学習の補完機能として、市民が幅広く教養を習得し、仲間作りや郷土への理解を深め、自主的に学びその成果を適切に活かすことを目的に、鴻巣市民大学講座「こうのとリアカデミー」を開講しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止ため、開催中止としました。

(参考) 令和元年度における実施状況

日程・場所：令和元年11月12日（火） クレアこうのす小ホール

参加者数：134名

講師・演題：埼玉県環境科学国際センター職員「地球温暖化（影響と対策）」



講座の様子（令和元年度）

2 取組を継続させる仕組みづくり

(1) 環境にやさしいまちづくり基金【環境課】

資源節約やリサイクル等を通じて、廃棄物の減量化及び資源化の一層の促進を図り、かつ、市民の関心を高めるとともに、市民ボランティア等を支援し、もって自然と共生する環境の保全に必要な社会経済システムを構築するため、「環境にやさしいまちづくり基金」が設置されています。

○ 基金充当事業

- ・ 飼犬登録事業（犬のふん害防止の啓発用看板） 充当額 105,600 円
- ・ 生物多様性事業（自然環境調査等の実施） 充当額 405,680 円
- ・ エコチェンジポイント鴻巣事業（対象環境活動の参加者への記念品） 充当額 69,884 円
- ・ エコな住環境づくり事業（環境教室実施に係る費用） 充当額 57,166 円
- ・ ごみ減量推進事業（小学校4年生へのリサイクルノート配付） 充当額 183,260 円

年度末基金残高

年度	H29	H30	R1	R2	R3
基金残高	8,207千円	8,122千円	9,707千円	11,407千円	15,253千円

(2) コウノトリの里づくり基金【環境課】

コウノトリの飼育及び野生復帰を可能にするための環境づくりを推進するための「コウノトリの里づくり基金」が設置されています。

基金は、設置目的を達成するために必要と認められる事業の財源にのみ充当することができます。令和3年度は、学校給食のほか、3歳児健康診査、結婚祝い等の記念品としてこうのとり伝説米を提供した取組等に充当しました。

年度末基金残高

年度	H29	H30	R1	R2	R3
基金残高	94,707千円	112,074千円	143,735千円	159,304千円	128,941千円

第3章 環境基本計画における指標の進捗状況一覧

1 指標の進捗状況一覧

基本目標	成果指標	基準年度値	R3実績値	中間目標(R4)	対基準値
1 自然共生社会	生物多様性が保たれていると思う市民の割合	73.7% (H27)	81.00%	79.7%	↑
	自然環境イベント実施回数	4回 (H28)	2回	5回	↓
	自然環境イベント参加人数	117人 (H28)	47人	153人	↓
2 低炭素社会	市域からのCO2排出量 (エネルギー起源のCO2)	627.0千t-CO ₂ (H25)	518.2千t-CO ₂ (R1)	544.0千t-CO ₂	↑
	低炭素社会を意識して生活している市民平均実践項目数	4.58個 (H27)	4.17個	4.58個	↓
	エコチェックサマー・ウインターへの参加者数	(H29より実施)	98人	200人	↑
	市の事務事業からのCO2排出削減 (エネルギー消費量(原油換算)の削減)	4,846kL (H28)	4,846kL	4,497kL	→
	コミュニティバスの年間利用者数	522,753人 (H27)	386,173人	617,623人	↓
3 循環型社会	一人1日あたりのごみ総排出量	823g (H26)	811g	796g	↓
	資源化率I	20.0% (H26)	16.80%	20.1%	↓
	クリーン鴻巣市民運動(春・秋) ・ひろえば街が好きになる運動 参加者数 直近3年間平均	22,086人 (H28)	12,982人	23,190人	↓
	廃食油の回収量	6,776ℓ (H28)	6,405ℓ	7,115ℓ	↓
4 安全・安心社会	生活環境について、快適で安全に住めると思う市民の割合	73.4% (H27)	75.60%	73.4%	↑
	汚水処理人口普及率	86.7% (H27)	89.40%	93.7%	↑
	河川の水質値(BOD、過去5年平均)	3.5mg/L (H27)	8.90/L	3.5mg/L	↓
	個人に起因する公害苦情件数	310件 (H27)	154件	310件	↑
5 協働社会	環境イベント参加者数	172人 (H28)	345人	441人	↑
	エコチェンジポイント数	(H29より実施)	13,145ポイント	13,190ポイント	↑

「対基準値」欄 ↑：向上、→：横ばい、↓：低下

資料

1 鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言

本市は、令和3年10月1日に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。



鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言

～二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して～

近年、地球温暖化が原因と考えられる猛暑や集中豪雨、大型の台風等の深刻な自然災害が多発しています。

2015年に採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑制すること、及び1.5℃までの抑制に向けた努力を追求することが世界共通の長期目標として掲げられ、2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

これらの目標の達成に向け、政府は、2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

このような国内外の動向を踏まえ、鴻巣市においても、いま直面している地球温暖化という課題に対し、市民・事業者・行政が一体となって、脱炭素社会の実現に向けた取組を積極的に推進することが求められています。

このことから、先人から受け継いだ、この美しい緑に彩られた風景を守り育み、次の世代へと引き継いでいくため、SDGsの理念のもと、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「鴻巣市ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。

令和3年10月1日

鴻巣市長 原口和久

2 環境大臣メッセージ

本市のゼロカーボンシティの表明に対して、環境大臣よりメッセージをいただきました。



埼玉県鴻巣市長 原口 和久 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で466地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間の期間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣 山口 壯

令和4年度 鴻巣市の環境 (令和3年度実績)

令和5年3月発行

鴻巣市 環境経済部 環境課

〒365-8601

埼玉県鴻巣市中央1番1号

TEL 048-541-1321 (内線 3125)

FAX 048-577-8462

E-mail kankyo@city.kounosu.saitama.jp



鴻巣市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和5年3月



目次

第 1 章 区域施策編策定の背景と基本的事項	1
1. 策定の背景及び目的	1
2. 計画の位置付けと計画期間	2
3. 地球温暖化に関する動向	3
4. 区域の特徴	5
第 2 章 これまでの取組	11
1. 前計画の取組	11
2. アンケート調査結果（概要）	13
第 3 章 温室効果ガス排出量の推計	20
1. 温室効果ガスの現況推計	20
2. 温室効果ガスの現状すう勢（BAU）	21
第 4 章 計画全体の目標	22
1. 本計画の目標	22
2. 再エネポテンシャルと削減見込量	23
第 5 章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	27
1. 区域の各部門・分野での対策とそのための施策	27
第 6 章 脱炭素ロードマップ	46

資料編

第1章 区域施策編策定の背景と基本的事項

1. 策定の背景及び目的

地球規模で問題となっている地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとされています。

地球温暖化の原因は、わたしたちの日常生活から排出される温室効果ガスの影響が大きいとされており、地球温暖化を防止するためには、わたしたち一人ひとりが積極的に温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

我が国は、2020年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けて大きく動き出しました。

2021年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度と比較して46%削減する旨が公表され、同年10月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

本市においては、平成30(2018)年3月に「鴻巣市環境基本計画」を策定し、当計画の取組の一部である低炭素社会の実現のための取組を「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として位置付け、市民・事業者・行政の協働により温室効果ガスの削減に向けた各種取組を進めてきました。

しかし、近年の気候変動による国際的な動向や政府の温室効果ガス削減目標の引き上げなどを踏まえると、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

このような状況を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けて更なる取組が必要となっていることから、先人から受け継いだ美しい緑に彩られた風景を守り育み、次の世代へと引き継いでいくため、SDGsの理念のもと、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」を令和3年10月1日に表明しました。これにより、脱炭素社会の実現に向けて本格的に動き出すために、これまでの地球温暖化対策に関する取組を見直し、新たに「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。

2. 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、市全域における温室効果ガス排出量削減の目標を定めるほか、市民・事業者・行政それぞれにおける省エネルギー活動や再生可能エネルギー導入など、地域全体での温室効果ガス排出量削減につながる取組を明確化し、推進していくものです。

本市では、令和 3 年 10 月 1 日に「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて本格的に動き出すために本計画を策定することから、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を「ゼロカーボン編」として表現します。

(2) 基準年度・目標年度

本計画では国の地球温暖化対策計画との整合を図るため、平成 25（2013）年度を基準年度とし、令和 12（2030）年度を目標年度とします。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 12（2030）年度までの 8 年間とし、必要に応じて適宜進捗状況の確認を行い、見直しを行うものとしします。

平成 25年	・・・	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	・・・	令和 12年
2013	・・・	2019	2020	2021	2022	2023	2024	・・・	2030
基準 年度	・・・	現状 年度 ※			策定 年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			目標 年度
						← 計画期間 →			

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

3. 地球温暖化に関する動向

(1) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとにNDC（国が決定する貢献）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

2021年8月に公表された、IPCCの「第6次評価報告書第I作業部会報告書」では、「産業革命前からの世界平均気温の上昇は既に約1℃であり、今後20年のうちに1.5℃上昇に達する可能性がある」と指摘しています。

さらに、同年11月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求することを決意するとの成果文書が採択されました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラルや脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年10月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画が閣議決定され、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入推進や省エネルギー施策の推進、2050年に向けたイノベーション支援等が挙げられています。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

地球温暖化対策は、「ゴール7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や「ゴール13：気候変動に具体的な対策を」など、全てのゴールと幅広く関係しており、脱炭素社会の実現のため、SDGsの視点を踏まえた環境・経済・社会の3側面からの統合的な取組が求められています。



4. 区域の特徴

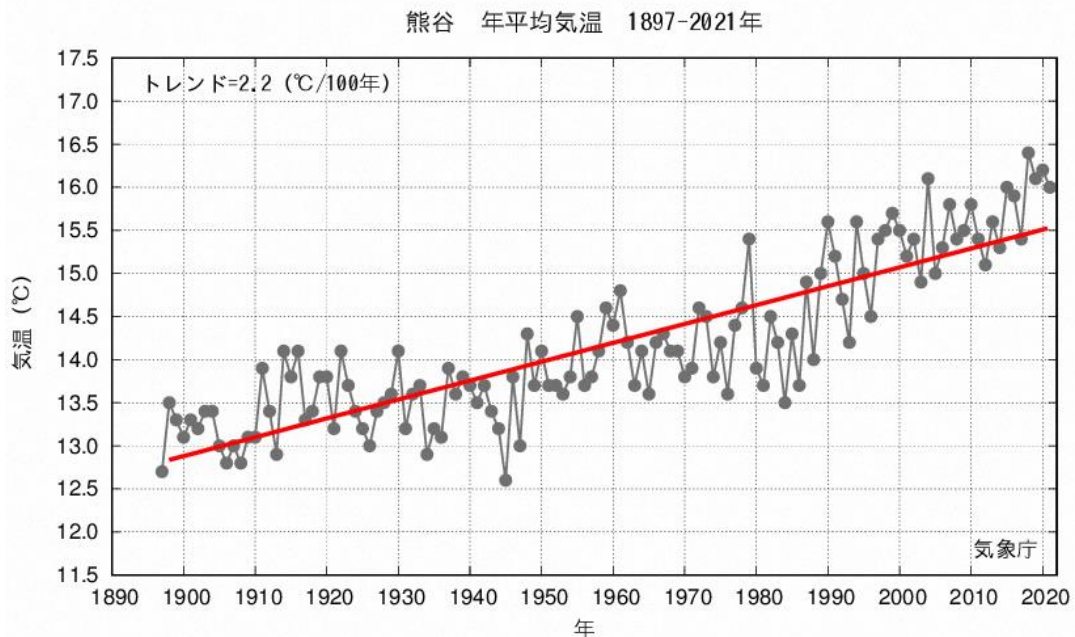
以下に示す本市の自然的・社会的条件を踏まえ、ゼロカーボン編に位置づけるべき施策の整理を行います。

(1) 地域の概要

本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、南西部には秩父山地を源流とする荒川が流れています。関東ローム層や荒川沖積層からなる肥沃な土地で、気候にも恵まれ、花卉や果樹などの栽培に適しています。

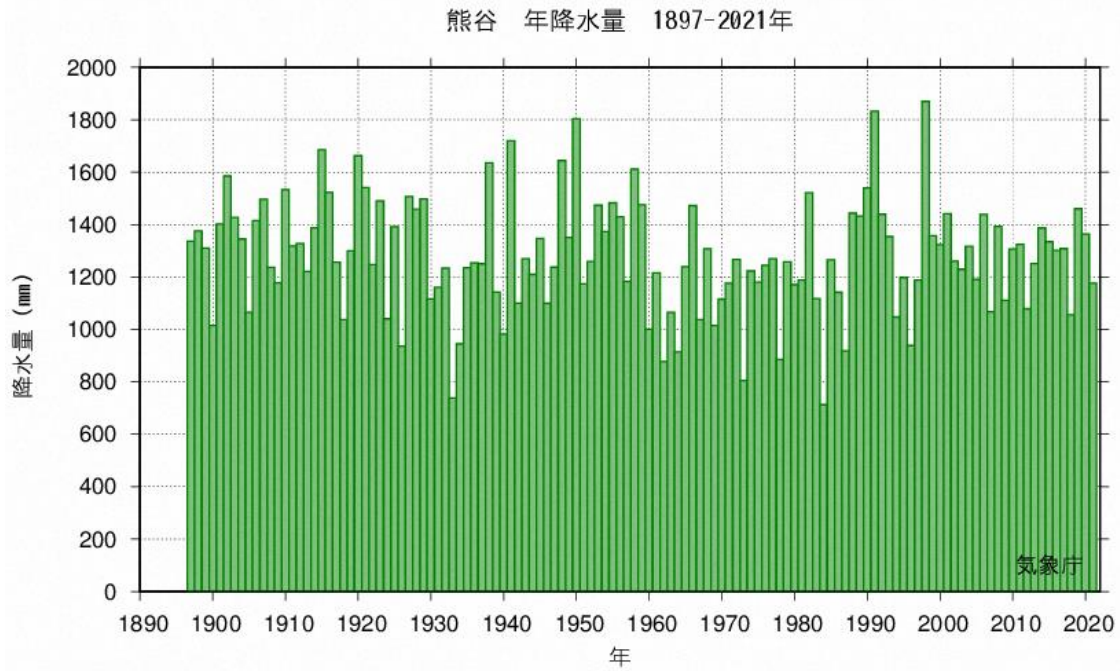
(2) 気候概況

本市周辺の気候は比較的温暖で、平均気温は上昇傾向にあり、今後の動向に留意が必要です。年間降水量は年によってばらつきが大きくなっています。また、熱中症のリスクが高まる猛暑日（日最高気温 35℃以上）は年々増加傾向にあり、健康面での危険性も高まってきています。



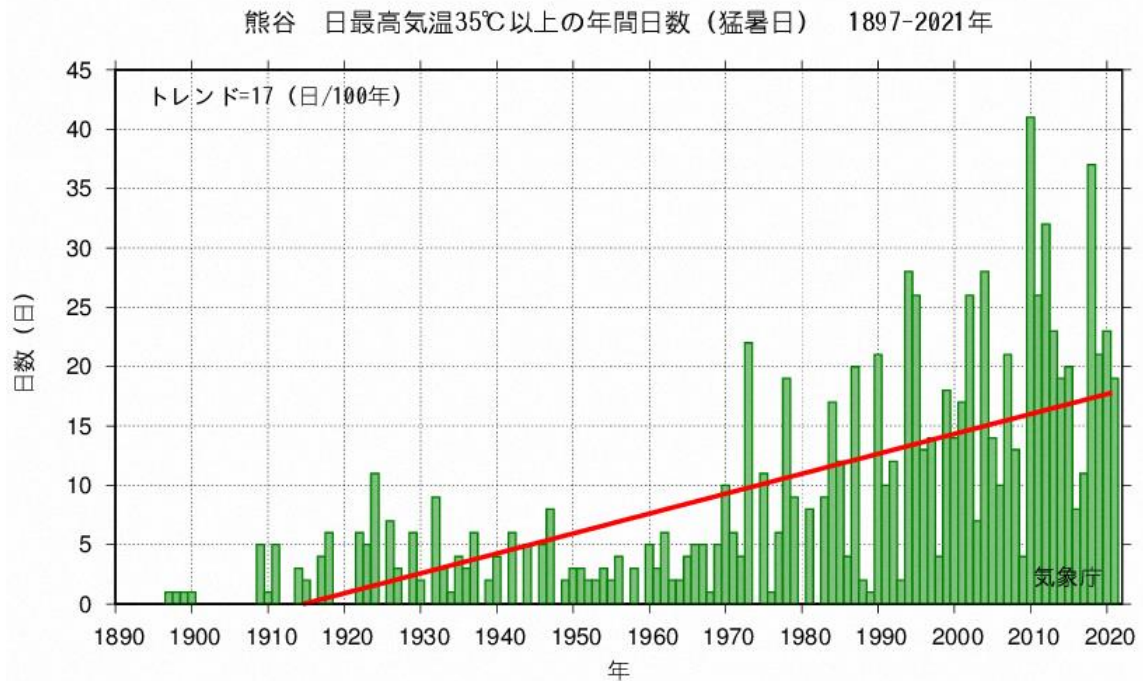
埼玉県の平均気温の推移

出典：気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト（環境省）



埼玉県の年降水量の推移

出典：気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト（環境省）



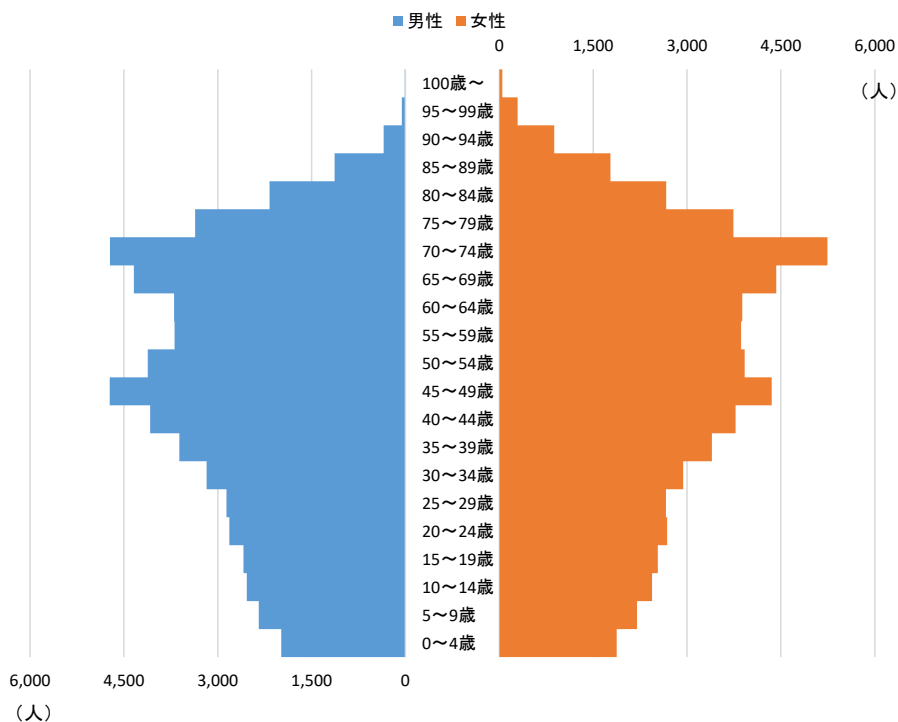
埼玉県の年間の猛暑日数の推移

出典：気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト（環境省）

(3) 人口推移・将来人口

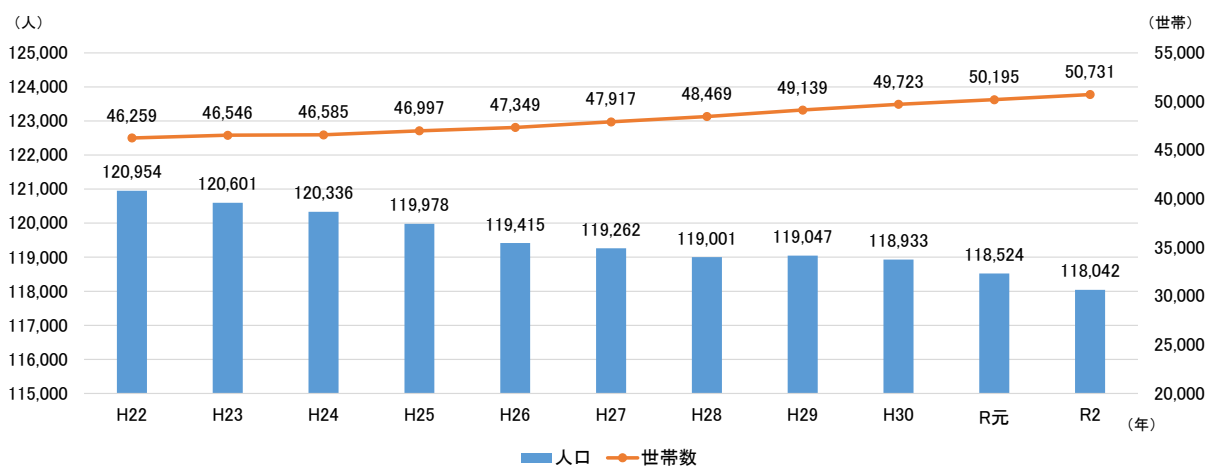
本市の人口は令和4年10月1日現在で、117,879人となっており、人口構成は少子化を示す「つぼ型」となっています。さらに人口は平成22年をピークに減少傾向にあります。世帯数は年々増加傾向にあることから、核家族化が進行していることがうかがえます。

鴻巣市人口ビジョンにおける将来人口推計でも、人口は減少し続ける見込みとなっています。



鴻巣市の人口構成

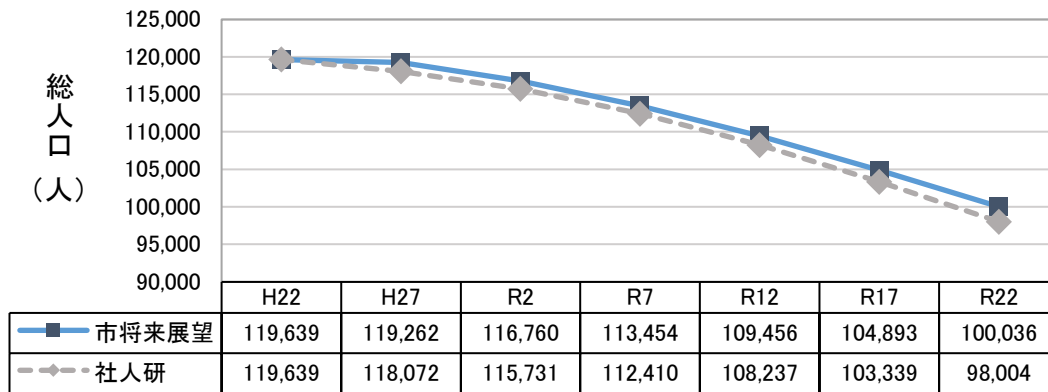
出典：統計こうのす（令和3年1月1日現在）



注：住民基本台帳法改正により、平成23年以前は統計こうのすの数値に外国人世帯数及び人口を加えている。

鴻巣市の人口と世帯数の推移

出典：統計こうのすより一部編集



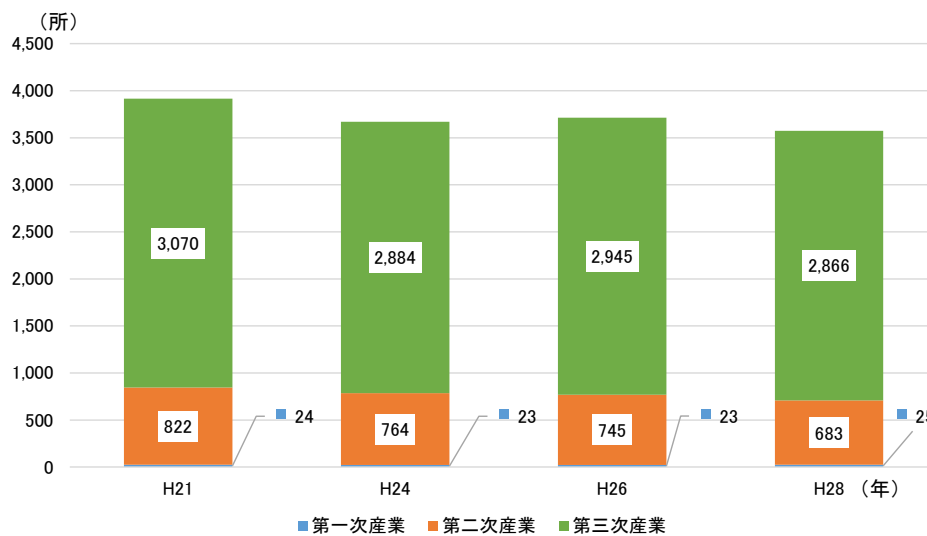
鴻巣市の将来人口推計

出典：鴻巣市人口ビジョン

(4) 地域の産業の動向

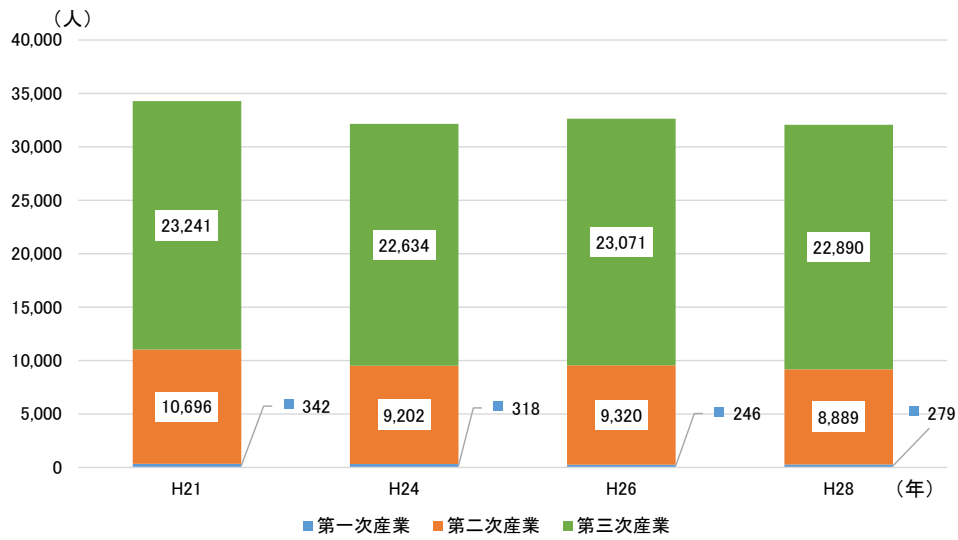
本市における3分類別の事業所数及び従業者数の推移をみると、第三次産業の割合が最も高くなっています。

第二次産業に含まれる製造業における製造品出荷額の推移をみると、微増減はありつつも増加傾向にあります。



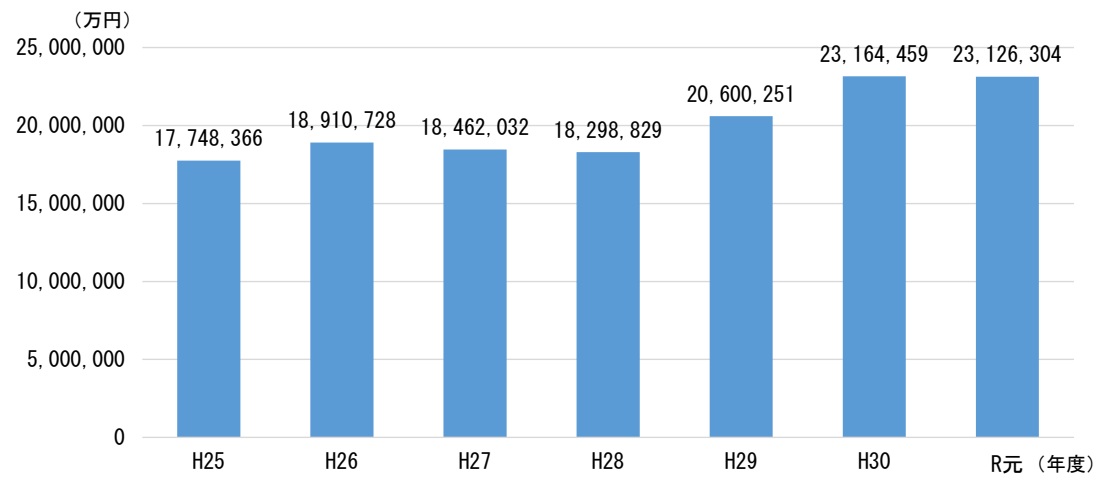
3分類別事業所数の推移

出典：経済センサス（総務省）



3 分類別従業員数の推移

出典：経済センサス（総務省）

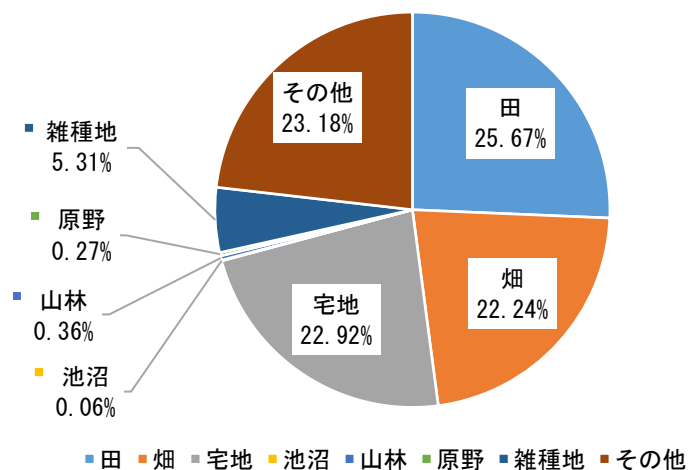


鴻巣市の製造品出荷額の推移

出典：工業統計（経済産業省）

(5) 土地利用状況

本市における地目別土地利用の割合をみると、田畑が約 5 割を占めており、農地が多く存在することがわかります。



令和 3 年 1 月 1 日現在における鴻巣市の地目別土地面積の割合

出典：統計こうのす

第2章 これまでの取組

1. 前計画の取組

「鴻巣市環境基本計画」における重点取組2「エコライフを楽しみCO₂(コツ) CO₂(コツ)減らします」を「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付け、低炭素化に向けた施策を講じてきました。その中で、市の取組として掲げたものは以下のとおりです。

共通基本取組	市の取組
2-① エコライフを楽しむ	エコライフ行動の普及を進めます。
	「COOL CHOICE」運動の普及を進めます。
	緑や水辺を生かしたクールスポットを整備、紹介します。
	緑のカーテンなど緑化の普及を進めます。
2-② エネルギーをスマートに使う	自転車やまち歩きが楽しめる取組を進めます。
	新エネルギーに関する情報を提供します。
	新・省エネルギー、次世代自動車の導入を推進します。
2-③ 適応する	公共交通機関の利用やエコドライブを呼びかけます。
	市の施設での省エネルギーを進めます。
	気候変動による影響について、情報を収集、提供します。
	鴻巣市への影響について検討し、適応に向けた取組などの検討・対策を進めます。

上記の取組の進捗状況を調査し、基本取組ごとに振り返りを行い、施策を推進する中での課題を抽出しました。

【2-① エコライフを楽しむ】

◇これまでの取組◇

- 市内小中学生へのチェックシート配布によるエコライフ DAY の実施やエコチェックサマー・ウィンターを実施しました。
- 「COOL CHOICE」について市のホームページ・広報に掲載するとともに、庁内でのクールビズ・ウォームビズを実施しました。
- 元荒川の水辺空間の整備を行いました。
- 緑のカーテンコンテストの開催やゴーヤ栽培による公共施設の緑化推進を実施しました。
- シェアサイクルの推進とサイクリングロードの設定・管理を行いました。

◇振り返り◇

- エコチェックサマー・ウィンターなどは参加する人が固定化されているため、新規参加者を集うための新たな周知方法を検討する必要があります。
- 「COOL CHOICE」の普及についてはホームページと広報のみの周知となっており、市民一人ひとりの意識向上を目指した周知方法の検討が求められます。
- クールスポットとしても利用価値のある元荒川は整備が進んでいるほか、吸収源対策や適応策にもなる緑のカーテンは順調に普及が進んでいます。しかしながら、緑のカーテンコンテストについては応募者が固定化されてきているため、事業の見直しを行う必要があります。
- 自転車やまち歩きが楽しめる取組であるシェアサイクルの推進やサイクリングロードの設定・管理は、今後も事業を継続することが必要です。

【2-② エネルギーをスマートに使う】

◇これまでの取組◇

- 新エネルギーに関する情報をホームページに掲載しました。
- 公共施設の屋根貸しによる太陽光発電の普及促進を図りました。
- 住宅用の新・省エネルギー機器導入の補助金交付を実施しました。
- 公用車に電気自動車を導入しました。また、コミュニティバスの車両 1 台を EV バスに入れ替えました。
- 鴻巣市デマンド交通ひなちゃんタクシー及びこうのす乗合タクシーを導入しました。
- エルミ鴻巣駐車場に電気自動車の急速充電器を設置しました。

◇振り返り◇

- 新エネルギー（再生可能エネルギー）に関する情報提供はホームページで行っているものの、実際に新エネルギーを使用している割合が少ないのが現状です。事業者と連携して、新エネルギーの利用促進を図る必要があります。
- 新・省エネルギー設備等に関する補助金は、多くの関心が寄せられたこともあり、年度途中で予算額に達しています。今後も多くの市民が活用できるように、可能な限りの支援の継続が求められます。
- 運輸部門での削減取組として実施している鴻巣市デマンド交通ひなちゃんタクシーやこうのす乗合タクシーの導入により、運転免許証の返納者や公共交通機関の利用が増加しており、今後も事業の継続が求められます。
- 公用車やコミュニティバスの EV 化を推進するとともに、市民の電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）等の導入を後押しする取組を強化する必要があります。

【2-③ 適応する】

◇これまでの取組◇

- 気候変動による影響について、広報連載や年次報告書「鴻巣市の環境」を通じて周知普及を図りました。
- 廃食油の回収を実施し、バイオディーゼル燃料等への再資源化を実施しました。
- 地球温暖化への対応について環境審議会やエコ推進スタッフ会議で検討しました。

◇振り返り◇

- 現状の地球温暖化に関する情報提供は、広報や年次報告書での掲載にとどまっており、周知が足りていないことが課題です。
- イベントへの参加や地球温暖化に対する意識を高める事業を計画し、周知に努める必要があります。
- 適応策の検討は各種会議で行われていますが、ゼロカーボンに向けた新たな対策を検討していくことが求められます。

2. アンケート調査結果（概要）

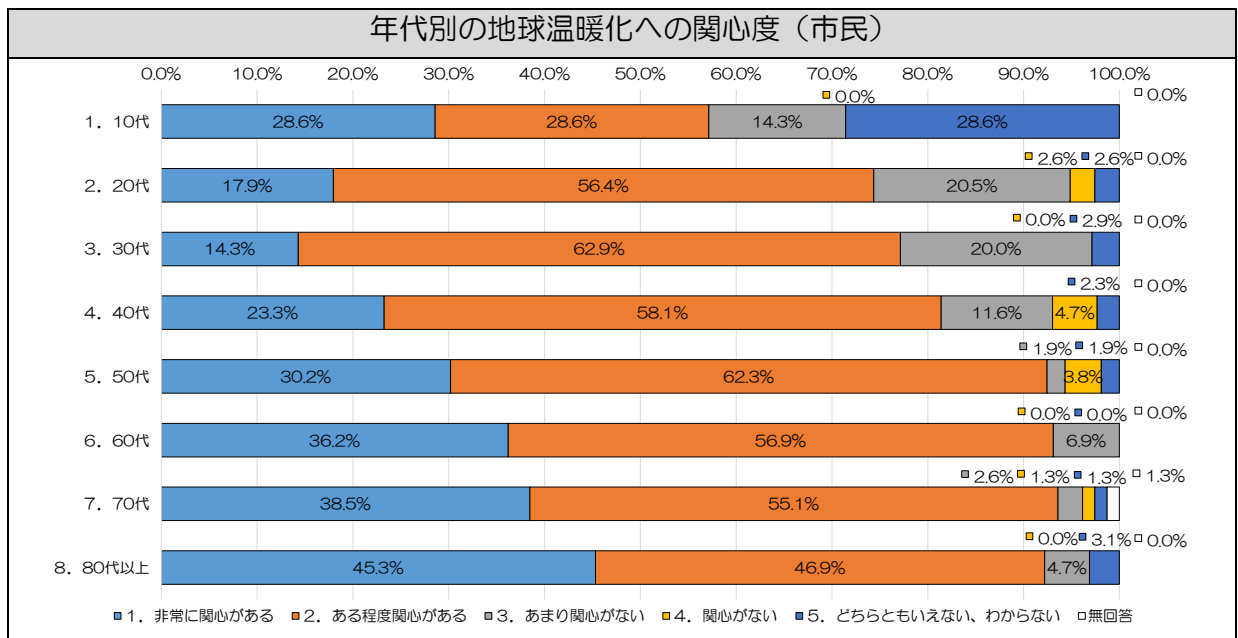
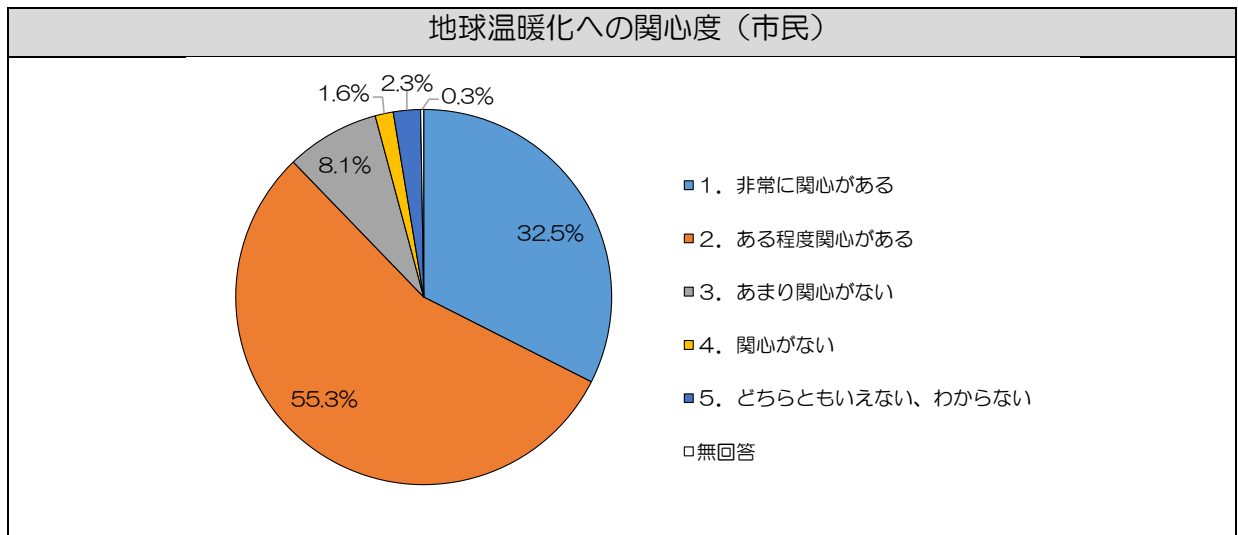
本計画の策定にあたり、市民、事業所を対象に地球温暖化に関するアンケート調査を実施し、地球温暖化に関する意識の傾向などを明らかにしました。アンケートの対象と回収結果、調査結果（概要）は以下のとおりです。

項目	市民アンケート	事業所アンケート
調査対象	市内在住の18歳以上の市民 (無作為抽出)	市内在所の事業所 (無作為抽出)
配布数	1,000通	100通
回収数	385通	19通
回収率	38.5%	19.0%
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	令和4(2022)年11月28日~12月20日	

今回のアンケート調査は、市民アンケートの回収率は38.5%でしたが、事業所アンケートの回収率は19.0%と低い結果となりました。今後、いかに地球温暖化への関心を高めることができるかが重要となります。

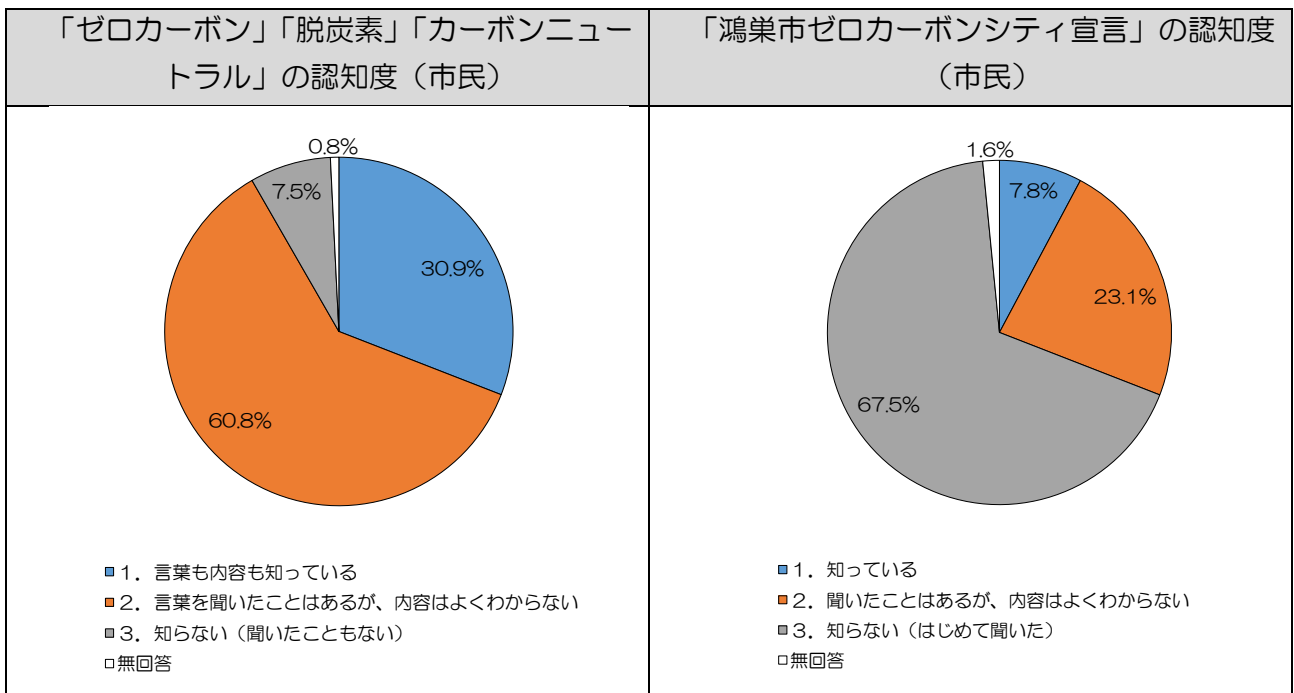
(1) 地球温暖化への関心度

- 地球温暖化についてどの程度関心があるかを問う設問では、「非常に関心がある」が32.5%、「ある程度関心がある」が55.3%となっており、地球温暖化に対する関心が高いことがうかがえます。
- 年代別の関心度は、年代が高くなるほど関心度が高くなる傾向にあります。また、20代から30代は「あまり関心がない」の回答率が他の年代と比較して高い傾向があります。



(2) ゼロカーボンに関する認知度

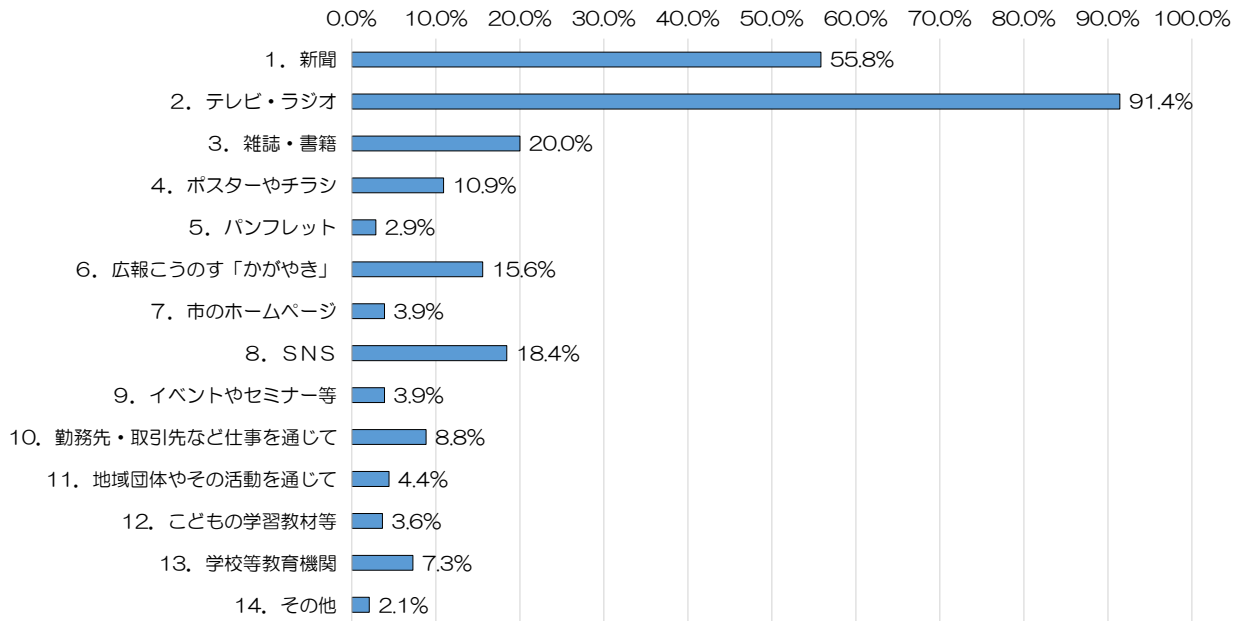
- 「ゼロカーボン」「脱炭素」「カーボンニュートラル」の認知度を問う設問では、「言葉も内容も知っている」が30.9%、「言葉を聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が60.8%、「知らない（聞いたこともない）」が7.5%となっており、ゼロカーボンに関する言葉自体の認知度はあるものの、内容については認知度が低いことが分かります。
- 本市が「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことを知っているかについては、「知っている」が7.8%、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」が23.1%、「知らない（はじめて聞いた）」が67.5%となっており、本市の地球温暖化に対する取組の認知度を高めていく必要があります。



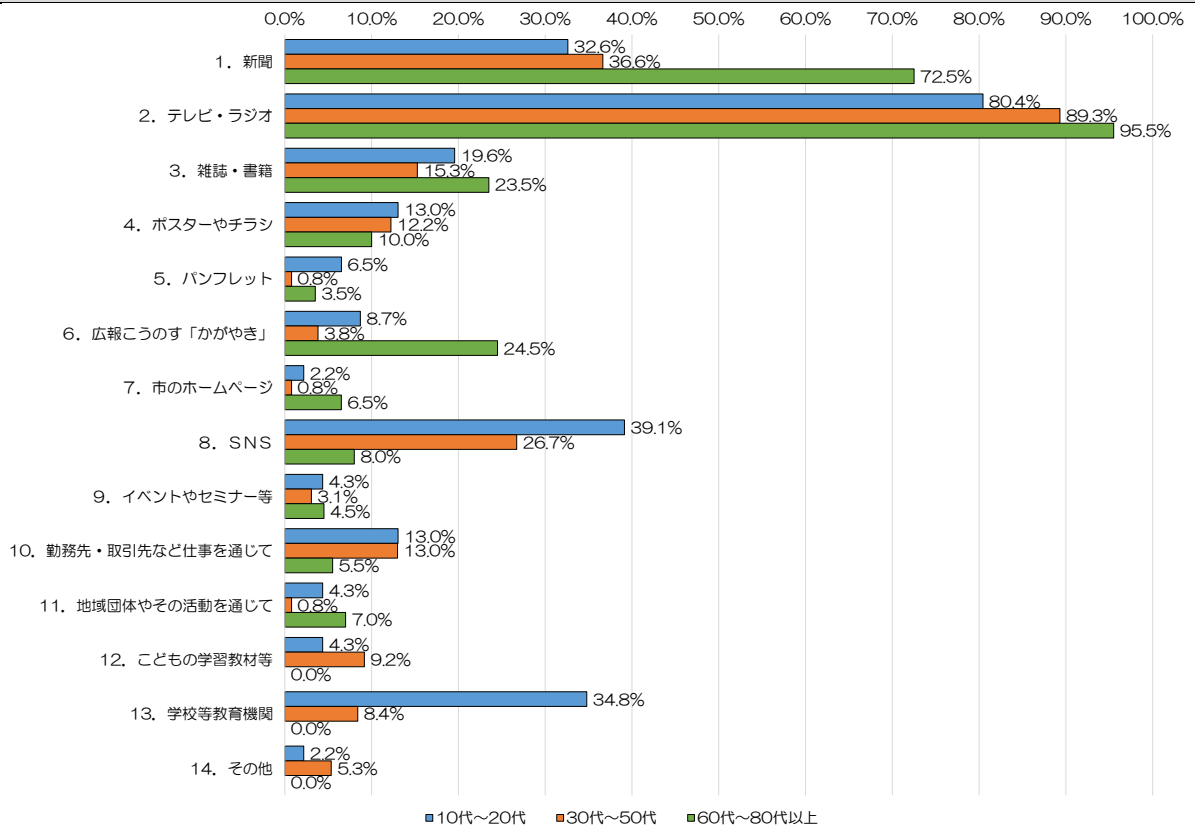
(3) 地球温暖化に関する情報・知識の取得先

- 地球温暖化に関する情報・知識の取得先を問う設問では、「テレビ・ラジオ」が91.4%と最も高い結果となりました。「市のホームページ」や「広報こうのす「かがやき」」の回答率は低く、市から発信される情報に目を通す人が少ないのが現状です。なお、「その他」としてインターネットや電車内のテレビなどの回答がありました。
- 回答者の年代を10代～20代、30代～50代、60代～80代以上の3つに分けて情報・知識の取得先を比較すると、10代～20代では「SNS」の回答率が約40%と他の年代よりも高い結果となりました。

地球温暖化についての情報・知識の取得先（市民）

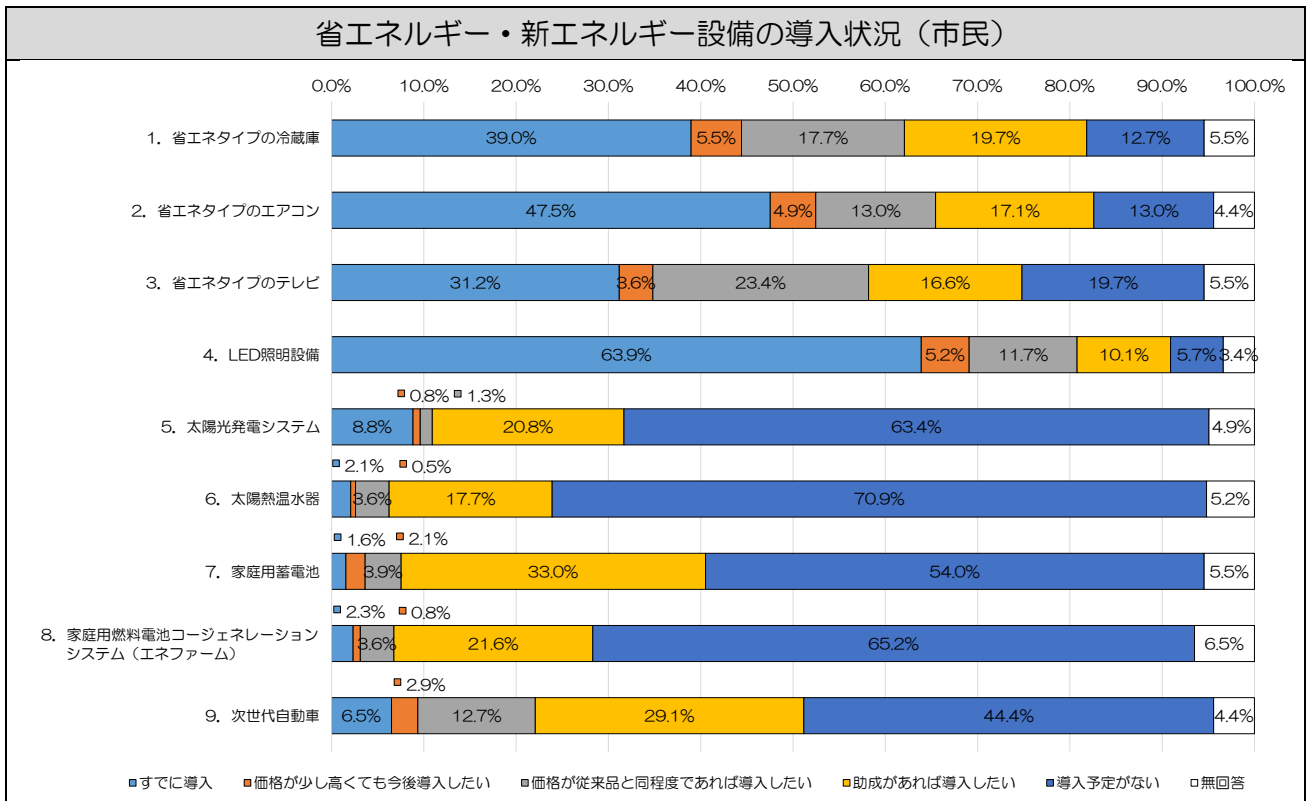


年代別の情報・知識の取得先（市民）



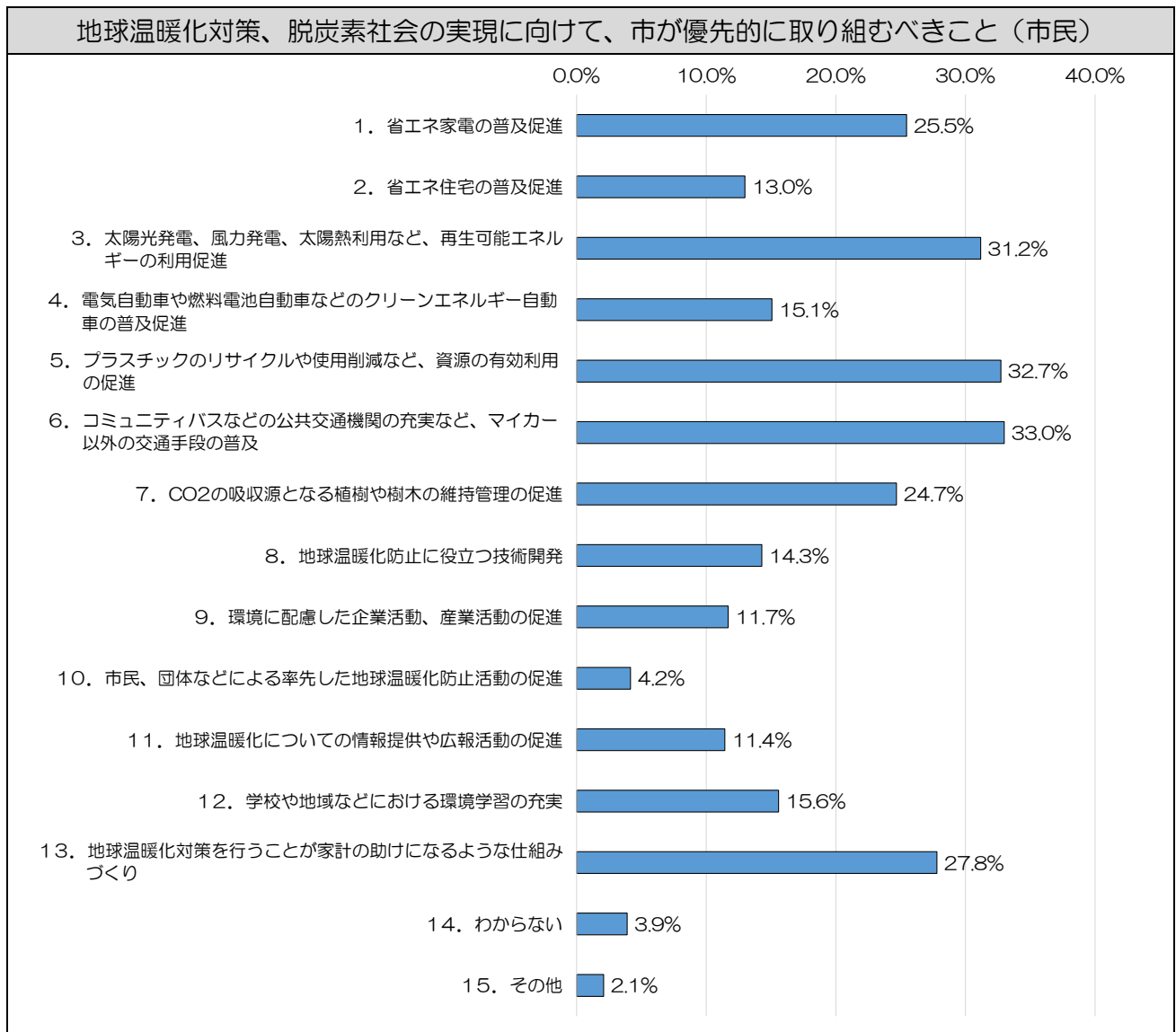
(4) 省エネルギー・新エネルギー設備の導入状況

- 省エネルギー設備の導入状況を問う設問では、「すでに導入」の割合が最も高かったのはLED照明設備でした。また、「助成があれば導入したい」の割合が最も高かったのは、省エネタイプの冷蔵庫でした。
- 新エネルギー（再生可能エネルギー）設備の導入はいずれも「導入予定がない」が60%以上となっており、導入意思が低いことが分かりました。ただし、家庭用蓄電池については、「すでに導入」と回答した割合は低いものの、「助成があれば導入したい」と回答した割合が高いことがうかがえます。

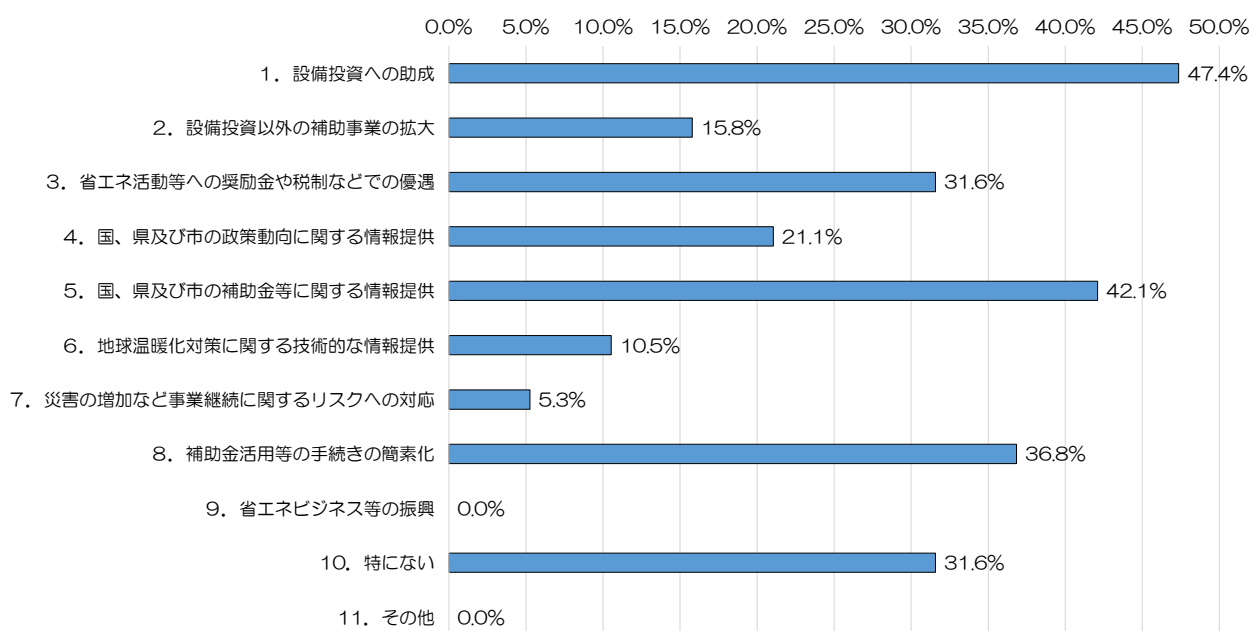


(5) 行政が行うべきこと

- 市民アンケートでは、行政が優先的に行うべき事項として最も回答率が高かったのは、公共交通機関の充実など、マイカー以外の交通手段の普及でした。また、プラスチックのリサイクルや使用削減による資源の有効活用の促進や再生可能エネルギーの利用促進の回答率も高い結果となりました。
- 事業所アンケートでは、行政に望むこととして設備投資への助成が最も高い回答率となり、次に、補助金に関する情報提供が高い結果となりました。



地球温暖化対策を今後推進する上で行政に望むこと（事業所）



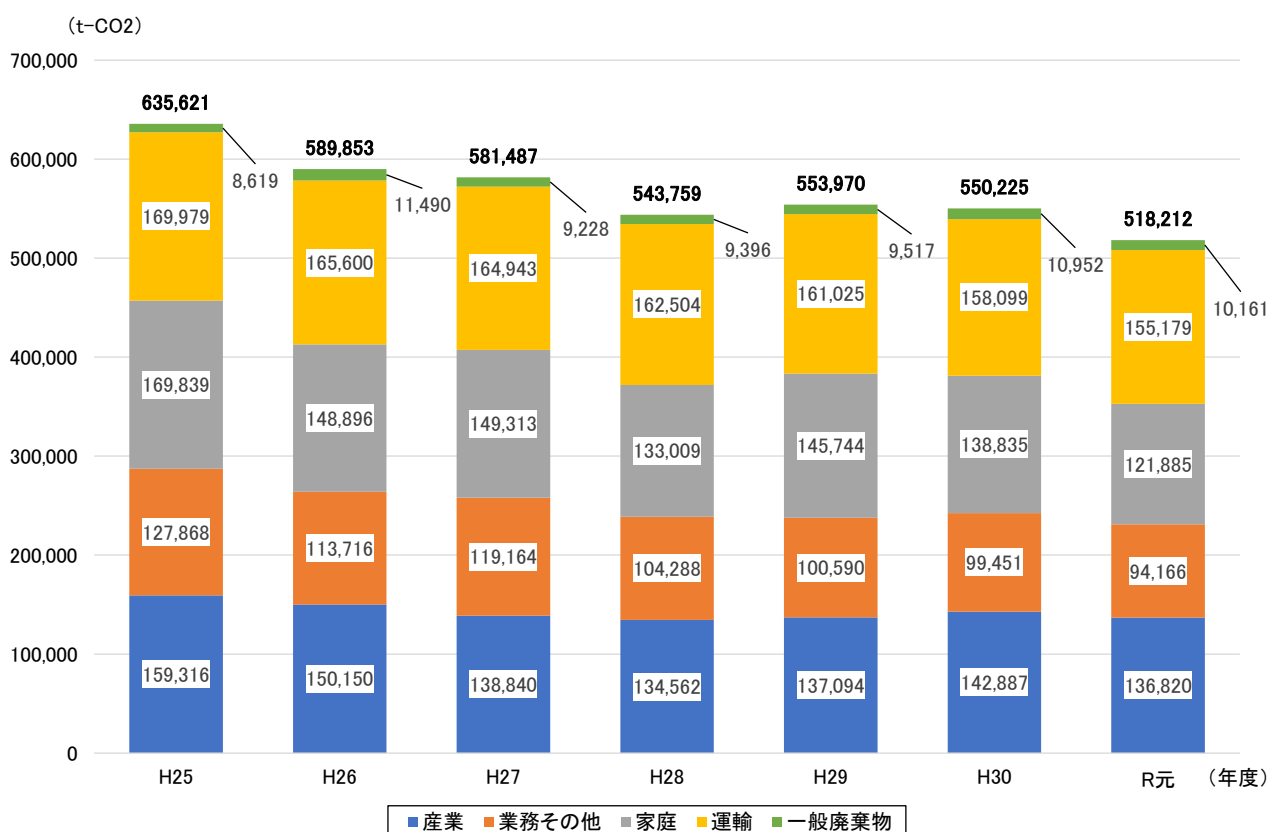
第3章 温室効果ガス排出量の推計

1. 温室効果ガスの現況推計

本市では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、ゼロカーボン編が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。現況推計結果は以下のとおりです。

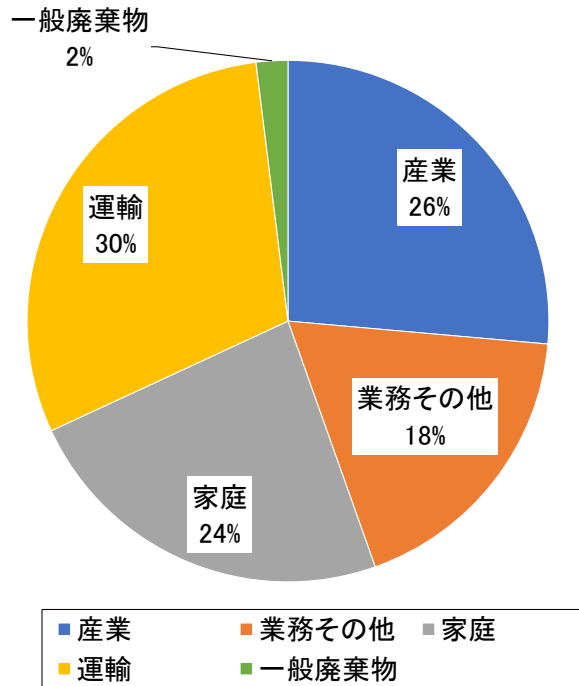
本市における温室効果ガスの排出量は、基準年度である平成 25（2013）年度をピークに、若干の増減を繰り返しながら減少傾向にあります。令和元（2019）年度の CO2 排出量は 518,212t-CO2 で、その 98%にあたる 508,050t-CO2 を燃料の燃焼や電気の使用に伴い排出されるエネルギー起源 CO2 が占め、残りの 2%が廃棄物焼却場におけるプラスチック、合成繊維等の焼却による非エネルギー起源 CO2 となっています。

排出部門別に見ると、運輸部門が最も多く、次いで産業部門、家庭部門、一般廃棄物部門となっています。運輸部門では自家用車からの排出が主となり、家庭部門との合計は5割以上となります。したがって、人々の日常生活の中から排出される温室効果ガスをいかに減らすかが課題となります。



鴻巣市における温室効果ガス排出量の推移

出典：「自治体排出量カルテ」（環境省）



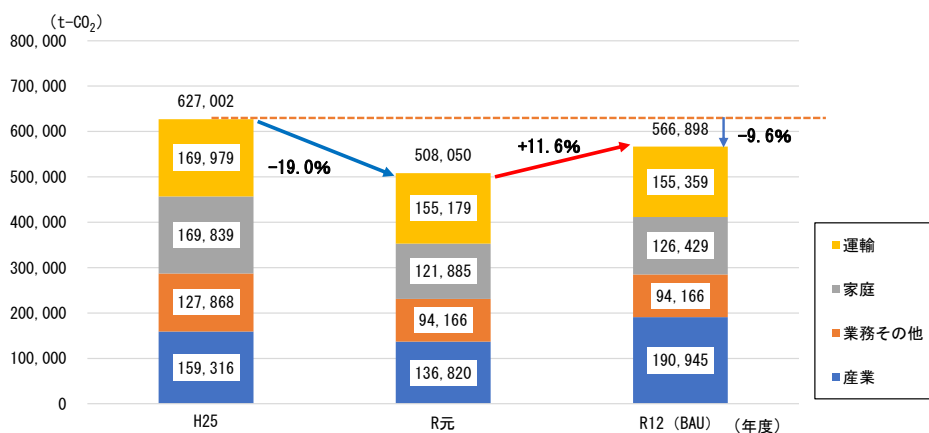
鴻巣市における令和元（2019）年度の
温室効果ガス排出量の部門別割合

出典：「自治体排出量カルテ」（環境省）

2. 温室効果ガスの現状すう勢（BAU）

温室効果ガス排出量のうち、エネルギー起源 CO₂ の削減に関して、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の本市における将来の排出量（現状すう勢排出量、以下「BAU 排出量」という）を推計すると、国の掲げた目標年度である令和 12（2030）年度の BAU 排出量は、令和元（2019）年度と比較して 11.6%の増加となる見込みです。

増加の要因として、主に活動量となる産業部門の製造業における製造品出荷額の増加や世帯数等の増加が見込まれることが考えられます。



鴻巣市におけるエネルギー起源 CO₂ の現状すう勢（BAU）

第4章 計画全体の目標

1. 本計画の目標

(1) 望ましい環境像

望ましい環境像は、前計画と同様に、第6次鴻巣市総合振興計画が掲げる「将来都市像」とし、地球温暖化対策の観点から望ましい環境像の実現に向けて施策を展開します。

望ましい環境像

「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」

(2) 対象とする温室効果ガス

前計画と同様に、第6次鴻巣市総合振興計画と合わせ、国の地球温暖化対策計画が対象とする温室効果ガスのうち、市域から排出される温室効果ガスの9割以上を占めるエネルギー起源のCO₂を対象とします。

(3) 削減目標

本市のゼロカーボン編で定める計画全体の削減目標は、国の「地球温暖化対策計画¹」で定めるエネルギー起源CO₂の削減目標との整合を図り、以下のとおりとします。

対象とする温室効果ガス	【基準年度】 平成25年度 (2013年度)	【目標年度】 令和12年度 (2030年度)	削減量	削減率
エネルギー起源CO ₂	627,002 t-CO ₂	344,851 t-CO ₂	282,151 t-CO ₂	▲45%

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標	
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%	
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)	
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-	

地球温暖化対策計画の温室効果ガスの削減目標

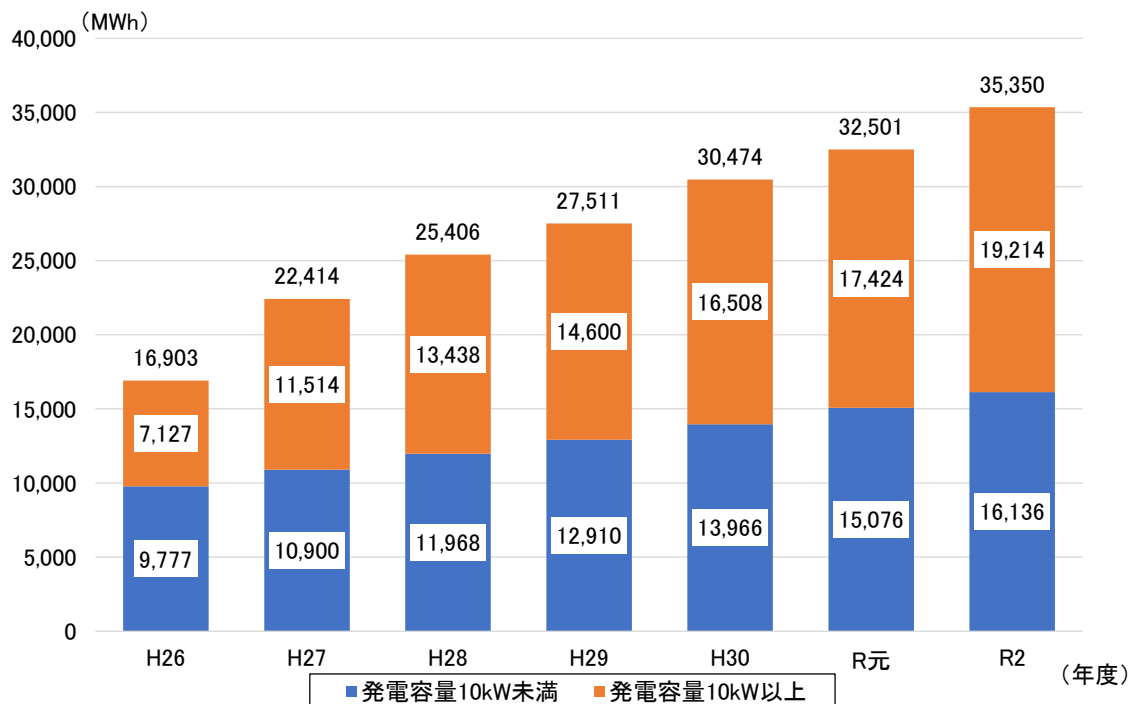
出典：「地球温暖化対策計画」（環境省）より一部編集

¹ 地球温暖化対策計画では、エネルギー起源CO₂及びエネルギー起源CO₂以外を含む温室効果ガス全体の排出量の削減目標を46%に設定しています。

2. 再エネポテンシャルと削減見込量

(1) 再エネポテンシャル

環境省の「REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム」による、鴻巣市における再エネ導入ポテンシャルは、太陽光発電のみで最大 808,473MWh を有しています。また、令和元（2019）年度における鴻巣市の電力消費量と比較すると、ポテンシャルの発電量が電力消費量を上回っており、再生可能エネルギーの導入を促進させることが脱炭素化を実現させる鍵と考えられます。ただし、本ポテンシャルは事業性を考慮しないポテンシャル量であることに留意が必要です。



注：発電量は FIT 制度で認定された設備のうち買取を開始した設備によるものです。

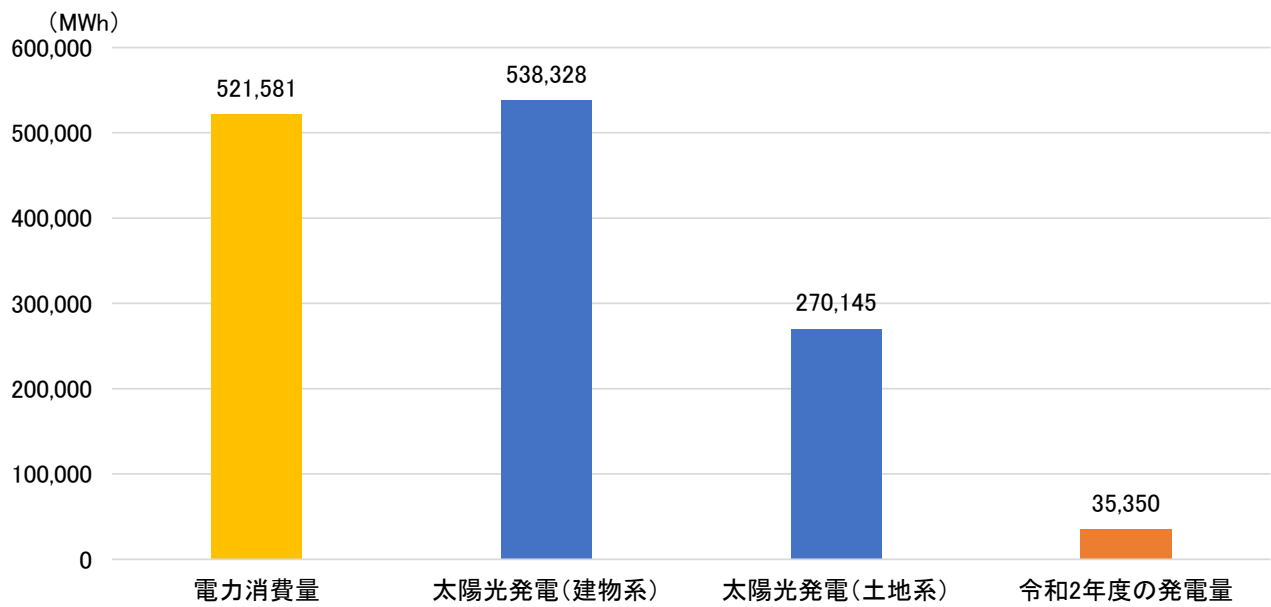
鴻巣市の太陽光発電による発電量の推移

出典：「自治体排出量カルテ」（環境省）より作成

再エネ施設の種類の種類	設備容量 [MW]	設備容量 [億MJ]	発電電力量 [MWh]	再エネ導入ポテンシャル [億MJ]
太陽光発電（建物系）	382	—	538,328	19
太陽光発電（土地系）	193	—	270,145	10
風力発電	0	—	0	0
中小水力発電	0	—	0	0
地熱発電	0	—	0	0
太陽熱	—	4	—	4
地中熱	—	44	—	44
合計	575	48	808,473	77

鴻巣市の再エネポテンシャル

出典：「REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム」（環境省）より作成



注：令和2年度の発電量はFIT制度で認定された設備のうち買取を開始した設備によるものです。

鴻巣市における電力消費量と再エネポテンシャル（太陽光発電）の比較

出典：「REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム」（環境省）
「自治体排出量カルテ」（環境省）より作成

(2) 削減見込量の推計

国をはじめとする市民・事業者・行政等が連携して地球温暖化対策を実施した場合の市内における温室効果ガスの削減見込量を推計しました。市内における CO2 削減見込量は、国の「地球温暖化対策計画」で想定される削減効果を、市内の製造品出荷額や世帯数、自動車保有台数等の活動量や市民等意識調査結果を基に算出しました。

部門・項目	施策の例	2030年度削減見込量 (t-CO2)
産業部門		37,923
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 等	製造業：高効率空調、産業 HP（ヒートポンプ）、産業用の高効率照明導入 等 農林業：施設園芸における省エネ設備の導入、省エネルギー農機の導入 等	34,417
エネルギー管理、その他 等	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施 等	3,506
業務部門		21,769
建築物の省エネルギー化 等	新築・改修における建築物の省エネ化	7,114
省エネ機器の導入 等	業務用給湯器、高効率照明の導入 等	9,041
上下水道における省エネ・創エネ対策の推進 等	水道事業における省エネ・再エネ対策の推進、下水道における省エネ・創エネ対策の推進	790
廃棄物の適正な処理 等	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進 等	1,393
エネルギー管理 等	BEMS の活用、省エネルギー診断 等	3,357
脱炭素ライフスタイルへの転換、その他 等	クールビズ、ウォームビズの推進、屋上緑化 等	75
家庭部門		34,432
建築物の省エネルギー化 等	新築・改修における住宅の省エネ化	7,172
省エネ機器の導入 等	高効率給湯器、高効率照明の導入 等	19,128
エネルギー管理 等	HEMS、スマートメーター等を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	4,842
脱炭素ライフスタイルへの転換、その他 等	クールビズ・ウォームビズの推進、家電の適切な利用、食品ロスの削減 等	3,291
運輸部門		50,657
次世代自動車の普及・燃費改善、道路交通対策の推進 等	次世代自動車の普及・燃費改善、エコドライブの実施、交通安全施設の整備 等	34,132
公共交通機関及び自転車の利用促進 等	公共交通機関の利用促進 等	1,759
輸送・物流の適正化、その他 等	トラック輸送の効率化、宅配便再配達削減の促進 等	14,766
削減見込量合計		144,781

注：四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

前掲の削減見込量を基にした、部門別の目標年度の削減量と排出量の見込量は以下のとおりとなります。現時点では、国の地球温暖化対策計画において設定されている2030年の電力排出係数が0.25 (kg-CO₂/kWh) まで低減¹されることを考慮すると53%の削減を見込むことができます。ただし、電気の排出係数の低減に頼らずに本計画の削減目標である45%を達成するためには、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進していく必要があります。

部門	H25 (2013) 排出量 (t-CO ₂)	R12 (2030) BAU 排出量 (t-CO ₂)	削減見込量 (t-CO ₂)		R12 (2030) 排出見込量 (t-CO ₂)	削減率
			BAU による 削減	対策による 削減		
産業	159,316	190,945	31,629	▲37,923	153,022	▲4%
業務その他	127,868	94,166	▲33,702	▲21,769	72,397	▲43%
家庭	169,839	126,429	▲43,410	▲34,432	91,997	▲46%
運輸	169,979	155,359	▲14,620	▲50,657	104,702	▲38%
計	627,002	566,898	▲60,103	▲144,781	422,118	▲33%
電力排出係 数の低減	—	—	—	▲128,039	▲128,039	—
合計	627,002	566,898	▲60,103	▲272,820	294,079	▲53%

注：四捨五入の関係で計算が合わない場合があります。

¹ 電力排出係数とは、電力を発電するために、どれだけのCO₂を排出したか算定するために用いられる数値のことです。令和元年度の本市の電力消費量は521,581MWhです。一方、国で公表されている令和元年度の電力排出係数は0.47 (kg-CO₂/kWh) であることから、本市の電力消費により排出されたCO₂は約245,143 t-CO₂と算出されます。これにより、本市のエネルギー起源CO₂排出量である508,050 t-CO₂に占める割合は約48%と算出されます。また、2030年BAU排出量は566,898 t-CO₂と推計しています。2030年の電力消費によるCO₂排出量は、上記の割合を用いて、約273,538 t-CO₂と推計されます。国の計画においては、2030年の電力排出係数が0.25 (kg-CO₂/kWh) となっています。令和元年度の電力排出係数と比較すると約47%低減されることから、電力排出係数の低減による削減効果は128,039t-CO₂と見込まれます。

第5章 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

区域の各部門・分野での対策とそのための施策

本市では、自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出削減等のための施策を推進します。特に、市民・事業者・行政との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用をするとともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指します。



出典：鴻巣市第6次総合振興計画

基本目標 1 脱炭素型ライフスタイルへの転換

現在の私たちの暮らしや社会は、エネルギーの消費によって成り立っています。日常生活に欠かすことのできない電気、ガス、水道はもちろん、現代社会の基礎となっている運輸、通信などもエネルギーを利用しています。エネルギーの大半は、石油や石炭などの化石燃料を燃焼することによって得られていますが、これに伴って、大気中に CO2 が排出され、地球温暖化の原因となります。

地球温暖化の進行を防ぐためには、一人ひとりが問題意識を持ち、省エネルギー対策を実行することが大切です。私たちが普段の生活や事業活動を送る際には、さまざまな省エネ・省資源のライフスタイルの普及・定着を進めるとともに、省エネ家電、設備、住宅の普及を通じて、生活の質を低下させることなく CO2 削減を目指します。

1-1 省エネルギー行動の推進

行政の取組

SNS や広報等を活用したエコライフ行動の周知・普及を推進します。

SNS や広報等を活用した「COOL CHOICE」運動の普及を推進します。

市民・事業者の取組

エコチェックサマー・ウィンターに参加するなど、エコライフ行動を推進します。

市民

クールビズ・ウォームビズなどをはじめとした「COOL CHOICE」に基づく省エネ・省資源行動を推進します。

市民

事業者

家庭でできる省エネ行動

省エネ行動を心がけると地球温暖化対策になるだけでなく、経費削減にもつながります。

以下の、家庭でできる省エネ行動による CO2 削減量及び節約効果は、年間の取組によるものです。この省エネ行動を参考に、まずは日常生活で省エネ行動を心がけることから始めてみましょう。

項目	省エネ行動	CO2 削減量 及び節約効果 (年間)
エアコン	冬の暖房時の室温は 20℃を目安に 外気温度 6℃の時、エアコン (2.2kW) の暖房設定温度を 21℃から 20℃ にした場合 (使用時間: 9 時間/日)	25.9 kg 約 1,650 円
照明	電球形 LED ランプに取り替え、点灯時間を短く 54W の白熱電球から 9W の電球形 LED ランプに交換 (年間 2,000 時間 使用) かつ 1 日 1 時間点灯時間を短くした場合	45.5 kg 約 2,890 円
テレビ	テレビを見ないときは消す 1 日 1 時間テレビ (32V 型) を見る時間を減らした場合	8.2 kg 約 520 円
パソコン	使わないときは、電源を切る (デスクトップ型) 1 日 1 時間利用時間を短縮した場合	15.4 kg 約 980 円
冷蔵庫	ものを詰め込みすぎない 詰め込んだ場合と、半分にした場合の比較	21.4 kg 約 1,360 円
電子レンジ	野菜の下ごしらえに電子レンジを活用 (葉菜) 【ガスコンロ】から【電子レンジ】に変えた場合	12.2 kg 約 940 円
電気ポット	長時間使用しないときはプラグを抜く 電気ポットに満タンの水 2.2L を入れ沸騰させ、1.2L を使用后、6 時間保 温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した 場合の比較	52.4 kg 約 3,330 円
ガスコンロ	炎がなべ底からはみ出さないように調節 水 1L (20℃程度) を沸騰させる時、強火から中火にした場合 (1 日 3 回)	5.3 kg 約 390 円
洗濯機	洗濯物はまとめ洗いを 定格容量 (洗濯・脱水容量: 6kg) の 4 割を入れて洗う場合と、8 割を入 れて洗う回数を半分にした場合の比較	2.9 kg 約 180 円

出典: 無理のない省エネ節約 (資源エネルギー庁)

COOL CHOICE とゼロカーボンアクション 30

「COOL CHOICE」は、CO2 などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

COOL CHOICE の取組として「ゼロカーボンアクション 30」があります。脱炭素社会の実現に向けて、一人ひとりができる 30 項目の取組が紹介されています。ゼロカーボンアクション 30 には省エネ行動だけでなく、循環型社会の形成にも関わる取組事例も掲載されています。



令和4年度2月更新



ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**




脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid #c8e6c9; margin-bottom: 5px;"> <p>エネルギーを節約・転換しよう!</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1 再エネ電気への切り替え 2 クールビズ・ウォームビズ 3 節電 4 節水 5 省エネ家電の導入 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう 7 消費エネルギーの見える化 	<div style="background-color: #ffe0b2; padding: 5px; border: 1px solid #ffcdd2; margin-bottom: 5px;"> <p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 8 太陽光パネルの設置 9 ZEH（ゼッチ） 10 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 11 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 12 暮らしに木を取り入れる 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 14 働き方の工夫 	<div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; border: 1px solid #fff176; margin-bottom: 5px;"> <p>CO2 の少ない交通手段を選ぼう!</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 15 スマートムーブ 16 ゼロカーボン・ドライブ 	<div style="background-color: #f8bbd0; padding: 5px; border: 1px solid #f48fb1; margin-bottom: 5px;"> <p>食ロスをなくそう!</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 17 食事を食べ残さない 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 20 自宅でコンポスト
<div style="background-color: #ffe0b2; padding: 5px; border: 1px solid #ffcdd2; margin-bottom: 5px;"> <p>環境保全活動に積極的に参加しよう!</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 30 植林やゴミ拾い等の活動 	<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid #c8e6c9; margin-bottom: 5px;"> <p>CO2 の少ない製品・サービス等を選ぼう!</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 28 脱炭素型の製品・サービスの選択 29 個人のESG投資 	<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid #c8e6c9; margin-bottom: 5px;"> <p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 25 修理や修繕をする 26 フリマ・シェアリング 27 ゴミの分別処理 	<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; border: 1px solid #c8e6c9; margin-bottom: 5px;"> <p>サステナブルなファッションを!</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 21 今持っている服を長く大切に着る 22 長く着られる服をじっくり選ぶ 23 環境に配慮した服を選ぶ

出典：環境省

1-2 省エネルギー性能の高い設備・機器の普及促進

行政の取組

LED 等の高効率照明の導入を推進します。
トップランナー基準を遵守した製品の購入に努めます。
環境省 LD-Tech 認証製品の購入を検討します。
公共施設の大規模改修時には省エネ設備への転換を検討します。
省エネルギー性能の高い設備・機器導入に対する補助金等の支援を実施します。
公共施設への EMS（エネルギー管理システム）の導入を検討します。

市民・事業者の取組

LED 等の高効率照明を積極的に導入します。	市民	事業者
トップランナー基準を遵守した家電製品等の購入に努めます。	市民	
トップランナー基準を遵守した製品等の製造に努めます。		事業者
省エネルギー性能の高い設備の導入を検討します。	市民	事業者
EMS（エネルギー管理システム）の導入を検討します。	市民	事業者
環境省 LD-Tech 認証製品の購入を検討します。		事業者

トップランナー制度







トップランナー制度では、対象となる機器や建材の製造事業者、輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めています。目標となる省エネ基準（トップランナー基準）は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めています。

LD-Tech 認証制度

「環境省 LD-Tech 認証制度」は、現在商品化済みで我が国の脱炭素化を促進する設備・機器等のうち、CO2 削減に最大の効果をもたらす製品を環境省 LD-Tech 認証製品として情報発信し、脱炭素社会の実現を目指すものです。企業で省エネ効果の高い製品を導入する際の目安になります。認証製品は環境省のホームページから見るすることができます。

LED化でどう変わる？

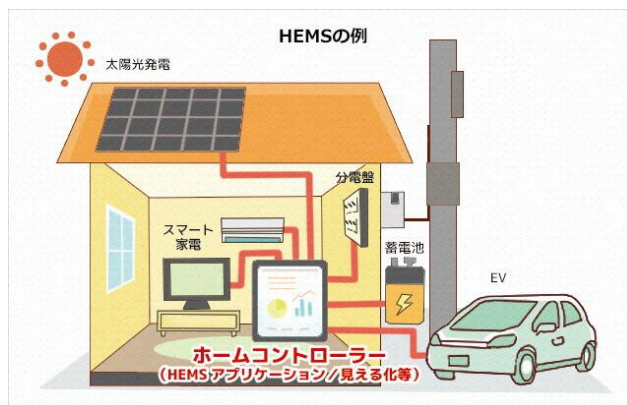
照明を最新の LED 照明に替えた場合、明るさはそのままに、大幅な省エネをすることができます。例えば、蛍光灯などの従来の照明器具を LED 一体型器具に改修すると約 67%の省エネを見込むことができます。さらに、LED 照明は寿命が長いので、取り替えなどに関するコストや手間も軽減できます。

	改修前	改修後	省エネ率
オフィス・会議室	 FLR40形2灯用逆富士形器具	 直管LED40形2灯用逆富士形器具	約 58%
		 LED一体形器具	約 67%
		 LED一体形器具+あかるさ・人感センサ	約 79%
店舗・施設	 ダイクロハロゲン (JDR) 75形スポットライト	 LEDスポットライト100形 ダイクロハロゲン (JDR) 75形相当	約 84%

出典：環境省

EMS（エネルギーマネジメントシステム）

EMS（Energy Management System、エネルギーマネジメントシステム）とは、情報通信技術を活用して、家庭やオフィスビル、工場などのエネルギー（電気やガス等）の使用状況を把握・管理し、最適化するシステムをいいます。照明やエアコンなどのエネルギー設備を自動的に監視・制御するとともに、建物内のエネルギー使用状況を一元的に把握・管理し、需要予測に基づいて設備機器の制御を行い、省エネを図る仕組みになっています。EMSには家庭用のHEMS、オフィスビル等用のBEMS、工場等用のFEMSなどがあります。



出典：省エネポータルサイト（資源エネルギー庁）

HEMS（Home Energy Management System、家庭のエネルギーマネジメントシステム）は、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのことです。家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待されています。また制御機能には、遠隔地からの機器のオンオフ制御や、温度や時間などの自動制御があります。表示機能は、機器ごとのエネルギー消費量などをパソコン、テレビ、携帯電話の画面などに表示するほか、使用状況に応じた省エネアドバイスを行うなどの機能を併せ持つものもあります。

BEMS（Building and Energy Management System、ビルエネルギーマネジメントシステム）とは、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指します。BEMSもHEMS同様、ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うもので、業務用ビル等、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うものです。

FEMS（Facility Energy Management System、産業施設エネルギーマネジメントシステム）とは、従来、人が測定と管理を行っていた工場・プラント等のエネルギー管理をデジタル化・自動化したシステムです。FEMSとしては、例えば、工場内のエネルギー使用量などの情報を「見える化」するもの、これらの情報を基にエネルギー使用量の予測を行うもの、エネルギー需要量に合わせてエネルギー供給設備を最適化するものなど、様々な機能を有するものが実用化されています。これらに加え、最近では工場・プラント内で生成したエネルギーだけでなく、外部のエネルギーグリッド（供給網）からのエネルギー調達量を工場の稼働状況に応じて柔軟に調整するなど、機能の高度化や複数の組織間での情報交換を行えるものも登場しています。

1-3 省エネルギー性能の高い建築物の普及促進

行政の取組

新たに公共施設を建てる際は ZEB 化を検討します。

市民・事業者の取組

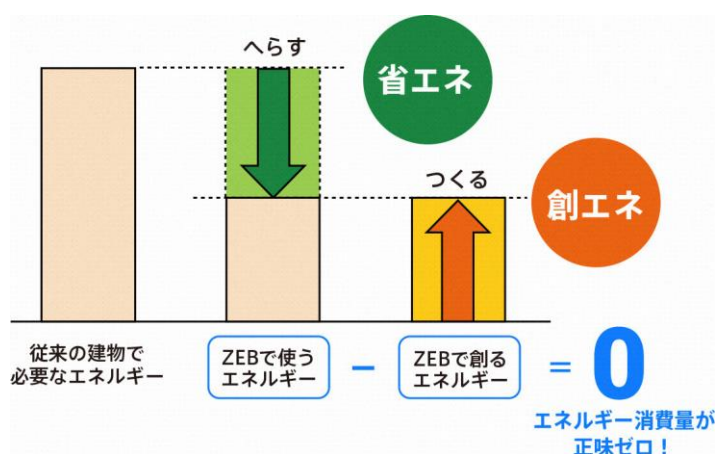
住宅の断熱リフォームを検討します。	市民	
新築の住宅を建てる際は ZEH 化を検討します。	市民	
新築の事業所を建てる際は ZEB 化を検討します。		事業者
既存の事業所や工場の省エネ診断を行い、環境に配慮した事業活動を推進します。		事業者

ゼッチ ゼロ ZEH・ZEB

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、高断熱・高气密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のことです。少ないエネルギーで室温を快適に保つことができ、冷暖房による CO2 排出量の削減につながります。さらに、室温差によるヒートショック等を防ぐ効果も期待できるなど、健康面のメリットもあります。電気料金の抑制や停電時に自宅で作った電力を使える防災力の高さも特徴です。

同様にオフィスなどの建物における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）も存在し、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味でゼロにすることができます。

ZEH は家庭部門、ZEB は業務その他部門での CO2 削減効果を見込むことができます。



ZEB のイメージ

出典：環境省

基本目標 2 再生可能エネルギーの導入・利用促進

再生可能エネルギーは、発電において CO2 を排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。

現状の公共施設における再生可能エネルギーの導入は一部にとどまるため、今後、更なる導入を検討していきます。また、市民・事業者の方々の再生可能エネルギーの導入を後押しできるような支援体制の構築を目指します。

2-1 再生可能エネルギーの導入促進

行政の取組

再生可能エネルギーに関する情報収集に努めます。

再生可能エネルギーに関する情報を提供します。

再生可能エネルギー導入に関する補助金等の支援を実施します。

公共施設への再生可能エネルギーの導入を検討します。

市民・事業者の取組

再生可能エネルギーに関する情報収集に努めます。	市民	事業者
再生可能エネルギーの導入を検討します。	市民	事業者

2-2 再生可能エネルギーの利用促進

行政の取組

CO2 排出係数の低い電力供給会社との契約を検討します。

太陽光発電設置に係るガイドライン等の整備を検討します。

公共施設等における再生可能エネルギーの利用を検討します。

市民・事業者の取組

CO2 排出係数の低い電力供給会社との契約を検討します。	市民	事業者
------------------------------	----	-----

基本目標 3 移動の CO2 削減の推進

自動車から排出される温室効果ガスは、本市から排出される温室効果ガスの約 3 割を占めており、主な排出源のひとつです。

これまで自家用車で移動していた場所への移動を徒歩や自転車、公共交通機関に転換することで、CO2 の削減が期待されます。また、走行時に CO2 を排出しない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）など次世代自動車の普及を促進し、自家用車・営業車から排出される CO2 の削減を目指します。

3-1 環境負荷の低い交通・運輸への転換促進

行政の取組

自転車やまち歩きが楽しめる取組を進めます。
鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通機関の利用促進を図ります。
公共交通の充実を図り、運転免許証の返納を促進します。
農産物等の地産地消を周知します。

市民・事業者の取組

近場の移動は徒歩や自転車で行います。	市民	事業者
通勤時は公共交通機関や自転車を使用するように努めます。	市民	事業者
鉄道やバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。	市民	事業者
貨物の輸送の際は共同輸送に努めます。	市民	事業者
農産物等の地産地消に貢献します。	市民	事業者

3-2 自家用車・営業車の使用に伴う環境負荷低減

行政の取組

公用車やコミュニティバスへの次世代自動車の導入を進めます。
エコドライブの周知・実施を推進します。

市民・事業者の取組

次世代自動車の転換・導入に努めます。	市民	事業者
エコドライブに努めます。	市民	事業者
配達は一回で受け取るようにし、再配達を減らします。	市民	事業者

次世代自動車

次世代自動車とは、ガソリンや軽油などを燃料とした在来型の内燃機関自動車とは動力部や燃料などが異なる自動車で、地球温暖化やエネルギー制約への対応から開発・普及が始まっています。次世代自動車には、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド車（PHV・PHEV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車などがあります。

日本では、2030年までに、新車販売に占める「次世代自動車（EV、HV、PHV、FCV、クリーンディーゼル自動車を含む）」の割合を5～7割とするという目標が掲げられており、そのうちEV・PHVについては2～3割とすることを目指しています。今後はガソリンのみの従来車から次世代自動車が主流となっていくと予想されます。

次世代自動車の新車販売実績と普及目標

	2016年（実績）	2030年
従来車	65.15%	30～50%
次世代自動車	34.85%	50～70%
ハイブリッド自動車	30.76%	30～40%
電気自動車	0.37%	20～30%
プラグイン・ハイブリッド自動車	0.22%	
燃料電池自動車	0.02%	～3%
クリーンディーゼル自動車	3.46%	5～10%

出典：次世代自動車戦略2010、自動車産業戦略2014年（資源エネルギー庁）

基本目標 4 吸収源対策の推進

CO₂ の排出量を削減することも重要ですが、CO₂ の吸収源としての機能を持つ森林を適切に管理・維持することも重要です。しかしながら、本市には吸収源となるような大規模な森林はなく、小規模な斜面林や河畔林が点在する程度です。したがって、残された森林の保全と都市緑地のような市街地にある緑地を引き続き維持管理していくことが重要です。

また、市内における吸収量には限界があるため、森林による吸収量を確保するためには、他市町村と連携した広域的な吸収源対策を講じることも必要であると考えられます。

4-1 緑化活動の推進

行政の取組

市内に残存する斜面林や河畔林の保全を図ります。
緑の基本計画に基づき都市緑地の維持管理を推進します。

市民・事業者の取組

敷地への植樹などの緑化を推進します。	市民	事業者
緑化活動等に積極的に参加します。	市民	事業者

4-2 広域的な連携によるカーボンオフセットの検討

行政の取組

広域的な吸収源対策の検討を行います。

市民・事業者の取組

森林整備活動への参加に努めます。	市民	事業者
J-クレジット制度等を活用した吸収源対策を検討します。		事業者

カーボンオフセットとJ-クレジット制度

カーボンオフセット

日常生活や企業等の活動で、どんなに努力をしても発生してしまうCO₂を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ（＝オフセット）する取組です。

J-クレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。クレジットを活用することで、温対法や省エネ法における報告時に利用することもできます。

基本目標 5 循環型社会の形成

ごみを燃やすときにもエネルギーを消費しているため、ごみそのものを減らすことも重要です。循環型社会の形成を目指すことで、ごみそのものを減らすとともに、温室効果ガスの削減を図ります。

5-1 4Rの推進

行政の取組

ごみの正しい分別方法について周知します。
集団回収、資源回収事業を推進します。
マイバッグ運動によるレジ袋削減を推進します。
食品ロス削減に向けた 3010 運動等を推進します。
生ごみ処理機器購入補助金制度を推進します。
環境負荷を軽減させるため、家庭や事業所からの適正な排水を推進します。

市民・事業者の取組

ごみの正しい分別を徹底します。	市民	事業者
マイバッグ運動によるレジ袋削減を推進します。	市民	事業者
家庭ごみの生ごみの水切りを推進します。	市民	
食品ロス削減に向けた 3010 運動等を実行します。	市民	事業者
サステナブルファッションを取り入れます。	市民	事業者
バイオマス製品の利用・購入を推進します。	市民	事業者
環境負荷を軽減させるため、適正な排水を推進します。	市民	事業者

バイオマス資源

バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称です。バイオマスを焼却する際にも CO₂ は発生しますが、発生した CO₂ は植物が成長過程において大気中から吸収したものであり、放出後は再度植物に吸収されバイオマスを再生産するため、大気中の CO₂ は増加しません。

よってバイオマスを原料とするバイオマスプラスチックには焼却処理する際に排出される CO₂ の抑制に寄与することが期待されます。

バイオマスを利用したものとして、バイオマス燃料やバイオマスプラスチックがあります。

バイオマス燃料には廃食用油を利用したバイオディーゼルのほか、森林の育成過程で生じる間伐材などや、製材工場などから発生する樹皮、のこ屑（プレーナー屑）、端材などを利用した木質ペレットなどがあります。

バイオマスプラスチックの原材料は、トウモロコシやサトウキビなど、植物由来の原料を利用して作られています。レジ袋や食品容器包装などに用いられています。バイオマス製品を示すものにバイオマスマークがあります。使い捨てのプラスチック製品は、バイオマスプラスチックを選ぶように努めましょう。

サステナブルファッション

サステナブルファッションは、衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人や社会に配慮した取組のことで。ファッションは、個々を彩り、毎日を豊かにしてくれるものですが、一方で、ファッション産業が与える大量生産・大量消費・大量廃棄など大きな環境負荷が世界的な問題となっています。下記の例を参考に生活の中にサステナブルファッションを取り入れてみましょう。

#SUSTAINABLEFASHION

一着を長く着用
サステナブルファッション



今ある服を今年捨てずにもう1年長く着れば、日本全体で約4万tの廃棄削減につながります。

環境省
Ministry of the Environment

#SUSTAINABLEFASHION

古着やシェア・レンタルを活用して
サステナブルファッション



みんなで着まわすことにより一着が着用される機会・期間が増加します。

環境省
Ministry of the Environment

#SUSTAINABLEFASHION

買わないことも
サステナブルファッション



2019年に約35億着の衣服が供給されました。買わないだけでも大量生産を見直すアクションとなります。

環境省
Ministry of the Environment

#SUSTAINABLEFASHION

服の作られ方に目を向けて
サステナブルファッション



CO₂排出量の45%以上が原材料調達によるもの。オーガニックコットンや再生原料などサステナブルな素材を選択することで環境負荷を削減できます。

環境省
Ministry of the Environment

#SUSTAINABLEFASHION

服を回収に出して
サステナブルファッション



多くの自治体が古着を資源として回収しています。あなたの自治体のホームページで「古着 回収」と調べてみましょう。

環境省
Ministry of the Environment

#SUSTAINABLEFASHION

私たちの取組みが求められていること

- 何がサステナブルなファッションなのか分かりやすく情報発信する
- 服を処分するときに、回収しやすくする
- 服のリペアやリユースをもっと利用しやすくする
- 生産工程で環境問題にどう配慮しているかの情報が分かるようにする
- 安く買い、流行のシーズンが終わったら処分するサイクルを見直す
- 商品の環境負荷や環境配慮に関する情報が購入時に分かるようにする

環境省
Ministry of the Environment

出典：環境省

5-2 未利用資源の利活用の推進

行政の取組

コンポスト等を利用した堆肥化など生ごみの有効活用について周知・普及を推進します。

市民・事業者の取組

落ち葉や生ごみの堆肥化を図り、利用します。	市民	事業者
野菜の皮などの普段廃棄している非可食部を用いたエコ料理を考案します。	市民	

食材を無駄にしないレシピ

食品ロスを減らすために、調理のときは、食べられる分だけ作るようにすることが重要です。また、食材が余ったときには、使い切りレシピを検索してみると美味しくアレンジできる料理が見つかるかもしれません。消費者庁では、「食材を無駄にしないレシピ」を料理レシピサイト「クックパッド」の

「消費者庁のキッチン」<https://cookpad.com/kitchen/10421939>において紹介しています。

基本目標 6 気候変動への適応策の推進

地球温暖化に伴い、夏季の気温上昇や異常気象などによる健康面や自然災害のリスクが高まっています。温室効果ガスを削減する緩和策と同時に、気候変動への適応策も求められます。

本市における適応策として、熱中症対策を広く周知するとともに、豊かな水辺空間を活用したクールスポットや、熱中症予防のため一時的な休息所として提供しているクールオアシスを紹介します。また、自然災害に備え、避難がスムーズに行えるような情報提供を推進します。

6-1 熱中症対策の推進

行政の取組

熱中症予防について SNS や広報等を通じて広く周知します。
緑や水辺を生かしたクールスポットを紹介します。
熱中症予防の一時的な休息所として提供しているクールオアシスを紹介します。

市民・事業者の取組

家族や従業員に熱中症対策について周知し、実行します。	市民	事業者
打ち水などの熱中症対策に取り組みます。	市民	事業者
温暖化への影響にも配慮した適切な冷房の使用に努めます。	市民	事業者

クールスポット

市内のクールスポットには多くの人々が水と親しめるように整備された吹上元荒川親水護岸があります。元荒川では、カーン教室などのイベントも開催しており、環境学習の場としても機能しています。



吹上元荒川親水護岸

クールオアシス

埼玉県では、「まちのクールオアシス」として、外出時に県民が気軽に涼むことができる場所を提供協力している県内の公共施設のほか県内企業を紹介しています。

本市では、市役所本庁舎や新館等の公共施設をクールオアシスとして提供しています。



市役所本庁舎と新館

6-2 自然災害対応の強化

行政の取組

ホームページや SNS 上で防災情報の掲載による普及・啓発を行います。
災害ハザードマップの配布・周知を行います。
気候変動による影響について情報収集・周知に努めます。

市民・事業者の取組

家族や従業員間で避難場所の把握・共有を行うなど、安全確保を強化します。	市民	事業者
自然災害時の対応について考えます。	市民	事業者
近所の一人暮らしの高齢者などの見守りに努めます。	市民	事業者

基本目標 7 地球温暖化に対する意識向上

地球温暖化対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一体となって意識向上を目指し、協働することが求められます。

市民等への環境講座の開催などを実施し、地球温暖化に対する意識の向上や本市の取組に対する認知度を高めていきます。また、楽しく地球温暖化対策に取り組めるように、エコチェンジポイント鴻巣等の活用による市全体の活性化を目指します。

7-1 地球温暖化に関する環境学習の実施

行政の取組

地球温暖化に関する最新の情報を収集します。
地球温暖化についての環境講座などを開催します。

市民・事業者の取組

地球温暖化に関する最新の情報を収集します。	市民	事業者
従業員に対し、地球温暖化対策について情報提供を行います。		事業者

7-2 市民・事業者・行政の協働による地球温暖化対策の活性化

行政の取組

環境にやさしいまちづくり基金などを有効活用し、環境活動を活性化します。
エコチェンジポイント鴻巣の実施を推進します。
地球温暖化対策や地球温暖化に関わる情報を発信します。

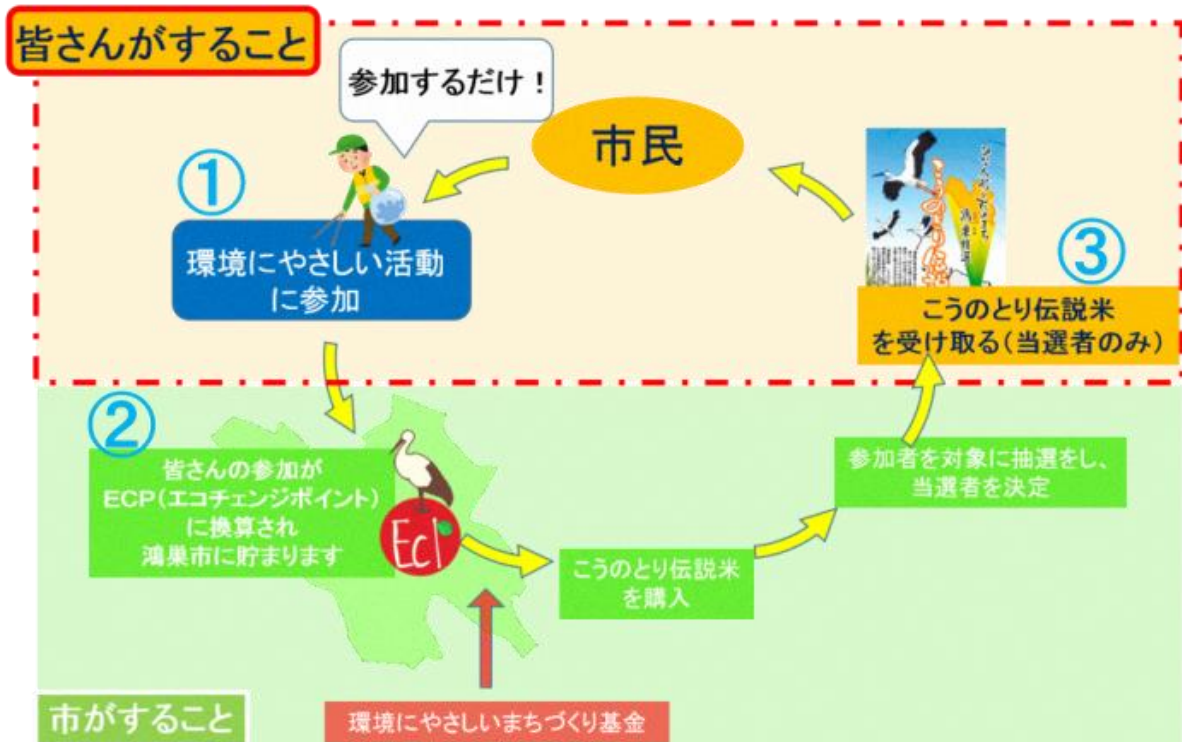
市民・事業者の取組

エコチェンジポイント鴻巣に参加します。	市民	
自身の地球温暖化対策に関する取組について情報発信に努めます。	市民	事業者

エコチェンジポイント鴻巣


エコチェンジポイント鴻巣とは、市が指定する環境にやさしい活動に参加をすることで、環境活動の活性化などに貢献できるだけでなく、こうのとりの伝説米（2 キログラム）が抽選でもらえる事業です。

対象となる地球温暖化に関する取組は、エコチェックサマー・ウィンター、フードドライブ等があります。市内在住・在勤・在学の方ならどなたでも参加することができます。



エコチェンジポイント鴻巣のイメージ図

第6章 脱炭素ロードマップ

年度	【基準年度】 平成25 (2013)	【現状年度】 令和元 (2019)	【計画開始】 令和5 (2023)		【目標年度】 令和12 (2030)	令和13(2031) ～ 令和32(2050)
CO2 排出量	627,002 t-CO2	508,050 t-CO2		1年度あたり基準年度比で約16,597t-CO2の削減 1年度あたり現状年度比で約14,836t-CO2の削減	344,851 t-CO2	吸収量と合わせ 正味0を目指す
基準年度比 目標削減率		▲19%		1年度あたり基準年度比で約2.6%の削減 1年度あたり現状年度比で約2.9%の削減	▲45%	
施 策	基本目標1 脱炭素型ライフ スタイルへの転換	1-1 省エネルギー行動の推進				
		1-2 省エネルギー性能の高い設備・機器の普及促進				
		1-3 省エネルギー性能の高い建築物の普及促進				
	基本目標2 再生可能エネルギーの導入 ・利用促進	2-1 再生可能エネルギーの導入促進				
		2-2 再生可能エネルギーの利用促進				
	基本目標3 移動のCO2削減の推進	3-1 環境負荷の低い交通・運輸への転換促進				
		3-2 自家用車・営業車の使用に伴う環境負荷低減				
	基本目標4 吸収源対策の推進	4-1 緑化活動の推進				
		4-2 広域的な連携によるカーボン オフセットの検討				
	基本目標5 循環型社会の形成	5-1 4Rの推進				
		5-2 未利用資源の利活用の推進				
	基本目標6 気候変動への適応策の推進	6-1 熱中症対策の推進				
		6-2 自然災害対応の強化				
	基本目標7 地球温暖化に対する 意識向上	7-1 地球温暖化に関する環境学習の実施				
7-2 市民・事業者・行政の協働による地球温暖化対策の活性化						

次期計画に基づく脱炭素実現に向けた施策の実行

資料編

1. 鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言	48
2. BAU（現状すう勢）推計の考え方.....	50
3. 削減見込量の推計結果.....	52
4. 用語集	58

1. 鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言

本市は、令和3年10月1日に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。



鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言

～二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して～

近年、地球温暖化が原因と考えられる猛暑や集中豪雨、大型の台風等の深刻な自然災害が多発しています。

2015年に採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑制すること、及び1.5℃までの抑制に向けた努力を追求することが世界共通の長期目標として掲げられ、2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

これらの目標の達成に向け、政府は、2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

このような国内外の動向を踏まえ、鴻巣市においても、いま直面している地球温暖化という課題に対し、市民・事業者・行政が一体となって、脱炭素社会の実現に向けた取組を積極的に推進することが求められています。

このことから、先人から受け継いだ、この美しい緑に彩られた風景を守り育み、次の世代へと引き継いでいくため、SDGsの理念のもと、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「鴻巣市ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。

令和3年10月1日

鴻巣市長 原口和久

本市のゼロカーボンシティの表明に対して、環境大臣よりメッセージをいただきました。



埼玉県鴻巣市長 原口 和久 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で466地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。

環境大臣 山口 壯

2. BAU（現状すう勢）推計の考え方

BAU 排出量の推計は活動量のトレンド推計により行いました。算定式は次のとおりです。なお、算定結果は本編「第3章 温室効果ガス排出量の推計」で示すとおりです。

$$\text{BAU 排出量} = \text{直近年度（令和元（2019）年度）の排出量} \times \text{活動量の変化率}$$

各部門・分野の活動量の推計結果は次のとおりです。なお、使用統計は基本的に温室効果ガス排出量の算定に用いる統計としています。

部門	分野	活動量	推計手法	使用統計
産業	製造業	製造品出荷額	推計式：一次近似 実績値が増加傾向にあり、今後も一次近似的に推移すると予測。	・工業統計（経済産業省）
	建設業 ・鉱業	従業員数	推計式：現状のまま推移 温室効果ガスの算定に用いる統計の更新頻度が低く、推計が困難ため現状のまま推移すると仮定。	・経済センサス【基礎調査】（経済産業省）
	農林水産業	従業員数	推計式：現状のまま推移 温室効果ガスの算定に用いる統計の更新頻度が低く、推計が困難ため現状のまま推移すると仮定。	・経済センサス【基礎調査】（経済産業省）
業務その他		従業員数	推計式：現状のまま推移 温室効果ガスの算定に用いる統計の更新頻度が低く、推計が困難ため現状のまま推移すると仮定。	・経済センサス【基礎調査】（経済産業省）
家庭		世帯数	推計式：対数近似 世帯数の実績値の傾向が上昇傾向にあるものの、人口は減少しているため、増加率は徐々に低下していくと予測し、対数近似を用いた。	・住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（総務省）
運輸	自動車	自動車保有台数	推計式：対数近似（旅客）、現状のまま推移（貨物） 旅客自動車の実績値の傾向が上昇傾向にあり、人口は減少しているため、増加率は徐々に低下していくと予測し、対数近似を適用。 貨物自動車は実績値の変動が大きく、傾向の把握が困難なため、現状のまま推移すると仮定。	・市区町村別自動車保有車両台数統計（一般財団法人自動車検査登録情報協会） ・市町村別軽自動車車両数（全国軽自動車協会連合会）
	鉄道	人口	推計式：鴻巣市人口ビジョン 令和12（2030）年度の人口が鴻巣市人口ビジョンにおける将来展望の値となると仮定。	・実績：住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（総務省） ・予測値：鴻巣市人口ビジョン

《活動量推計結果》

年度	産業部門			業務その他 従業員数 (人)	家庭部門 世帯数 (世帯)	運輸部門		
	製造業	建設業・鉱業	農林水産業			自動車		鉄道
	製造品出荷額 (万円)	従業員数 (人)	従業員数 (人)			旅客自動車 保有台数 (台)	旅客自動車 保有台数 (台)	人口
H25 (2013)	17,748,366	2,119	344	25,899	46,965	60,526	9,997	119,746
H26 (2014)	18,910,728	1,902	246	25,228	47,391	61,064	10,083	119,301
H27 (2015)	18,462,032	1,902	246	25,228	47,979	61,395	10,071	119,192
H28 (2016)	18,298,829	1,902	246	25,228	48,591	61,580	10,159	119,041
H29 (2017)	20,600,251	1,902	246	25,228	49,206	61,972	10,192	119,029
H30 (2018)	23,164,459	1,902	246	25,228	49,746	62,360	10,080	118,745
R元 (2019)	23,126,304	1,902	246	25,228	50,255	62,680	9,990	118,395
R2 (2020)	23,870,066	1,902	246	25,228	50,802	62,407	9,921	
R3 (2021)	24,826,477	1,902	246	25,228	51,376	62,748	9,921	
R4 (2022)	25,782,887	1,902	246	25,228	50,934	62,748	9,921	
R5 (2023)	26,739,298	1,902	246	25,228	51,128	62,846	9,921	
R6 (2024)	27,695,708	1,902	246	25,228	51,304	62,935	9,921	
R7 (2025)	28,652,119	1,902	246	25,228	51,467	63,017	9,921	
R8 (2026)	29,608,530	1,902	246	25,228	51,618	63,093	9,921	
R9 (2027)	30,564,940	1,902	246	25,228	51,758	63,164	9,921	
R10 (2028)	31,521,351	1,902	246	25,228	51,889	63,230	9,921	
R11 (2029)	32,477,761	1,902	246	25,228	52,012	63,292	9,921	
R12 (2030)	33,434,172	1,902	246	25,228	52,128	63,350	9,921	109456
活動量比率 (2030/2019)	1.45	1.00	1.00	1.00	1.04	1.01	0.99	0.92

注 1：黒字は実績値、赤字は予測値を表しています。
 注 2：四捨五入の関係で計算が合わない場合があります。

《BAU 推計結果》

部門・分野		R元 (2019) 排出量 (t-CO2)	活動量比率 (2030/2019)	R12 (2030) BAU 排出量 (t-CO2)	BAU 排出量合計 (t-CO2)
産業	製造業	121,432	1.45	175,556	190,945
	建設業・鉱業	3,596	1.00	3,596	
	農林水産業	11,792	1.00	11,792	
業務その他		94,166	1.00	94,166	94,166
家庭		121,885	1.04	126,429	126,429
運輸	自動車	旅客	1.01	100,832	155,359
		貨物	0.99	47,734	
	鉄道	0.92	6,793		
					566,898

注 1：四捨五入の関係で計算が合わない場合があります。
 注 2：R元 (2019) 年度の各分野の排出量は「部門別 CO2 排出量の現況推計」(環境省)における「部門別データ一覧」より引用しています。

3. 削減見込量の推計結果

(1) 国と連携した施策による削減見込量

国の地球温暖化対策計画に基づく取組の削減見込量を活動量で按分することで、本市の削減見込量を推計しました。算定式は次のとおりです。なお、按分には令和元（2019）年度温室効果ガス排出量の算出に用いる値を使用しました。

$$\text{削減見込} = \text{国の削減見込} \times 1,000 \times \text{市の活動量} / \text{国の活動量}$$

① 産業部門

《製造業》

対策	国の削減見込量	製造品出荷額 (全国)	製造品出荷額 (鴻巣市)	市の削減見込量	
	(千t-CO2)	(万円)	(万円)	(t-CO2)	
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 等				33,364	
高効率空調の導入	690	32,253,341,758	23,126,304	495	
産業HPの導入	1,610			1,154	
産業用照明の導入	2,931			2,102	
低炭素工業炉の導入	8,069			5,786	
産業用モーター・インバータの導入	7,608			5,455	
高性能ボイラーの導入	4,679			3,355	
コージェネレーションの導入	10,610			7,608	
主な電力需要設備効率の改善	100			72	
廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大	2,120			1,520	
コークス炉の効率改善	480			344	
発電効率の改善（共同火力）	440			315	
発電効率の改善（自家発）	700			502	
省エネルギー設備の増強	650			466	
革新的製鉄プロセス（フェロコークス）の導入	820			588	
環境調和型製鉄プロセスの導入	110			79	
化学の省エネルギープロセス技術の導入	3,891			2,790	
二酸化炭素原料化技術の導入	173			124	
従来型省エネルギー技術	64			46	
熱エネルギー代替廃棄物利用技術	192			138	
革新的セメント製造プロセス	408			293	
ガラス溶融プロセス技術	81	58			
高効率古紙パルプ製造技術の導入	105	75			
エネルギー管理、その他 等				3,506	
業種間連携省エネルギーの取組推進	780	32,253,341,758	23,126,304	559	
FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	2,000			1,434	
燃料転換の推進	2,110			1,513	
				合計	36,870

注：四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

《農林業》

対策	国の削減見込量	農林業従業員数 (全国)	農林業従業員数 (鴻巣市)	市の削減見込量
	(千t-CO2)	(人)	(人)	(t-CO2)
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 等				1,053
施設園芸における省エネ設備の導入	1,550	363,959	246	1,048
省エネルギー農機の導入	8			5
合計				1,053

注：四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

《製造業》 + 《農林業》

国と連携した施策による 製造業削減見込量合計 (t-CO2)	国と連携した施策による 農林業削減見込量合計 (t-CO2)	国との連携による 産業部門削減見込量合計 (t-CO2)
36,870	1,053	37,923

② 業務その他

対策	国の削減見込量	業務その他従業員数 (全国)	業務その他従業員数 (鴻巣市)	市の削減見込量
	(千t-CO2)	(人)	(人)	(t-CO2)
建築物の省エネルギー化 等				7,114
建築物の省エネルギー化（新築）	10,100	48,403,405	25,228	5,264
建築物の省エネルギー化（改修）	3,550			1,850
省エネ機器の導入 等				9,041
業務用給湯器の導入	1,410	48,403,405	25,228	735
高効率照明の導入	6,720			3,502
冷媒管理技術の導入	16			8
トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	9,200			4,795
上下水道における省エネ・創エネ対策の推進 等				790
水道事業における省エネ・再エネ対策の推進等	216	48,403,405	25,228	113
下水道における省エネ・創エネ対策の推進	1,300			678
廃棄物の適正な処理 等				1,393
プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	62	48,403,405	25,228	32
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	910			474
産業廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	200			104
廃棄物処理業における燃料製造・省エネルギー対策の推進	1,350			704
EVごみ収集車の導入	150			78
エネルギー管理等				3,357
BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	6,440	48,403,405	25,228	3,357
脱炭素ライフスタイルへの転換、その他 等				75
ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化	7	48,403,405	25,228	4
クールビズの実施徹底の促進	87			45
ウォームビズ実施徹底の促進	49			26
合計				21,769

注：四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

③ 家庭

対策	国の削減見込量	世帯数 (全国)	世帯数 (鴻巣市)	市の削減見込量
	(千t-CO2)	(世帯)	(世帯)	(t-CO2)
建築物の省エネルギー化 等				7,172
住宅の省エネルギー化（新築）	6,200	59,071,519	50,255	5,275
住宅の省エネルギー化（改修）	2,230			1,897
省エネ機器の導入 等				17,330
高効率給湯器の導入	8,980	59,071,519	50,255	7,640
高効率照明の導入	6,510			5,538
高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）（浄化槽の省エネルギー化）	49			42
省エネルギー浄化槽整備の推進（エネルギー効率の低い既存中・大型浄化槽の交換等）	74			63
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	4,757			4,047
エネルギー管理 等				4,842
HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理	5,691	59,071,519	50,255	4,842
脱炭素ライフスタイルへの転換、その他 等				733
クールビズ実施徹底の促進	58	59,071,519	50,255	49
ウォームビズ実施徹底の促進	359			305
家庭エコ診断	49			42
食品ロスの削減	396			337
合計				30,077

注：四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

④ 運輸

対策	国の削減見込量	自動車台数 (全国)	自動車台数 (鴻巣市)	市の削減見込量
	(千t-CO2)	(台)	(台)	(t-CO2)
次世代自動車の普及・燃費改善、道路交通対策の推進 等				30,857
次世代自動車の普及、燃費改善	26,740	79,453,165	72,670	24,457
道路交通対策等の推進	2,000			1,829
LED道路照明	130			119
高度道路交通システム（ITS）の推進	1,500			1,372
交通安全施設の整備（信号機の改良・プロファイル（ハイブリッド）化）	560			512
交通安全施設の整備（信号灯のLED化の推進）	110			101
自動走行の推進	1,687			1,543
環境に配慮した自動車使用等の促進による運送事業等のグリーン化	1,010			924
公共交通機関及び自転車の利用促進 等				1,759
公共交通機関の利用促進	1,620	79,453,165	72,670	1,482
地域公共交通利便増進事業を通じた路線効率化	23			21
自転車の利用促進	280			256
輸送・物流の適正化、その他 等				14,766
トラック輸送の効率化	11,800	79,453,165	72,670	10,793
共同輸配送の推進	33			30
宅配便再配達削減の促進	17			16
ドローン物流の社会実装	65			59
物流施設の低炭素化	110			101
鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	1,466			1,341
地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	53			48
鉄道分野の脱炭素化の促進	2,600			2,378
合計				47,381

注：四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

(2) アンケート結果を基にした削減見込量の推計

① 家庭部門

【①-1 家庭用燃料電池（エネファーム）の導入】

本市の取組として省エネ設備・機器の補助金等による助成を行った場合の削減効果を試算しました。

家庭用燃料電池の削減効果は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和4年3月」より0.16 t-CO₂/台としています。

また、市民アンケート問10において、「8. 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）」に対し「助成があれば導入したい」と回答した割合が約21.6%であることから、BAU推計の令和12（2030）年度世帯数に対する導入率と仮定して推計しました。

算定式は次のとおりです。

〈推計結果〉

$$0.16 \text{ (t-CO}_2\text{/台)} \times 52,128 \text{ (世帯)} \times \text{導入率} = 1,798 \text{ (t-CO}_2\text{)}$$

【①-2 省エネ行動による削減】

資源エネルギー庁が公表する「無理のない省エネ節約」における省エネ等の取組について、市民アンケート設問13の設問にある取組内容と合致するものを抽出し、「今後は取り組みたい」と回答した割合をBAU推計の令和12（2030）年度世帯数に対する導入率と仮定して推計しました。

算定式は次のとおりです。

$$\text{削減見込} = \text{削減効果} \times 52,128 \text{ (世帯)} \times \text{導入率}$$

〈推計結果〉

場面	取組内容	削減効果 (t-CO ₂)	2030年 推計世帯数 (世帯)	問13 項目No.	導入率	削減見込量 (t-CO ₂)
エアコン	冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げる。	0.0148	52,128	5	28.6%	220
エアコン	冬の暖房時の室温は20℃を目安に。	0.0259		5	28.6%	386
照明	点灯時間を短く。（LED照明を想定）	0.0016		2	6.0%	5
テレビ	テレビを見ないときは消す。	0.0082		2	6.0%	26
冷蔵庫	ものを詰め込みすぎない。	0.0214		4	20.8%	232
冷蔵庫	無駄な開閉はしない。	0.0051		4	20.8%	55
冷蔵庫	開けている時間を短く。	0.003		4	20.8%	32
電気ポット	長時間使用しないときはプラグを抜く。	0.0524		1	34.8%	951
給湯	入浴は間隔をあけず。	0.0857		3	10.9%	487
給湯	シャワーは不必要に流したままにしない。	0.0287		3	10.9%	163
					合計	2,558

注：四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

② 運輸部門

【②-1 エコドライブの実施による削減】

資源エネルギー庁が公表する「無理のない省エネ節約」における自動車の運転の取組について、市民アンケート設問 13 の設問にある取組内容と合致するものを抽出し、「今後は取り組みたい」と回答した割合を BAU 推計の令和 12（2030）年度自動車台数に対する導入率と仮定して推計しました。

算定式は次のとおりです。

$$\text{削減見込} = \text{削減効果} \times 73,271 \text{ (台)} \times \text{導入率}$$

〈推計結果〉

取組内容	削減効果 (t-CO2)	2030年 推計自動車台数 (台)	導入率	削減見込量 (t-CO2)
ふんわりアクセル「eスタート」	0.194	73,271	13.0%	1,846
加減速の少ない運転	0.068			647
早めのアクセルオフ	0.042			400
アイドリングストップ	0.0402			383
			合計	3,275

注：四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

(3) 削減見込量の合計

「(1) 国と連携した施策による削減見込」及び「(2) アンケート結果を基にした削減見込量」を合計した削減見込量は次のとおりです。

なお、家庭部門における「①-1 家庭用燃料電池（エネファーム）の導入」は「省エネ機器の導入等」、【①-2 省エネ行動による削減】は「脱炭素ライフスタイルへの転換、その他等」、運輸部門における【②-1 エコドライブの実施による削減】は「次世代自動車の普及・燃費改善、道路交通対策の推進等」としています。

部門・対策	国と連携した施策による削減見込量 (t-CO2)	アンケート結果を基にした削減見込量 (t-CO2)	2030 年度削減見込量 (t-CO2)
産業部門			37,923
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 等	34,417	—	34,417
エネルギー管理、その他 等	3,506	—	3,506
業務部門			21,769
建築物の省エネルギー化 等	7,114	—	7,114
省エネ機器の導入 等	9,041	—	9,041
上下水道における省エネ・創エネ対策の推進 等	790	—	790
廃棄物の適正な処理 等	1,393	—	1,393
エネルギー管理 等	3,357	—	3,357
脱炭素ライフスタイルへの転換、その他 等	75	—	75
家庭部門			34,432
建築物の省エネルギー化 等	7,172	—	7,172
省エネ機器の導入 等	17,330	1,798	19,128
エネルギー管理 等	4,842	—	4,842
脱炭素ライフスタイルへの転換、その他 等	733	2,558	3,291
運輸部門			50,657
次世代自動車の普及・燃費改善、道路交通対策の推進 等	30,857	3,275	34,132
公共交通機関及び自転車の利用促進 等	1,759	—	1,759
輸送・物流の適正化、その他 等	14,766	—	14,766
合計			144,781

注：四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

4. 用語集

あ行

◆IPCC

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織である「気候変動に関する政府間パネル」のことで、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を行い、定期的に報告書を作成しています。

◆ウォームビズ

過度な暖房に頼らず、重ね着等の防寒対策により冬を快適に過ごすライフスタイルです。

◆エコドライブ

車を運転するドライバーが、燃料消費やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止に向けた運転をする取組です。警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省をメンバーとしたエコドライブ普及連絡会では、「エコドライブ10のすすめ」として、以下の10の取組を励行しています。

①	自分の燃費を把握しよう
②	ふんわりアクセル「eスタート」
③	車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
④	減速時は早めにアクセルを離そう
⑤	エアコンの使用は適切に
⑥	ムダなアイドリングはやめよう
⑦	渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
⑧	タイヤの空気圧から始める点検・整備
⑨	不要な荷物はおろそう
⑩	走行の妨げとなる駐車はやめよう

◆エコライフ

便利で快適な生活が自然や環境に影響を及ぼしていることを認識し、省エネルギー、ゴミの減量、リサイクル、節水など、環境にやさしい生活を実施することです。

◆エコライフ DAY

エコライフ DAY（デイ）は、簡単なチェックシートを利用して、エコライフを体験していただくものです。チェックシートをみながら1日、省エネ・省資源など環境に配慮した生活をしてみてください。

◆エコチェックサマー・ウィンター

夏と冬に家庭の電気使用量をチェックしながら節電に取り組む事業です。成果が電気の削減量として目に見えるので、より効果的に節電に取り組むことができます。

◆屋上緑化

屋上緑化とは、建築物において屋上に植物を植えることを意味します。屋上庭園と呼ばれることもあります。

◆温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのことです。二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロン類などが該当します。

か行

◆カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることです。

◆京都議定書

地球温暖化対策に対する国際的な取組のための国際条約です。1997年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択されたため、「京都」の名を冠します。その取組の一つとして掲げられた温室効果ガスの削減目標について、日本は1990年比で2008～2012年に6%の削減を達成しています。

◆クールビズ

過度な冷房に頼らず、軽装により適正な室温で快適に過ごすライフスタイルです。

◆鴻巣市環境基本計画

環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に係る長期的な視点に立った取組を、総合的かつ計画的に進めていくための計画です。より良い環境の実現に向け、私たち一人ひとりが取り組むべき内容を明確にしています。

◆国連気候変動枠組条約

1992年の国連において採択され、1994年に発効された条約です。大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを目標とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めたものです。この条約に基づき、1995年から「気候変動枠組条約締約国会議（COP）」が開催されています。

◆コンポスト

家庭から出る野菜くずなどの生ごみや葉などの有機物を、微生物の働きにより発酵・分解して堆肥を作ると言います。

さ行

◆再生可能エネルギー

「太陽光」「太陽熱」「風力」「地中熱」「地熱」「バイオマス」など、発電においてCO₂を排出することなく、枯渇の恐れがない自然エネルギーのことです。

◆シェアサイクル

シェアサイクルとは、相互利用可能な複数のサイクルポートが設置され、エコで環境にやさしく、手軽に利用できる身近な市内回遊の交通手段です。

◆食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

◆ゼロカーボンシティ

2050年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方自治体のことです。

◆3010運動

宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーンです。乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛けることから「3010運動」と名付けられました。

た行

◆太陽光発電

太陽の光エネルギーを受けて太陽電池が発電し、その電力を日々の生活に利用するシステムです。

◆太陽熱

太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムです。

◆第6次鴻巣市総合振興計画

総合振興計画とは、よりよい地域づくりのためのさまざまな施策をバランス良く効率的に進めていくための基本的な指針となるもので、市の最上位計画です。

◆地中熱

地中の温度は年間を通じてその地域の平均気温程度に保たれており、夏季には外気温よりも低く、冬季には外気温より高いという特徴があります。空調、給湯、融雪などにこの特徴を利用するシステムです。

◆脱炭素社会

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させた社会のことです。

◆地球温暖化

日常生活から排出される温室効果ガスの影響により、地球規模で気温や海水温が上昇し、氷河や氷床が縮小する現象です。異常高温（熱波）や大雨、干ばつの増加など、さまざまな気候の変化をともなっています。

◆地熱発電

地熱発電は、マグマにより生じた高温の蒸気を利用し、タービンを回転させて電気を作る発電方式です。

◆中小水力発電

一般河川、農業用水、砂防ダムなどで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことで発電する方法のことをいいます。「中小水力発電」について厳密な定義はありませんが、出力10,000kW～30,000kW以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多いです。

◆低炭素化

二酸化炭素の排出量を抑えることです。二酸化炭素の排出が少なくなった社会を低炭素社会とも呼んでいます。

◆都市緑地

主として都市の自然的環境の保全や改善、景観の向上を図るために設けられた緑地のことをいいます。

は行

◆バイオディーゼル燃料

家庭やレストラン、食堂などから出た使用済みの食用油をメタノールと反応させることで粘性や引火点を下げ、ディーゼル車で利用できるようにした燃料のことです。

◆パリ協定

気候変動枠組条約の締約国による、平成 27（2015）年度にパリで開催された第 21 回締約国会議で採択された、温室効果ガス排出削減等のための国際的な枠組みです。

◆BAU（現状すう勢）排出量

今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量です。

◆フードドライブ

家庭で余っている食品などを持ち寄り、地域の福祉団体や施設などに寄付する活動です。未利用食品の有効利用を図り、食品ロスの削減に貢献します。

◆風力発電

風力発電は、風の力を利用して風車を回し、風車の回転運動を発電機を通じて電気に変換する発電方法です。

や行

◆4R

限りある資源を有効に使い、できるだけごみの排出を減らし、環境を守るための取組みとして「3R（スリーアール）（リデュース・リユース・リサイクル）」に、Refuse（リフューズ）「ごみになるものを断る」、Renewable（リニューアブル）「再生可能な代替素材を使用する」の2つを加えて、「4R+1（フォーアール・ヨンアールプラス1）」を推進しています。

鴻巣市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

発行 令和5年3月

編集 鴻巣市 環境経済部 環境課

鴻巣市中央1番1号

TEL 048-541-1321（代表）

FAX 048-577-8462

<https://www.city.kounosu.saitama.jp/>

3R

スリーアール に取り組もう

リデュース
Reduce

～ごみの発生量を減らそう～

- 必要のない包装はことわろう。
- レジ袋をことわろう。
- マイバッグ・マイボトルを使おう。

リユース
Reuse

～使えるものをくりかえし使おう～

- 洗剤や調味料などの容器をくりかえし使おう。
- 使わなくなったものは人にゆずろう。
- こわれたものは修理して使おう。

リサイクル
Recycle

～再生して資源にしよう～

- 分別ルールを守って正しく捨てよう。
ペットボトルはキャップをはずし、ラベルをはがし、中をすずいでごみに出そう。

リサイクルボックスへの捨て方

これはごみ箱ではなく「リサイクルボックス」です。決められたもの以外は入れないようにしよう。



ごみをきちんと捨てよう

- 家庭ごみの収集所は動物に荒らされたたりごみが風で飛ばされたりしないように、ネットをかけるなどしよう。
- パーベキュー、お祭りなど、ごみ箱のない屋外で出したごみは、きちんと家に持ち帰って捨てよう。
- 自動販売機にある「リサイクルボックス」が満杯のときは、ボックス脇に置かずには持ち帰ろう。



ごみ拾い活動に参加しよう

「海と日本プロジェクト 海ごみゼロウィーク」(5月30日～6月8日前後)
日本最大級のゴミ拾いプロジェクトです。



プラスチックごみを流さない!



SAITAMA

埼玉県マスコット
「さいたまっち」コハトン

～川がきれいになれば、きつと海もきれいになる～

① **くじらちゃんのなみだ**

わたしはクジラ。毎日ひろ～い海を泳いでいたの。

なんで泣いているの?

②

私はお魚やおキアミアエを食べるんだけど、オナカがすいている時に、ちようどイカさんが泳いで、パクって食べたの。

あ～ん

ちかつよ! しじ寝だよ!

③

苦ししいよ～

そのうちわたしのオナカの中には、食べられないものがいっぱいになっちゃったの。



クジラの胃の内容物 (ビニール)



なんでこんな事が起こったのかな? どうすればよかったのかな?

私たちにできることから始めよう



私たちのごみが海をよごしていた!

コバトンがどこかにかくれているよ。
さがしてみてね。



街中のごみは、川を通じて海に流れ出ます。
私たちの生活から出たごみが雨で流されたり風で飛ばされたりして川に入ります。

プラスチックは太陽の光に含まれる紫外線や波の力で劣化し、小さな破片になっていきます。プラスチックは分解しません。



コアホウドリのヒナの死がい



魚網にからまるアジカ



海岸に落ちていたごみ

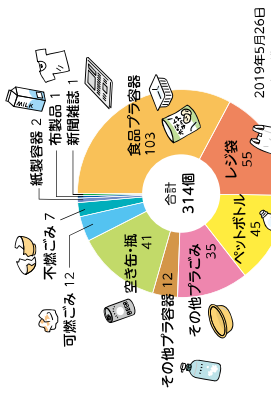


ごみが流れ着いた海洋

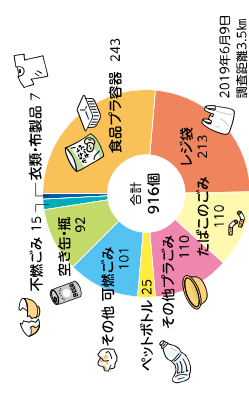
Q 埼玉県の川でどのようなごみが見つかったの?

A プラスチックごみの数が全体の70%以上!

新河岸川(川越市)ごみ調査結果



鴨川(上尾市)ごみ調査結果



新河岸川のごみ調査

河川敷に散らばるごみ

Q 海でどのような問題が起こっているの?

A 2050年の海は、プラスチックごみの方が海にすむ魚の重量を上回るかもしれません。海洋生物がプラスチックごみを誤って食べたり、プラスチックごみが絡まり海洋生物が傷つけられる事例が報告されています。

Q 海のない埼玉県が、なぜ海のごみ問題に取り組むの?

A 埼玉県の川は海につながっています。埼玉県は生活の身近に川の存在があり、豊かな川を持つ「川の国」です。川の国埼玉からプラスチックごみを海に流さないようにしましょう。

Q マイクロプラスチックとは?

A 5mm以下の小さなプラスチック片を「マイクロプラスチック」といいます。マイクロプラスチックになると回収が難しくなります!

5mm以下の小さなプラスチック片を「マイクロプラスチック」といいます。マイクロプラスチックになると回収が難しくなります!

マイクロプラスチックの一部は海底にたまっていくよ。

小さいプラスチックは、小さな魚や鳥などが食べてしまうよ。

くじらや亀などがエサと間違えて食べてしまうよ。